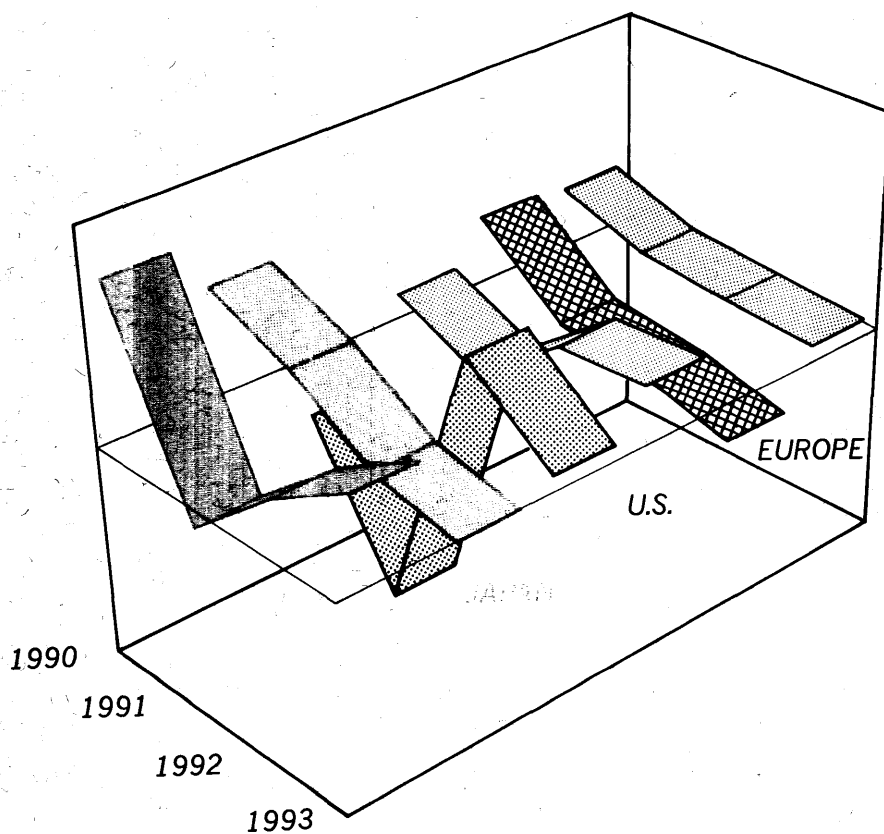


—制度改革をスプリングボードに、新たな展開を—



財団
法人

建設経済研究所

は　じ　め　に

政治改革、行政改革それに経済改革も加わって、今日本は大きな変革の嵐の中にある。その嵐の中で、とりわけ建設産業には強烈なアゲインストの風が吹き荒れている。バブル経済の崩壊による景気的大幅な後退で、建設不動産不況は深刻の度を増している。相次ぐゼネコン疑惑の発生は建設産業に対する世間の厳しい批判を招き、建設産業のイメージアップに関するこれまでの努力を帳消しにしている。加えて国際経済摩擦が進む中で日米建設協議がその焦点になり、わが国建設市場の大幅開放を求めて建設生産システムのあり方にまで及ぶ改革が要求されている。まさにこのような状況の下で、公共工事入札制度も長年わが国の建設市場に根付いてきた指名競争入札制度それ自体の改善にとどまらず、一般競争入札制度の導入により多様化へ向おうとしている。建設市場に競争と公正を旗印とする改革が加えられることにより、建設経済活動の様々な面に変革の波が及ぶことになろう。時代の大きな潮流である。

しかしながら、建設産業は改革の嵐の中でいたずらに萎縮することなく、制度改革を前向きに受け止め、これをスプリングボードにして次の時代への飛躍を積極的に模索していかなければなるまい。21世紀に向って、国民の生活の質の向上が最大の政策目標であり、住宅と住環境の改善の必要性は一層大きくなる。質の高い住宅、良質な住環境を欲しない人は一人もいない。国民のニーズは大きく、それを担う建設産業の役割にいささかの後退もない。

今回のレポートは、「改革」をテーマに、第1章では内外の建設経済の動向を分析し、長期不況から脱出するうえで公共投資が大きな役割を果たすことを実証するとともに、マクロ経済と建設経済の短期的な予測を試みる。第2章では当面の最大の課題である公共工事の入札契約制度の改革の方向をとり上げる。第3章では、土地保有税制のあり方について実証的に分析し所要の提言を行っている。

かつてない強烈な変革の時期にあって、ともすると自信を失いかねない建設産業に対して、少しでもこのレポートがポジティブな論議をする参考になることを期待する。

1993年12月

財団法人 建設経済研究所
理事長 穴 戸 寿 雄

日本経済と公共投資

第1章 マクロ経済と建設投資	1
1-1 最近の経済動向	1
1-2 分野別の建設投資動向	2
(1) 住宅投資	2
(2) 非住宅投資	3
(3) 公共投資	4
1-3 建設会社の受注状況	4
(1) 大手50社	4
(2) 中小465社	5
1-4 1994年マクロ経済と建設市場の見通し	6
(1) マクロ経済の見通し	7
(2) 建設経済の見通し	8
(イ) 概観	8
(ロ) 住宅投資	9
(ハ) 非住宅投資	9
1-5 重なる景気テコ入れ策と公共投資の効果	13
(1) 三次に及ぶ経済対策の実施	13
(2) 経済対策の効果	14
(3) 引き続き必要な財政出動	16
第2章 建設産業が挑戦すべき課題	19
2-1 制度改革を迫る米国政府	19
(1) 緊迫する日米建設交渉	19
(2) 外国企業の取扱い	21
2-2 改革に踏み出した入札制度	22
(1) 指名競争入札制度の運用の実態と問題点	22
(2) 指名競争入札制度の改善	24

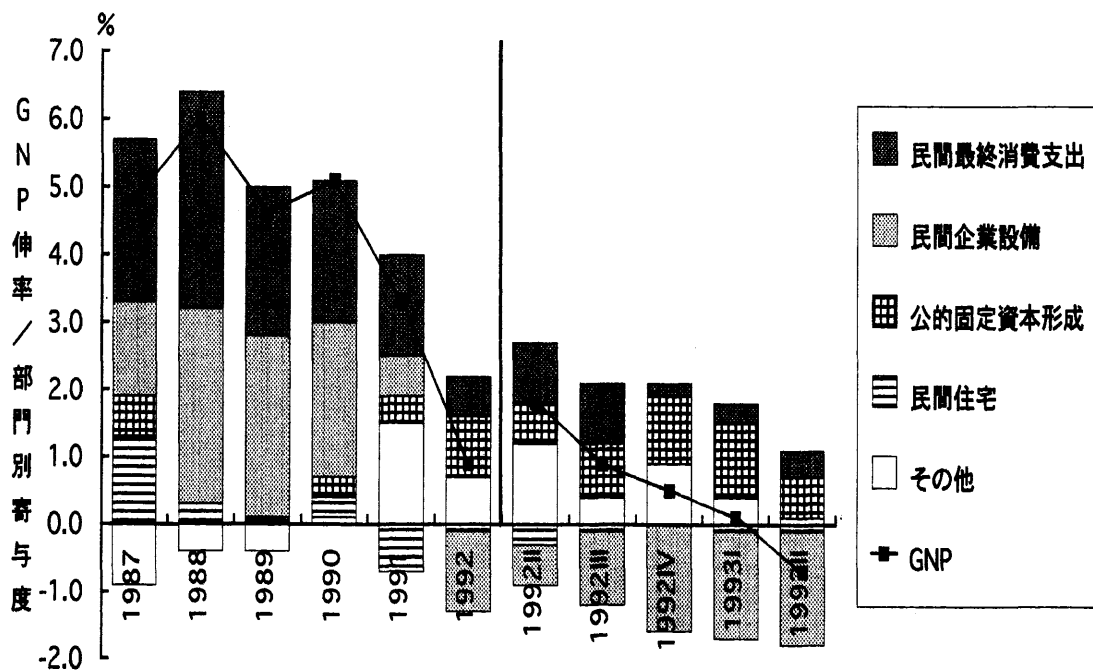
(3) 一般競争入札制度の導入と問題点	2 4
2-3 透明性と競争性が生かされる市場へ	3 0
(1) 企業における取り組みと限界	3 0
(2) 市場の透明性、競争性の向上	3 5
2-4 カルテル・談合への対応	4 2
(1) 競争促進政策の強化	4 2
(2) 近年のカルテル・談合等独禁法違反事件	4 4
(3) 企業における独占禁止法遵守のための取組	4 6
2-5 改革をスプリングボードに新たな展開を	4 7
第3章 土地保有税制のあり方	5 2
3-1 土地保有税制の改革はバブル潰しではない	5 2
3-2 東京都財政と土地所有者の受益と負担	5 7
(1) 固定資産税の実効税率	5 9
(2) 東京都の財政	5 9
(3) 公共事業費、用地費の異常な増加	6 1
(4) 土地所有者の負担の低下	6 2
3-3 土地保有税制のあり方	6 4
参考資料	6 5
緊急経済対策（平成5年9月）の概要	6 6
米国建設市場の動向	6 9
E C諸国建設市場の動向	8 1
韓国経済と建設市場の動向	9 1
建設企業の経営状況の分析	9 4
大手35社の経常利益等	1 0 1

第1章 マクロ経済と建設投資

1-1 最近の経済動向

- ・ 92年末に発表された93年度の政府経済見通しでは、93年度の経済成長率は実質 3.3%となるとの予想であった。同時に発表された92年度の実績見込みは実質 1.6%の成長（結果的には 0.8%にとどまったが）であって、この時の93年度景気回復のシナリオは、93年度前半にかけて公共投資と住宅投資が成長の牽引役となり、その効果が個人消費と設備投資に徐々に波及、93年度後半には内需中心の持続可能な望ましい適正な成長経路に移行するというものであった。
- ・ 政府は、この経済見通しの達成に向けて、92年8月の「総合経済対策（事業規模10兆 7,000億円）」に加え、93年4月に「新総合経済対策（事業規模約13兆 2,000億円）」を決定するなどの政策努力に加え、3度の公定歩合の引下げによって金融緩和を実施した。しかしながら、93年9月の国民所得統計速報による93年4月～6月期のG N Pの実質成長率是对前期比▲0.5%であり、政府経済見通しの成長を実現することはまず不可能となった。財建設経済研究所と財経済調査会の建設経済モデルにより試算を行った結果では、今年度の実質成長率は▲0.1%と見込まれている。
- ・ 図1-1は、各年度または各四半期について、前期比のG N P伸び率と、民間最終消費支出、民間設備投資、公的固定資本形成、民間住宅投資及びその他の項目のG N P伸び率への寄与度を示したものである。目立つのは、バブル期の民間企業の過大投資の結果拡大したストックの調整がなお進行中で、引き続き民間企業設備投資の伸び率がマイナスとなって、公共投資の追加による公的固定資本形成の増加分を打ち消していることである。また、需要項目中に大きなウェイトを占める民間最終消費支出も、伸率はプラスではあるものの低迷を続けている。さらに、93年度景気回復の牽引役として期待された民間住宅投資の寄与度も小さくなっており、必ずしも期待どおりの結果とはなっていない。
- ・ 冷夏による消費の低迷、予想以上の円高の進展からの企業の投資意欲の減退など、政府見通しになかったものが予測を狂わせたとはいえ、政府の景気対策が十分でなかった点は指摘されねばならない。

図 1 - 1 GNP伸率と部門別寄与度（1987年度から1993年第2四半期まで）



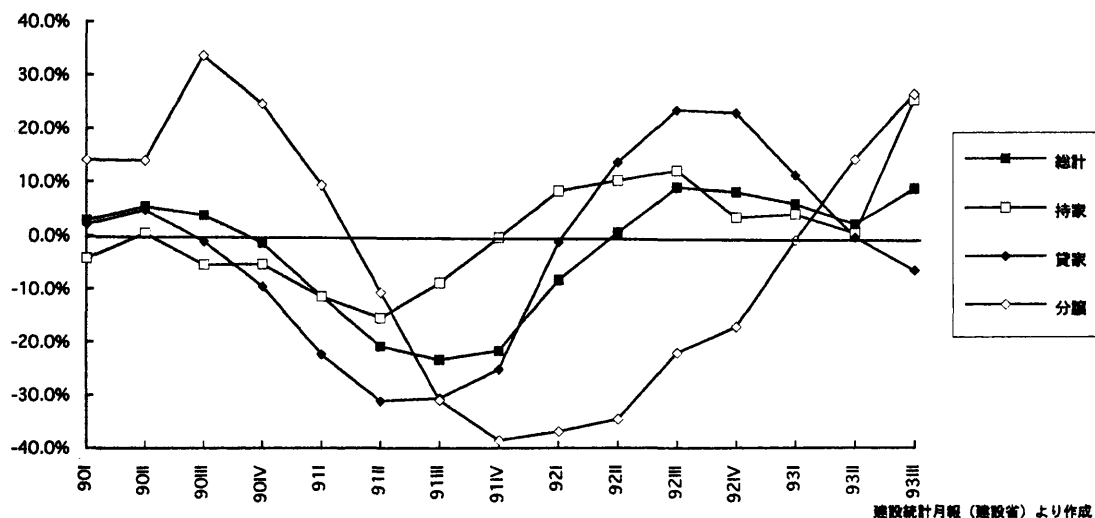
年度数値は対前年度比、四半期数値は対前年同期比

1 - 2 分野別の建設投資動向

(1) 住宅投資

- 過去最低の金利、建築費の安定を背景に、住宅着工は、このところ高い水準で推移している。持家については、93年度4月～9月期で対前年同期比12.5%の増、月次では7月以降連続二桁の増加となっている。貸家については、賃貸市場の低迷もあり、対前年同月比で10月まで6カ月連続の減少、4月から9月では▲3.7%と低迷を示している。分譲住宅は、このところのマンション需要の増加を反映して93年度4月～9月期で前年同期比18.6%の増と回復基調が伺える（図1-2）。
- 現在の需要増は、バブルの時代以降、縮小した需要が土地代を含む住宅価格の低下及び金利の引下げとともに、その落ち込みを戻したものである。建築価格及び地価がまだ十分に低下していないにもかかわらず、金利の引下げによって需要が堅調に推移しているものと思われる。

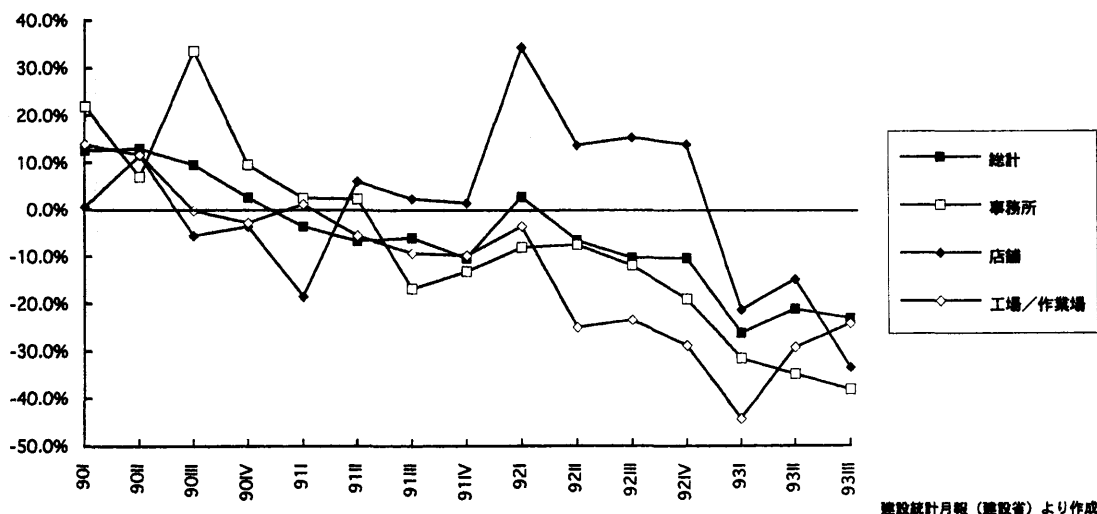
図 1 - 2 新設住宅着工戸数の対前年同期比（1990年第1四半期から1993年第3四半期まで）



（２）非住宅投資

- ・ 非住宅建築物全体の着工床面積は大幅に減少し、93年度4月～9月期の着工面積はバブル以前の昭和60年4月～9月期の水準を下回っている。平成5年に入ってから対前年同月比は連続10カ月間20%前後のマイナスである。とりわけ民間非住宅建築物は、4月～9月期では、前年同期比で ▲25.9%であり、民間企業設備投資の低迷が製造業のみならず、第3次産業分野とくにオフィスビル建設の減少の形をとって現われている（図1-3）。

図 1 - 3 建築物着工床面積の対前年同期比（1990年第1四半期から1993年第3四半期まで）



- ・ バブル景気の担い手になったオフィスビルの建築は、空室率の上昇、賃料水準の低下から採算割れの状況になり、平成5年度前期では民間オフィスビルの着工は39.5%の減少を示している。店舗は、個人消費の落ち込みから百貨店、スーパー等の出店計画の見直しがでており、先行き不透明、工場も民間設備投資の落ち込み、景況の悪化を反映して、平成5年に入ってからほとんど全ての月で、対前年同月比は二桁台のマイナスとなっている。景気が直接反映する非住宅投資の低迷は出口が見えない状況である。

(3) 公共投資

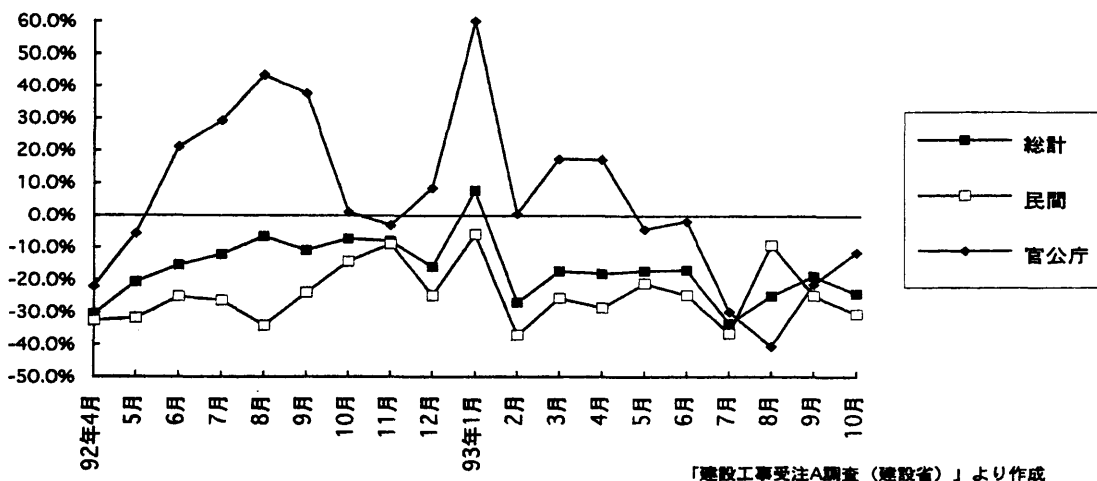
- ・ 相次ぐ経済対策による公共事業の拡大もあって、公共投資が総じて堅調に推移している。平成5年8月の公共工事着工額（総工事費評価額）は1兆8,669億円と8月としては過去最高額になり、対前年同月比では1.5%の増加となっている。平成5年4月～8月までの累計では、7兆8,594億円と対前年同期比で6.2%の増加を示している。
- ・ 発注主体別にみると、国の機関は大規模工事等の減少で政府企業、公団・事業団が減少したため、平成5年度前期には▲6.6%、一方地方の機関ではその他の機関がゴミ処理施設等の大規模工事の減少で▲25.8%であるが、都道府県13.1%、市区町村11.8%、地方公営企業19.6%といずれも順調であり、全体では対前年同期比で10.2%の増加となっている。

1-3 建設会社の受注状況

(1) 大手50社

- ・ 建設工事受注調査によって最近の建設会社の受注状況をみると、大手50社の受注の落ち込みは著しく、平成5年4月～9月期では、総計で9兆11億円と対前年同期比で▲21.7%、うち民間工事が▲24.8%、官公庁工事が▲19.9%で、テコ入れの行われている公共工事の受注も大幅に低下している。平成5年9月期での官公庁受注高は、前月より減少幅は縮小したものの、▲21.4%となっている（図1-4）。

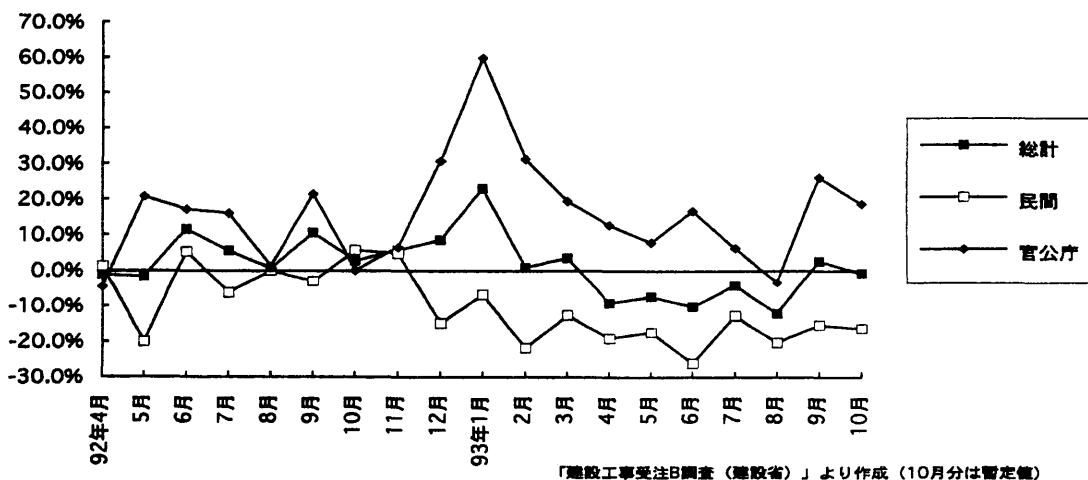
図1-4 大手50社建設工事受注対前年同期比(1992年4月から1993年10月まで)



(2) 中小 465社

- 平成4年度までは大手に比べると比較的順調であった中小企業にも、平成5年度になると景気後退の影響が明確に現われ始めている。平成5年度前期では地方大手ゼネコン465社の受注額は3兆7,155億円と対前年同期比で▲7.1%、とりわけ民間工事は▲19.4%と、官公庁工事が10.8%の増にもかかわらず、大きく落ち込み、これが全体の受注を減少させることになっている(図1-5)。

図1-5 中小465社建設工事受注対前年同期比(1992年4月から1993年10月まで)



- ・ 平成5年9月では、官公庁工事は27.4%と急増し、受注高も前年同月比でプラスに転じているが、これは前倒し発注及び相次ぐ補正予算の効果が地方の中小建設企業に着実に及んでいるためであると考えられる。

1-4 1994年マクロ経済と建設市場の見通し

- ・ 経済企画庁の発表する景気動向指数（D I 指標）をみると、1993年の初頭には景気は底を打ち回復の動きをみせ、政府も景気底入れ宣言を行ったが、その後の円高の進展、冷夏の影響もあって再び景気は低下し、9月のD I 指標では、先行指数が50%を割り込むなどなお景気は底ばい状況にあり、一向に回復の動きはみえていない。景気低迷には、従来の循環的サイクルとは異なった構造的な原因があるものと思われる。
- ・ 1994年の景気回復のシナリオを楽観的に描くとすれば、このところのテコ入れの進む公共投資と住宅投資が牽引役になり、これらが民間設備投資と個人消費の盛り上がりを回復するということであり、まさに1992年末に政府経済見通しが予定したシナリオが1年遅れて実現するというものであろう。果して、どのような経路をたどるのか、建設経済モデルにより1994年のマクロ経済と建設経済の姿を見通してみよう。

（今回の予測における前提条件）

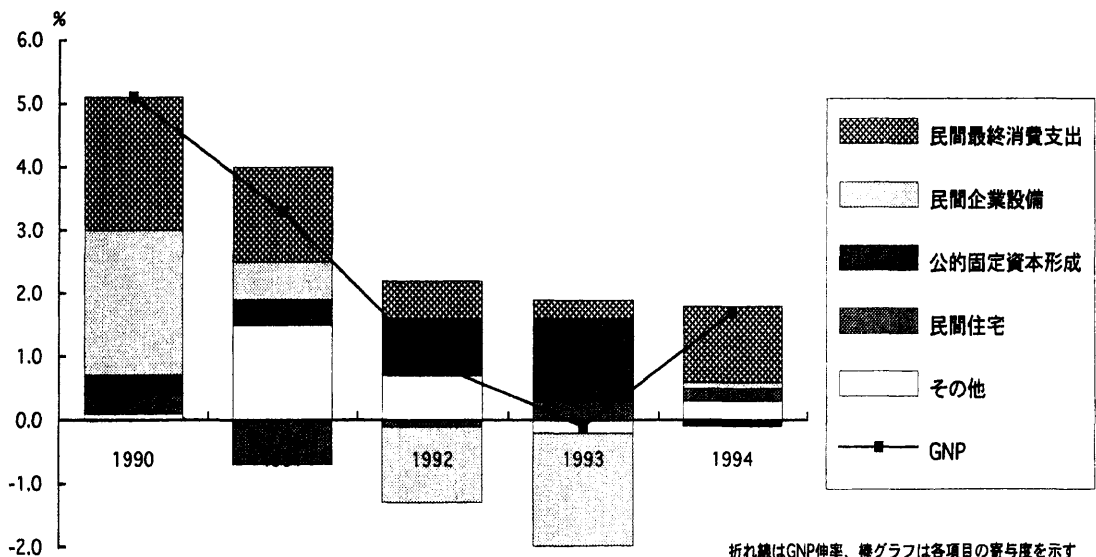
- （イ）平成5年9月の6兆1千500億円の緊急経済対策により、1.5兆円の公共事業費が積み増されることとなった。補正予算の成立や事業のスケジュールを考えて、93年10月～12月以降本年度内の2四半期にこの約2割が支出されるとしている。
- （ロ）所得税減税の機運が高まっているが、税制改革の動向からかなり大幅な減税が先行するものと思われる。景気浮揚効果のためには戻し減税の早期の実行が必要であるが、今回の予測では、1994年4月からの税制改正により、年度5兆円規模の所得税減税が実施されとしている。
- （ハ）公定歩合は、0.75%の大幅な利下げにより、1.75%と史上最低の水準に低下した。金利低下により、バブルの後遺症に悩む銀行や企業を救済すること

になっても、一方において過剰設備を抱える企業の投資、実質賃金及び金利収入の減少している家計の消費を押し上げる効果は、従来に比べれば小さいものと思われる。しかし、景気低迷が引き続くことになれば、1994年4月～6月期に、さらに0.5%の利下げが行われ、公定歩合は1.25%の水準になると想定している。

(1) マクロ経済の見通し

- ・ 建設経済モデルを用いた短期見通しの結果によれば、年初の政府経済見通しに示された設備投資、個人消費が回復するというシナリオは、実現しない見通しが強い。「ストックの調整の一巡とともに回復」というシナリオが崩れようとしており、遊休設備の増加、円高に伴う生産の海外シフト、企業の経費削減、膨大な不良債権の増などにより、設備投資の回復は当面はほとんど見込み薄の状況である。また、賃金の伸び悩みが長期化する可能性が強く、個人消費の低迷が続くものとみられる。従って、前述のように従来の景気対策の枠内で可能とみられる対策の実施を見込む限り、実質経済成長率は、本年度▲0.1%、来年度1.7%と見込まれる（図1-6）。
- ・ この中でようやく景気を支えているのが、公共事業である。実質公的資本形成の実質経済成長に対する寄与度は、昨年8月、今年4月及び9月の経済

図1-6 1993年度と1994年度のマクロ経済の見通し



対策で公共事業が大幅に積み増された結果、93年度は 1.3%分まで高まり、公共投資が強力な景気下支えの役目を果している。

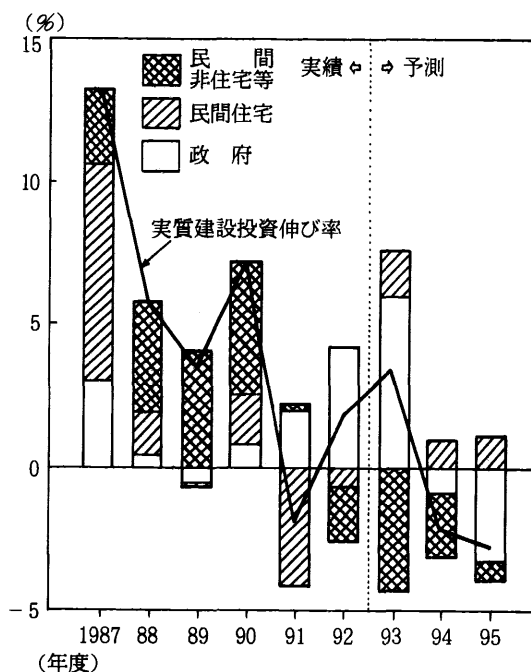
(2) 建設経済の見通し

(イ) 概観

- 1993年度の実質建設投資は政府と民間の合計で約74兆円となり、前年比 3.4 %の増加が見込まれる。このうち実質政府建設投資は相次ぐ経済対策の効果が現われて前年比15.7%の伸び、なかでも政府土木は前年比16.7%と順調に伸びる。一方、民間建設投資は非住宅建設の大幅な減少が続き 4.3%減少する。公共投資が92、93年度には補正予算によって高い伸びが保持されてきたことから、94年度以降は、補正予算や経済対策で大規模な公共事業の追加のない限り、前年度割れは避けられない。

94年度の実質建設投資は、公共事業について名目ベースで前年水準を維持するために 2 兆円の上乗せを考慮しても、総計で▲2.1%（建築投資▲1.3%、住宅 3.1%、非住宅▲6.2%、土木投資▲3.0%、公共事業▲1.7%）と見込まれる（図 1 - 7）。

図 1 - 7 実質建設投資伸び率と目的別寄与度



年 度	1992	1993	1994	1995
総 計	1.8	3.4	-2.1	-2.7
1. 建 築	-3.1	-1.3	-1.3	0.1
(1)住宅	-1.0	6.3	3.1	3.4
民間	-2.0	5.9	3.5	4.1
政府	18.0	12.0	-3.9	-8.1
(2)非住宅	-5.0	-8.6	-6.2	-3.9
民間	-9.4	-13.9	-8.0	-2.8
政府	16.2	11.6	-0.9	-7.2
2. 土 木	9.2	9.9	-3.0	-6.1
(1)政府	11.1	16.7	-1.8	-7.2
(7)公共事業	10.2	16.9	-1.7	-7.2
(1)その他	17.4	15.4	-2.4	-7.2
(2)民間	4.6	-8.5	-7.3	-1.9

実質対前年度比伸率

(ロ) 住宅投資

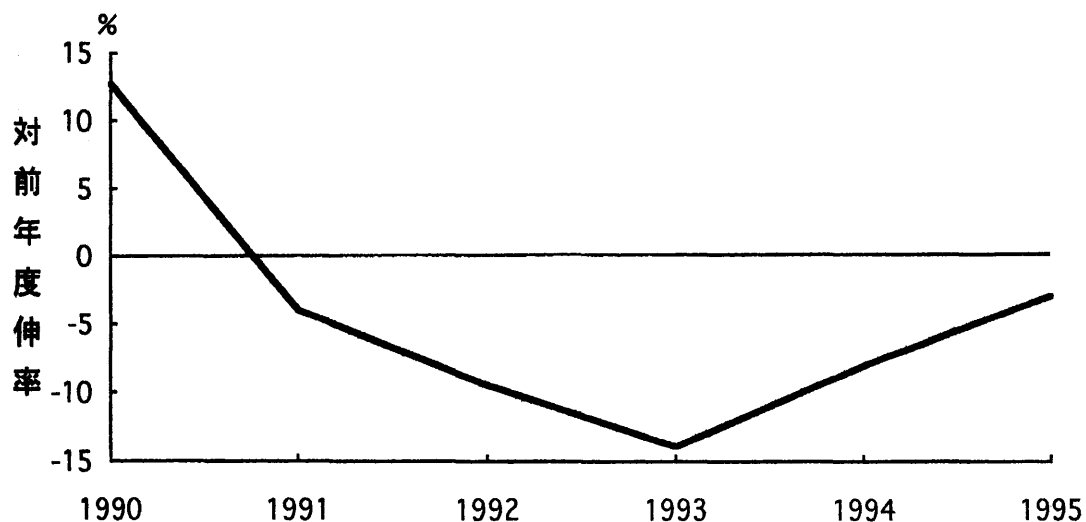
- ・ 1993年度には、個人消費や設備投資の低迷で景気回復期待が遠のく中で、住宅投資だけが順調に伸びており、今後も伸びる見込みである。地価の下落、建築価格の低下に加えて、住宅ローン金利の大幅低下で消費者の住宅取得能力が高まったことにより、持ち家、分譲を中心に住宅着工は堅調に推移し、1993年度の住宅投資は 6.3% の増、着工戸数は 147 万戸程度が見込まれる。1994年度もなお順調に伸び、3 % 台の成長が期待されている。このようにマンションなどの住宅建設は好調に伸びて実質ベースで前年比 6.3% 増加して、実質建設投資を 1.6% 押し上げる。

懸念材料があるとするれば、住宅価格及び金利の低下を受けて購入に動いているのは第一次取得者であって、買い換えを行う第二次取得者層の動きが鈍く、第一次取得者層の購入が一巡したところで分譲住宅の着工が息切れするのではないかという点である。

(ハ) 非住宅投資

- ・ オフィスビルや工場倉庫などの非住宅建築は、収益低迷の長期化で設備投資抑制の圧力が強いために当面回復の目途が立っていない。1993年度には民間非住宅投資は ▲13.9% の大幅な減少となり、94年度も引き続き ▲8.0% の減少となり、95年度末まで前年水準を下回る公算が強い（図 1 - 8）。

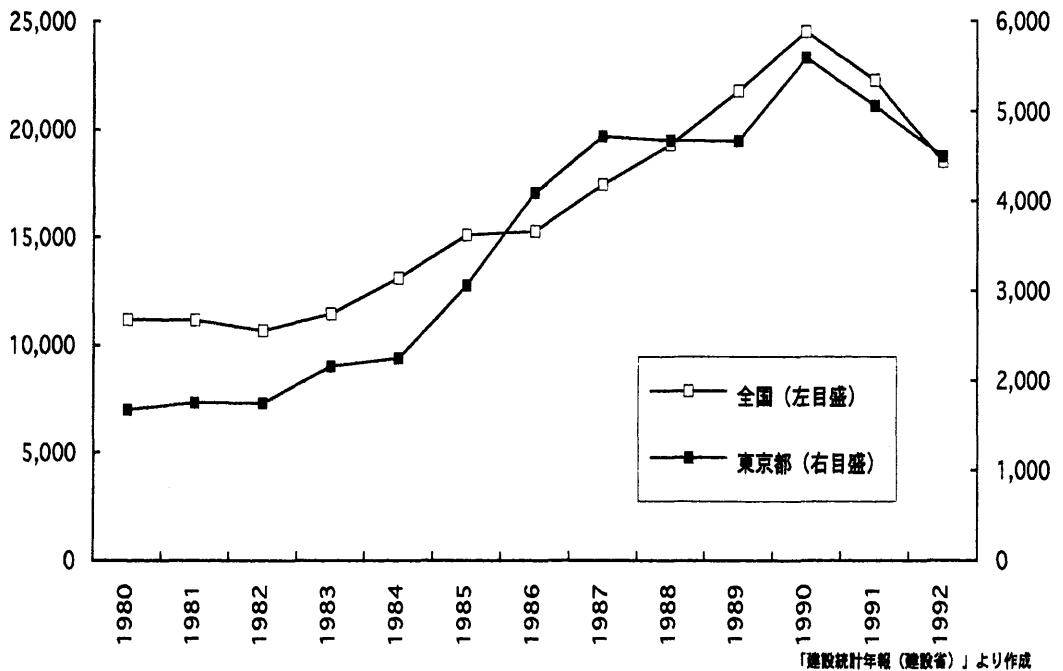
図 1 - 8 民間非住宅投資の対前年度伸率の推移及び予測



(a) 事務所

- ・ 図1-9に示すように、東京都においては1985年以降、全国でも1987年以降事務所の着工床面積が大幅に増加した。1991年以降は着工面積は減少しているものの、この間の大量の供給により過大となったオフィス床ストックがさらにつみ上がり続けており、このところの景気低迷とも相まって賃料水準は低下を続けている。
- ・ 経済活動の拡大に伴ってオフィス床需要が拡大すると仮定して、実質GNPの伸び率との関係で単純に試算すると、東京都区部において93年に500ha程度の余剰オフィス床ストックがあるという結果となる。このような状況では、仮に景気が回復したとしても、94年はなお調整期間となり、着工の回復は見込めないと考えられる。

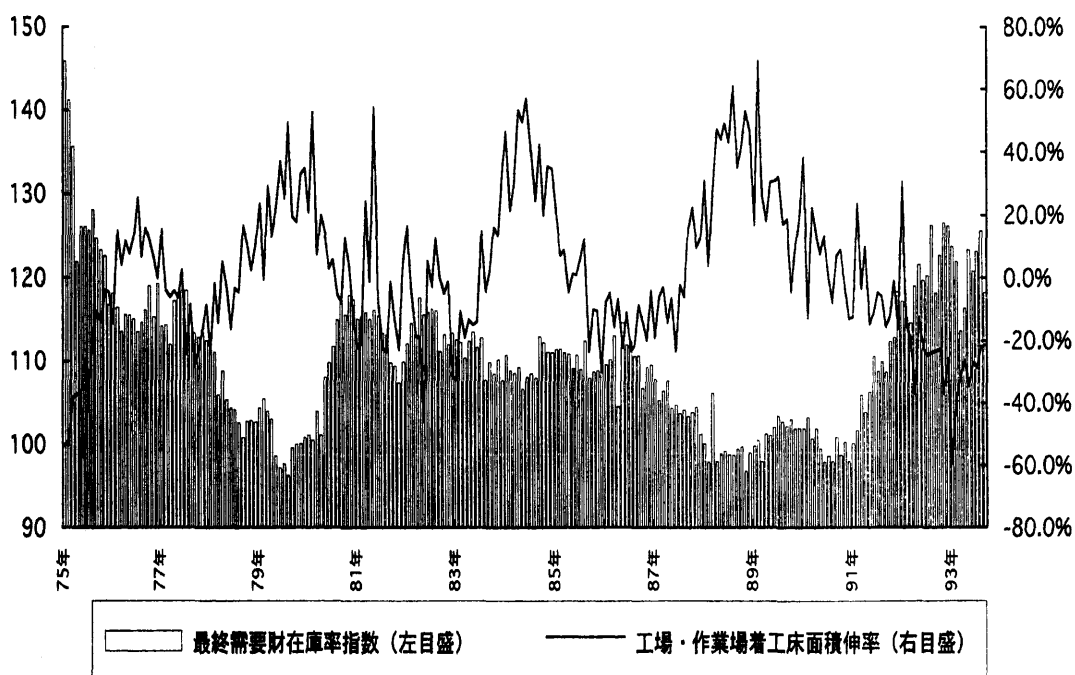
図1-9 事務所着工床面積の推移（単位：1,000平方メートル）



(b) 工場・作業場

- ・ 過去の生産者最終需要財在庫率指数と工場・作業場の着工床面積の伸びの関係を示したのが図1-10である。在庫率指数が低下すると工場・作業場の着工床面積が増加するという関係がかなりはっきり見て取れる。在庫率指数は、期末の在庫量の期間中の出荷量に対する比率であって、商品のはけ具合がはかばかしくないと上昇する。在庫率の高い状態では増産に移らず、従って工場等の着工面積も低下する。
- ・ 過去の傾向では、着工が上向くのは在庫率指数が110前後にまで低下した時であるが、最新（9月）の指数はなお118.3と高い水準にある。このような在庫水準の状況に加え、設備の過剰感がなお続くと考えられることから、先に述べたように94年もなお着工は減少傾向であろう。

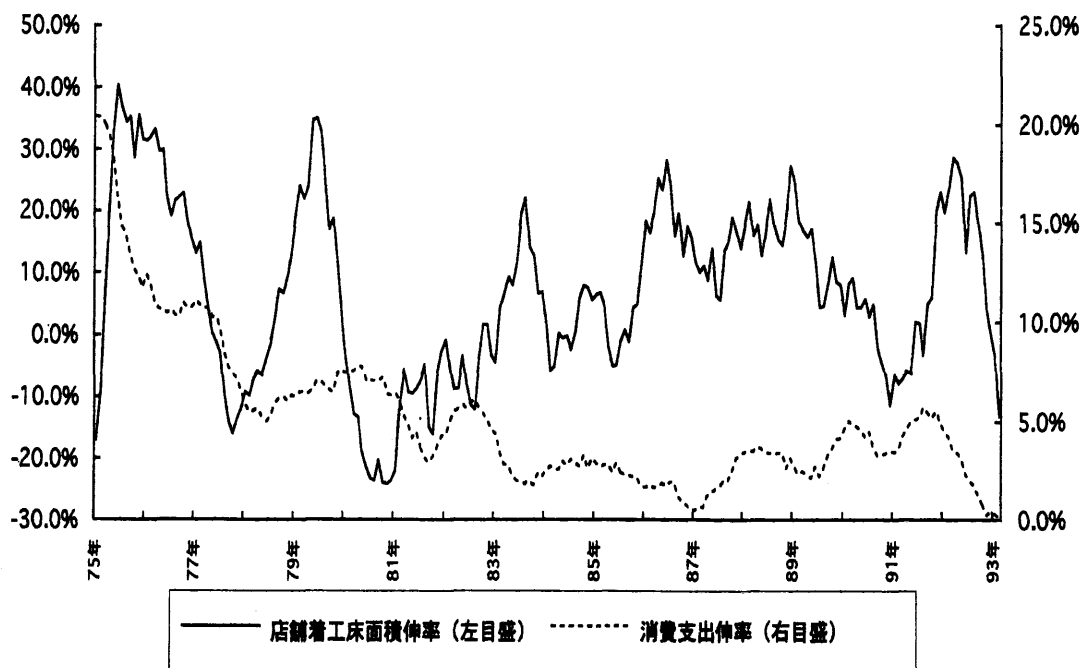
図1-10 在庫率指数と工場等着工床面積の推移



(c) 店舗

- ・ 全世帯の消費支出の伸びと店舗着工床面積の伸びの関係を示したのが図1-11である。景気動向指数としては、消費支出の伸びは遅行指数、他方、商工業・サービス用の建築着工床面積の伸びは先行指数であり、後者の動きが前者に半年から1年程度先行するとされていて、実際にも91年まではそのような傾向がみられる。これは、通常であれば、設備投資の拡大が先行して所得・消費の拡大を促すという過程を経るためであろう。

図1-11 消費支出伸率と店舗着工床面積の推移



- ・ この考え方に立てば、現在のところ両者ともに低下傾向にあるが、まず店舗着工が上向き、少し遅れて消費が上向くというシナリオとなる。しかし、問題は店舗着工が上向ききっかけは何かということであって、現在のように消費の回復の先行きが明確でない限りは、そのきっかけをつかめないのではないかと。着工の回復のためには、消費が回復するとの見込みが立つことが必要であるが、後に触れるように、減税と金利引き上げといった施策を講じた場合でも94年の実質消費支出の伸びは2%程度と予想され、店舗着工も他の非住宅部門と同様に、94年もなお低迷が続くそうである。

1-5 重なる景気でこ入れ策と公共投資の効果

(1) 三次に及ぶ経済対策の実施

経済企画庁によれば、景気の山は1991年4月とのことであり、その後景気は11四半期連続の下降局面にあることになる。この間、公共投資即ち公的固定資本形成の伸び率は1991年第4四半期以降GNPの成長率を上回り、GNPの落ち込みを防いでいる。

- ・ 需要項目別の成長寄与度の昨年度以降の推移（図1-1参照）は、民間投資部門の落ち込みを、政府投資と海外余剰が埋めてなんとかプラス成長を維持してきたことを示している。民間消費支出は、1992年第2四半期以来低迷しているものの、プラスの領域にある。民間設備投資が、昨年後半以降、2ポイント近くGNP成長率を引き下げている。公的固定資本形成と海外余剰が成長を支えてきたが、急激な円高がそのまま定着しつつある中で、海外余剰は本年4～6月期にマイナス要因となり、消費と景気対策によって高い伸びを続ける公的固定資本形成が景気を支える2本柱となっている。
- ・ 今回の景気後退局面に入っすでに3回の本格的な景気対策がとられている。1992年4月、景気の落ち込みに対する緊急対策の必要性から、政府は緊急経済対策を決定した。その内容は、大幅な需要の追加というよりも、需要の繰り上げ、早期出動を促すという判断が強くみられた。当時、当研究所では、わが国の経済を政府見通しの通り、3.5%の実質成長率を維持するためには、政府固定資本形成で4兆円程度、これに住宅金融公庫の融資事業等を加えて総額5兆円ないし6兆円の費用の追加を内容とする補正予算の必要性を主張した。

政府は、同年8月に総額10兆7千億円の総合経済対策の実施を決定した。この総合対策では、公共投資の追加額が、6.25兆円（うち地方単独事業の追加1.8兆円）と思い切った大きな規模となった。

これらの施策により1992年度の公的固定資本形成は実質13.3%増と高い伸びが確保できている。しかし、1993年に入っても民間設備投資、消費ともはっきりした明るさが見えず、さらに、円高の進行の中で1992年度の経済は、政府による景気対策と巨額の貿易黒字による外需がようやく支えるという状況から脱することができない見通しとなり、1993年4月に新総合経済対策約13兆2千億

円が決定された。

- ・ 新総合経済対策の内容については、前号（本年 7 月）に詳しく述べている通りで、関連補正予算も 6 月に成立した。新総合経済対策で平成 5 年度の公共事業等については、上半期における契約率が全体として 75% を上回ることを目途として施工促進することとしたため、下期の工事量に不足を生じることが予想され、補正予算による公共事業が下期以降の需要を支えるものと期待されている。
- ・ このような重なる景気対策の効果が十分に見えないまま、円高はさらに急進し、8 月 16 日にはついに 100 円台という史上初の高水準を記録するに至り、又、冷夏によりコメが凶作をまぬがれないことが明らかになるなどの影響も大きく、景気はさらに二番底をめざすおそれがでてきたため、政府は、9 月 16 日、表 1 - 1 のように緊急経済対策を決定した（内容は参考資料参照）。この緊急経済対策の総事業費約 6 兆 1,500 億円のうち、政府投資となるのは 1 兆 5 千億円程度と試算される。この措置は、第 1 次補正の実施により拡大する本年度下半期の公共投資規模を来年度当初へつなげる意味が大きい。

（2）経済対策の効果

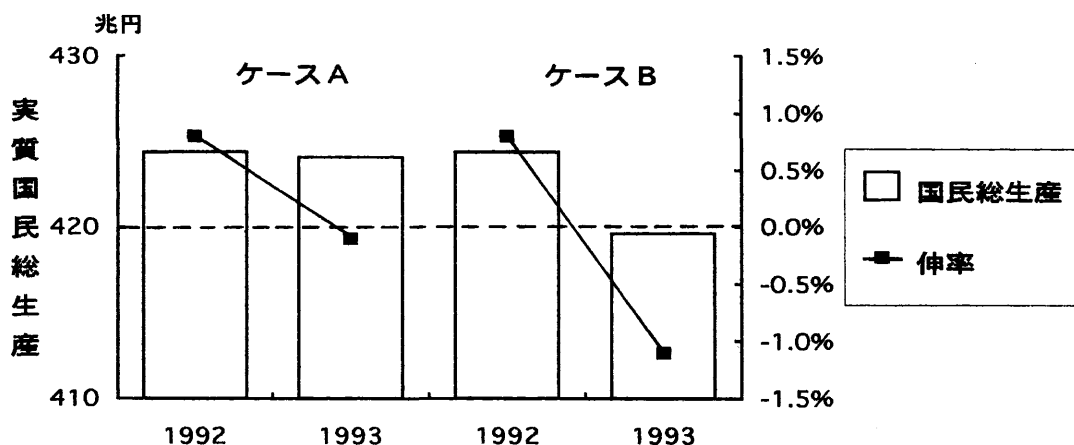
- ・ 本年度の第 1 次、第 2 次の経済対策による公共投資の追加がどの程度の効果をもったか、建設経済モデルを用いて検証する。これらの対策がとられなかった場合（ケース B）のマクロ経済指標を、これらの対策を織り込んだ通常の予測数値（ケース A）と比較してみた（図 1 - 12）。
- ・ 対策がとられないケース B では、1993 年の経済規模は実質 419.6 兆円、実質経済成長率は▲1.1% に対し、対策がとられたケース A では同じく 424.1 兆円、▲0.1% と、対策を実施することにより、国民総生産は 4.5 兆円の増、実質経済成長率は 1.0% 伸びることになり、景気の回復には至らないにしても、かなりの効果を上げていると評価できよう。
- ・ とりわけ公的固定資本形成は、ケース B では 33.3 兆円、実質伸率 5.9% に比べ、ケース A では同じく 37.0 兆円、実質伸率 17.5%、対策の実施により公的固定資本形成で 3.7 兆円の増、実質伸率で 11.6% の増となり、景気の落ち込みを大きく下支えしている。

表 1 - 1 「緊急経済対策」の概要

(単位：億円)

区 分	前 回 (新総合経済対策) 5. 4. 13	今 回 (緊急経済対策) 5. 9. 16	備 考
1. 生活者・消費者の視点に 立った社会資本整備の推進	(82, 900)	18, 000	
①社会資本整備の推進	(47, 900)	10, 000	・用地費を除く (前回には用地費 1,500含)
・一般公共事業	31, 900		
┌ 当年度完了事業	20, 400		
└ 国 費 付 国 債	4, 000		
└ ゼ ロ 国 債	6, 000		
└ 用 地 国 債	1, 500		
・施 設 費 等	11, 500		
・公 団 等	4, 500		(前回には用地費 2,500含)
②地 方 単 独 事 業	23, 000	5, 000	
③公共用地の先行取得	12, 000	3, 000	・地方単独を含む (前回分は全額地方単独)
2. 災害復旧事業等の推進	5, 300	4, 500	
3. 住 宅 投 資 の 促 進	18, 000	29, 000	・住宅金融公庫 25,000 (10万戸) ・年金福祉事業団 4,000
小 計	106, 200	51, 500	
4. 中 小 企 業 対 策	19, 100	10, 000超	・今後1年間で概ね 7,700億円程度 (追加融資のうち運転資金分を控除)
5. 政策金融による民間設備 投資の促進	5, 200	-	
6. 減 税 等	約1, 500	-	
合 計	約132, 000	約61, 500	

図 1-12 国民総生産とその伸率の比較



また、2 回 の て こ 入れ策がなかった場合（ケース B）、1994 年度にはその影響は拡大し、国民総生産で 7.2 兆円の低下となる。影響は、民間設備投資に及び、93 年度のマイナス幅が拡大し、さらに来年度にも厳しい減少があるという試算結果である。2 回にわたる公共投資の追加が日本経済の厳しい落ち込みを防いでいるという構図が理解できよう。

（3）引き続き必要な財政出動

（イ）思い切った施策を要する 1994 年度経済

建設経済モデルによって、93 年度、94 年度のマクロ経済について、政策効果を検証してみよう。施策パッケージを次の 4 ケース設定して、比較してみたものが表 1-2 と図 1-13 である。

ケース 0	94 年の所得税減税なし、公共投資の追加なし、公定歩合 0.5 % 引下げにより 1.25 % の水準
ケース I	94 年 4 月より 5 兆円規模の所得税減税を税率変更により実施 2 兆円の公共投資を追加 公定歩合 1.25 % の水準
ケース II	94 年 3 月所得税減税（戻し税方式）のみ実施、公共投資の追加なし 公定歩合 1.25 % の水準
ケース III	94 年度 5 兆円規模の公共投資追加、所得税減税なし 公定歩合 1.25 % の水準

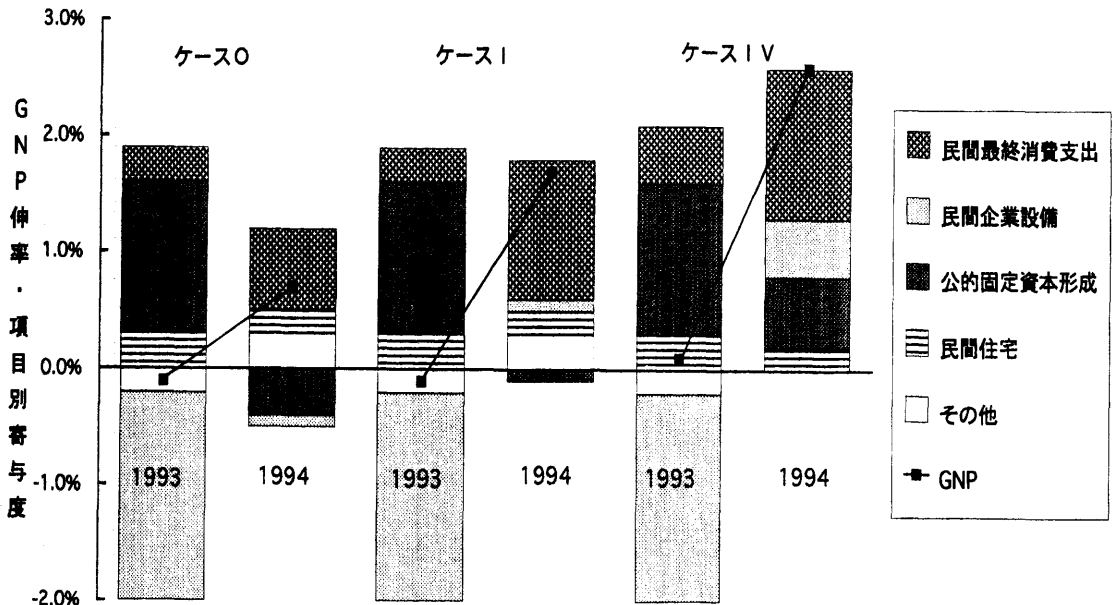
表 1 - 2 政策シミュレーション結果

(1985年価格、兆円、%)

	1993					1994				
	GNP	Cp	Ip	Hp	Ig	GNP	Cp	Ip	Hp	Ig
ケース 0 (減税、公共投資追加なし)	424.1 -0.1	242.7 0.5	77.6 -9.1	20.8 6.3	37.0 17.5	427.2 0.7	245.6 1.2	77.1 -0.7	21.5 3.2	35.2 -5.0
ケース I (標準ケース)	424.1 -0.1	242.7 0.5	77.6 -9.1	20.8 6.3	37.0 17.5	431.1 1.7	247.9 2.2	77.9 0.3	21.6 3.7	36.6 -1.0
ケース II (年度内所得減税のみ)	425.0 0.1	243.6 0.9	77.6 -9.1	20.8 6.3	37.0 17.5	430.5 1.3	248.7 2.1	78.1 0.6	21.7 4.2	35.1 -5.0
ケース III (公共投資 5 兆円追加のみ)	424.1 -0.1	242.7 0.5	77.6 -9.1	20.8 6.3	37.0 17.5	433.0 2.1	246.1 1.4	78.9 1.7	21.5 3.3	39.5 6.8
ケース IV (ケース II + III)	425.0 0.1	243.6 0.9	77.6 -9.1	20.8 6.3	37.0 17.5	436.2 2.6	249.2 2.3	80.0 2.9	21.7 4.3	39.5 6.8

- (注) (1) ケース 0 (減税、公共投資追加なし) … 所得減税なし、公共投資の新規追加なし
 公定歩合 0.5% 引下げ 94 年 4 ~ 6 月実施 (いずれのケースも公定歩合の引下げを実施)
 ケース I (標準ケース) … 所得減税 (5 兆円) 94 年 4 月より税率変更方式により実施。
 公共投資追加 (2 兆円)
 ケース II (年度内所得減税のみ) … 所得減税 (5 兆円) 94 年 3 月戻し税方式により実施
 公共投資の新規追加なし
 ケース III (公共投資 5 兆円追加のみ) … 94 年度公共投資の 5 兆円追加
 所得減税なし
 ケース IV (ケース II + III) … 所得減税 (5 兆円) 94 年 3 月戻し税方式により実施
 94 年度公共投資 5 兆円追加
 (2) GNP (国民総生産)、Cp (個人最終消費支出)、Ip (民間設備投資)、Hp (民間住宅投資)
 Ig (公的固定資本形成)

図 1 - 13 GNP 伸率と項目別寄与度



ケースⅣ	94年3月所得税減税（戻し税方式）実施、94年度5兆円規模の公共投資追加、公定歩合1.25%の水準
------	---

シミュレーション結果をみると、標準ケースのⅠは、5兆円所得減税（税率変更により94年4月より実施）と公共投資2兆円追加（94年度公共投資を名目値で前年度水準とするもの）を折り込んでおり、これらの措置がまったくとられなかったケースⅡと比較して、94年度GNP成長率で1.0%高くなっている。

ケースⅡは、5兆円所得減税を94年3月に戻し税方式で実施する場合だが、94年度成長率は1.3%であるが、93年度の民間消費がケースⅡに比べ約3.1兆円（85年価格）増加し、また、94年度の住宅投資を若干増加させ、94年度のGNPの実額を3.3兆円大きくしている。

ケースⅢは、94年度公共投資5兆円追加する場合であるが、民間設備投資に対して、大きな刺激を与え、94年度でケースⅡと比べて1.8兆円の増加、GNPで5.8兆円の増加となる。

また、5兆円戻し税減税と5兆円公共投資追加の両方を実施するケースⅣにおいて、1994年度実質成長率がようやく2.6%のレベルとなる。

現在の低迷する経済活動に対しては、相当に思い切った施策を実施しなければ、3%台の成長を実現することは難しそうだ。

（ロ）引き続き財政出動が必要

- ・ 今回の景気後退は、従来の循環的なサイクルから生じているというより、バブルの崩壊に伴う構造的な要因に帰するものである。従来のフィスカルポリシーでは、この難局は容易に脱出できない。とりわけ、建設・不動産については、バブル経済の中心にあっただけに、全体の経済が回復基調に乗った後も、さらに低迷が続くことを覚悟しなければならない。
- ・ 1994年において景気回復を取り戻すためには、政策シミュレーションにおいて示したとおり、消費に対しては5兆円規模の所得税減税、投資に対しては公定歩合の引き下げ、公的住宅融資規模の拡大、さらに少なくとも5兆円の公共投資の追加を引き続き実施する必要がある。そのような努力をして、ようやく94年度の実質経済成長率は2.6%程度を確保することができるものとみている。

第2章 建設産業が挑戦すべき課題

2-1 制度改革を迫る米国政府

(1) 緊迫する日米建設協議

- ・ 1986年（昭和61年）関西国際空港プロジェクトへの参入問題を端緒として開始された日米建設協議は、本年度で8年目となった。1988年3月の小沢一郎内閣官房副長官とヤイターUSTR代表の会談を経て、同年5月、17件の特例措置（MPA：Major Projects Arrangements）対象プロジェクトの指定を柱とするいわゆる88年合意が成立し、1990年5月よりこの合意のレビューが行われ、本措置が外国企業の日本の建設市場へのアクセスを十分容易にするとの所期の目的に役立っているか否かが検討された。
- ・ このレビューの結果として、1991年7月苦情処理機関の設置、17件のMPA対象プロジェクトの追加等を柱とする新たな合意が成立したが、1992年8月からのレビュー会合において、米国政府は、指名競争入札制度こそが米国企業の日本市場への広範な参入を阻害するものだとして、一般競争入札制度への移行などの厳しい要求をつきつけてきた。
- ・ また、カンターUSTR代表は、本年4月30日、日本が米国企業を建設市場において差別的に取扱っているとして、1988年包括通商・競争力法の政府調達条項に基づく対日制裁措置発動期限を6月30日に設定し、さらにこれは、本年11月1日まで延長された。

政府は、内外からの指摘に答える形で、後に述べるように、一般競争入札制度の導入に向けた検討を開始していたが、米国政府のいう制裁期限（11月1日）が近づいた10月26日、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」の骨子を、関係省庁申合せの形で公表した。
- ・ この結果、米国政府は、制裁期限を明年1月20日まで延期する旨を発表した。この申合せの内容は次のとおりである。

「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」の骨子

平成5年10月26日
関係省庁申合せ

1. 基本方針

- (1) 国内の公共事業の入札や執行をめぐる最近の状況に鑑み、公共事業の入札・契約手続に関する透明性を上げることが重要である。
- (2) ウルグアイ・ラウンド全般の成功が自由貿易体制維持のために重要である。よって、我が国としては、ガット政府調達協定交渉上の建設サービスに係わる我が国のオファーを、対象機関・基準額ともに、他の締約国のオファーとバランスのとれたものとする決意である。
- (3) また、国際的な建設市場の開放を背景として、米国及びその他の外国からも建設市場への参入の要望が高まっていることも踏まえ、我が国としても、国際的な視点も加味した客観的かつ透明性ある公共事業の入札・契約手続としていくことが重要である。

2. 具体的施策

- (1) 一般競争入札制度の採用
 - ・ 中央建設業審議会の検討を踏まえつつ、一般競争入札制度を採用し、外国企業が入札に参加できるようにする。
 - ・ 国、特殊法人の事業のうち、各々一定規模以上のものについては、原則として、一般競争入札とする。
 - ・ 公共事業の質の確保を図るとの観点から、客観的、透明かつ公表された基準を設定する。
- (2) 外国企業の適正評価
 - ・ 国際的な視点も加味し、外国企業の経営状況、技術力などを的確に評価できるようにする。
- (3) 談合等不正行為に対する防止措置
 - ・ 談合、贈収賄など不正行為に対しては、営業停止等の措置の強化を図

るほか、入札参加資格による制限、指名停止期間の延長等の措置を講ずる。

- ・公共入札ガイドラインを策定する。現行の建設業ガイドラインはこれに吸収される。
- ・引き続き、独占禁止法の厳正な運用を行う。

(4) その他

- ・公共事業の入札・契約手続に係わる内外無差別を徹底し、情報提供等に係わる透明性を向上させるという観点から、中央建設業審議会の議論も踏まえながら、引き続き、日本政府として責任をもって、手続・市場の透明性の向上のための施策について検討を加え、早急に結論を出す。
- ・検討対象としては、設計・コンサルタント業務の発注の適正化、ジョイント・ベンチャーの在り方、苦情処理手続の整備など、外国企業が強い関心を示している事項が含まれる。

- (5) なお、都道府県に対しても、一定規模以上の事業については原則として一般競争入札とするなどの措置の導入について検討することを勧める。

このような申合せの趣旨に従って、中央建設業審議会特別委員会の審議結果をもとに、「行動計画」を決定することになる。これまでの日米建設協議の流れをみると、一方的な制裁期限などの設定によって、協議の成果を強引に得ようとするやり方が目立つが、客観的な事実認識に基づく建設的な協議を粘り強く続ける必要がある。

(2) 外国企業の扱い

日本の公共工事入札・契約制度においては、内外無差別の原則をとっており、外国企業に対して差別的な扱いは存在しない。外国企業も国内企業もまったく同様に、所定の手続に従い、同一の基準によって資格審査がなされて、指名、入札、契約となる。公式的にはこのような説明がなされてきたが、もっぱら日本国内で活動する企業の間では、差別的扱いはないとしても、外国企業からみれば、企業の総合能力が十分に評価されないという大きな不満がある。

1988年に日米建設合意が成立し、関西国際空港プロジェクトをはじめとする特定の大規模事業を対象に、米国企業が日本の建設市場に習熟するため、特別に参入しやすいルール^注を設定することとし、以後、1993年4月末までに特例措置対象プロジェクトにおける米国企業の受注額は、1,000億円を超える規模に達している。

(注) 日米建設合意の特例措置のポイント

①各プロジェクトの年度発注計画（マスタープラン）を公表する。

②工事ごとに発注計画を公表する。

③発注公告から指名までに30日間を、また、指名から入札までに40日間を確保する（公共建設工事の場合）。

④外国企業の海外における工事実績を国内における実績と同等に評価する。

近年、この日米建設合意による特例措置の他、外国企業が日本の公共工事に元請施工業者として参入した実績は少ない。その原因としては、元請施工に参入する意欲のある企業が少ないと言われているが、長期にわたる日本国内での事業歴がなければ、指名を受けて、入札に参加することが難しいという実態も指摘されている。

アメリカ企業に対する特別措置自体、他国からみれば納得しがたいものであり、今後、内外無差別の大原則のもとで、参加意欲と能力のある外国企業の参加を促すことは、日本の建設市場にさらに広範な競争をもたらし、建設生産活動の合理化、効率化を促進する側面からは望ましいことである。実質的な内外無差別の制度としていくうえで必要な措置を早急に講じていく必要がある。

2-2 改革へ踏み出した入札制度

(1) 指名競争入札制度の運用の実態と問題点

- ・ 我が国の公共工事入札制度は、明治会計法以来一貫して「公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。」という一般競争を原則としてきた。当初から、一般競争入札による場合に疎漏工事が多く発生し、企業の施工能力を審査せざるを得ない状況があつて明治33年（1900年）の勅令により、一般競争入札のほかに指名競争入札方式というものを制度化した。

- ・ 大正10年の会計法改正後、むしろ指名競争入札が公共工事の通常の入札の方式として定着してきた。この時からすでに70年に及ぶ長い歴史と実績をもつ制度である。

現在、指名競争入札制度とその運用をめぐり、多くの批判がなされている。批判の第1のポイントは、指名の基準等その運用の実態が不明瞭であり、また、発注者の裁量による面が多く、不透明で公正さに欠けるおそれがあるという点である。

- ・ 指名が発注者の裁量によることになれば、企業は指名獲得をめざし、発注者の心証をよくするために努力を集中する。発注者の公のモラルが高ければ、公正なルールに基づき、質のよい工事を最も効率的に実施しうると判断される企業による競争がなされうる。発注者のモラルにスキがあれば公正さに疑念が生じ、制度が崩壊しかねない。
- ・ 建設省と自治省が全地方公共団体を対象に本年7月に実施した調査結果によると指名基準の策定・公表状況は、都道府県においては、全ての都道府県で指名基準を策定しているが、対外的に公表しているのは24都道府県にすぎない。また、政令指定都市においても、全ての市が指名基準を策定しているが、その公表を行っているのは、半数の6市のみ。さらに、その他の市町村では、指名基準を策定しているところが、市で約8割、町村では約5割となっており、行政規模が小さくなるほど策定率が低くなっている。基準の公表を行っているのは、市、町村ともに約3割である。したがって、指名基準を策定し、かつ、公表しているのは、市では全体の4分の1、町村ではわずかに6分の1にすぎない。

指名競争入札制度の運用の根幹ルールである指名基準さえ、策定していない発注者が多い実態では、逆に、あまりに多くを発注者のモラルの健全さのみに期待していたのではないかと考えられる。

- ・ 批判の第2のポイントは、指名競争入札制度のもとで本当に厳しい競争性が担保されているのかという疑問である。

市場の競争性は、市場への参入と退出の自由が阻害されず、また、競争力を持つ複数の参加者が存在することによって確かなものになる。指名競争入札の場合には、当然のことながら、企業側には市場参入の自由はない。また、指名

があった場合、「入札辞退の自由」は勿論あるが、現実には、発注者の裁量によって指名が決まる仕組みにおいて、何のリスクも感じないで辞退することは難しい。そこで、入札手続の中で、「入札辞退の自由」を明文化するように、国から発注者へ指導がなされているが、さきの調査によれば、都道府県及び政令指定都市で4か所、その他の市で60%、町村で82%が明文化していない。このような実態から競争意欲がない者も入札に参加する結果となるおそれも十分に考えられる。また、指名業者の数が極端に少ない場合にも競争性が阻害されるおそれが強い。

(2) 指名競争入札制度の改善

内外から批判を踏まえ、建設省は、中央建設業審議会の答申（平成4年11月）を受けて平成5年度から具体的な改善措置を講じている。

この答申に基づく措置として、まず、多様な入札・契約方式の検討を進めることとし、平成5年度から、表2-1の3種の競争入札方式を導入したほか、指名競争入札制度の透明性、公正さを高めるため、指名基準のより一層の具体化・明確化、見積期間の確保、入札回数の限定等が実施されている。

今後、さらに、透明性の確保、競争性の確保、発注者・受注者の対等性の確保の視点から、現行制度の改善を急ぎ、地方公共団体を含む数多い発注者へ、その実施を徹底していく必要がある。

(3) 一般競争入札制度の導入と問題点

- ・ 入札制度と運用の透明性、公正さをより徹底し、建設市場において実質的な競争が行われる基盤としていくことが今後の方向である。既に、指名競争入札制度の中で、実施すべき点については方向が示され、上述のように手がつけられたものもある。国の行政機関は、組織、人材とも、比較的整っており、大部分の部局では、こうした改善策を直ちに実施できる態勢がある。しかし、多数の（47都道府県、3,240市町村）地方公共団体の多くは、わずかな職員で数多い発注業務を実施しており、制度の細部のルール化も不十分であるのが実態で、新たな方向に沿って、入札契約制度を運用していくまで、まだ時間がかかるだろう。

表2-1 建設省直轄工事における新たな入札・契約制度

	技術情報募集型	施工方法等提案型	意向確認型
目 的	・広範な参加機会を確保する ・技術的適性をより適正に評価し、良質な施工を確保する	・民間の技術開発の進展が著しい分野で、施工方法等に関する建設業者の技術力を取り入れることにより技術的競争性を高める	・受注意欲の高い建設業者を選定することにより、競争性を高める ・技術的適性をより適正に評価し、良質な施工を確保する
特 徴	・特定するランクの建設業者全員に入札参加機会を付与 ・良質な施工を確保するため、個々の工事について必要な技術的能力を審査 ・要請に応じ技術資料に関する審査結果を説明（非指名理由の説明） ・フランス、ドイツの制度に類似	・民間の技術開発の進展が著しい分野で、施工方法等に関する建設業者の独自の提案を取り入れることが可能 ・新技術・新工法を積極的に取り入れることが可能 ・要請に応じ技術資料に関する審査結果を説明（非指名理由の説明）	・入札参加者の意欲を尊重 ・技術的適性をよりの確に評価 ・イギリスの制度に類似
対 象 工 事	・Aランクの工事（5億円以上の工事）のうち、おおむね10億円以上の工事 ・高度な技術を要する工事	・Aランクの工事（5億円以上の工事）のうち、おおむね10億円以上の工事 ・民間の技術開発が著しい分野の工事	・Bランクの工事（2億円以上5億円未満の工事）から選定
手 続	・対象ランクのすべての登録業者に対し、事前に工事内容の揭示 ・入札参加意欲のある建設業者は、技術情報（類似工事の実績、配置予定の技術者、当該工事の施工計画等）を提出 ・提出された技術情報を審査し、入札参加者を決定	・施工方法等に関し提案を求める範囲及び発注者の想定する標準的な施工方法等を提示 ・入札参加意欲のある建設業者のうち独自の提案がある場合は発注者にその提案を提出 ・提出された提案を審査し、入札参加者を決定	・対象ランクの登録業者から工事規模、格付け時の評価及び地域的特性を中心に相当数（20社程度）の建設業者を選択 ・受注意欲の確認と簡易な技術資料（類似工事の実績、配置予定の技術者）を提出させる ・受注意欲のある建設業者から技術的適性を中心に評価を行い、入札参加者を決定
5年度 予 定 件 数	71件	技術情報募集型（71件）のうちの8件	30件

- ・ しかし、海外諸国において多様な入札方式が選択的に採用されている実態をみれば、わが国においても、質のよい工事が効率的に行なわれるために、様々な入札方式が、工事案件に応じて選択されるという方向を目指すべきである。この方向に沿ってまず実施しなければならないのは、指名競争入札中心の現制度に、一般競争入札を導入することである。

わが国においても、また、英国やフランスにおいても、公開型の一般競争入札のもとで、不良工事が多発し、これを防ぐために事前に企業の施工能力を審査し、入札参加者を施工能力のある企業に限定するようになった経験を持つ。

- ・ したがって、いわゆる無制限に誰でも参加可能な公開型の一般競争入札制度をとることは困難が多いが、一定の場合には事前の施工能力等の審査を行いながら、能力のある者は誰でも入札に参加できる型の一般競争入札を導入することは可能である。

- ・ 建設省では、公共工事入札制度の全面的な見直し検討を行うために、平成 5 年 8 月、中央建設業審議会に「公共工事に関する特別委員会」を設置し、集中的な審議を開始した。この特別委員会の審議を進めつつ、本年 9 月建設省直轄の工事規模10億円以上の工事のうち13件について、「一定の資格要件を満たした者による一般競争入札」を実施することとし、この最初の入札が11月15日に行われた。この措置の位置付けは試行であるが、国際的な比較でいえば制限競争入札、わが国の制度でいえば一般競争入札が本格的に導入される第一歩となるものである。（各国の入札制度とその呼称については後出の参考を参照）

- ・ さらに、国は、10月26日の関係省庁申し合せとして発表された「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」の骨子において、①中央建設業審議会の検討を踏まえつつ、一般競争入札制度を採用し、外国企業が入札に参加できるようにすること、②国、特殊法人の事業のうち、各々一定規模以上のものについては、原則として一般競争入札とすること、③公共事業の質の確保を図るとの観点から、客観的、透明かつ公表された基準を設定すること等を明らかにした。

- ・ このように、部分的な一般競争入札の導入は、すでに既定のものとなっているが、指名競争入札と一般競争入札はそれぞれ得失があり、この点を十分理解し、得失を踏まえて、制度の選択が発注者によってなされることが望ましいと

考える。

地方公共団体では、すでに、少数の団体で、一般競争入札の実施例がみられていたのだが、本年になって、一般競争入札を導入する団体が急増している。

自由な競争を行い効率的に質の高い建設生産物を完成するという目標に向けて、どのような競争入札がよいのか今のところ結論が出ているわけではない。試行錯誤の時期が当面続くものとみられる。一般競争入札を導入するときの予想される問題としては、次の３点がある。これらに対しては、それぞれの処方箋がいくつかあり、総合的な政策選択の中で採択していけばよい。要は公共工事入札制度の目的、即ち、「納税者の利益を確実にするため、効率的で質のよい工事成果を公正な手続きによって得ること」を追い求めることだ。

- ・ 一般競争入札の問題として指摘されている点の第１は、不良業者の排除が的確に行いうるかどうかである。ニューヨーク市が1989年にまとめたレポートによれば、不良業者の排除が的確に行われなかったために、公共事業にマフィアが多数進出したことが指摘されている。
- ・ 第２の問題点は、制限の付し方により、市場の競争性を阻害する恐れがあることである。制限が厳しい場合は、「できるだけ幅広い入札参加者を求める」という一般競争入札の趣旨に反し、競争性を阻害する。実際にも、例えばある公共団体の例に見られるように、地域限定を設定するなど入札参加資格条件を厳しく設定したため、入札参加者の数が極めて限定され、競争性が欠けたのではないかと見られる例がある。
- ・ 第３の問題点は、受注の偏りの恐れである。指名競争の場合は、指名基準に「特定の者に偏ることのないように」と明記されており、発注者は、受注の偏りが発生しないように、入札及び受注の実績、手持工事量等を十分に考慮して指名することになっている。

一般競争入札の場合には、施工能力があると判断されれば、入札から排除されない。したがって、価格競争力に大きな差が存在するとすれば、受注の偏りの発生は十分に予想できる。

この問題に対しては、公正な競争の結果としての受注の偏りは是認されるべきだという考え方もある。一方、建設工事の場合、専門工事業との下請契約の下で工事が進められる構造であり、自社の施工能力を超えて受注したうえで禁

止されている一括下請が発生するという恐れも考えなければならない。したがって、企業の施工能力の限度を見定め、その範囲内で受注を認めることが必要である。ヨーロッパ各国、米国の多くの州では、企業の受注限度という概念を導入し、企業の能力を超えた過大な受注を阻止している。

- ・ 第4の問題点は、受注、発注の事務手続等に要するコストである。指名競争の場合、ヨーロッパ各国では3～8社程度、日本の場合5～10社程度と参加者数をかなり抑えているため、入札事務を進めるうえで必要な書類や人手に要するコストは限られている。

一般競争の場合は、入札参加者数が多数になる可能性が多く、これらのコストの増加を見込む必要がある。また、受注側からみたとき、入札価格積算の問題がある。競争相手が増えることになり、応札する工事の数が何倍にも増加することになれば、入札価格積算を合理化したとしても、相当のコスト増になりそうだ。

- ・ 諸外国の実施例をみると、有効な競争が損なわれない限度で、入札参加者数がある程度しぼる方式をとっているところもある。公正、客観的で透明度の高い方式であれば入札参加者数を適当な範囲内の数とすることは、認められてよい。

以上のように、一般競争入札制度にも、いくつかの問題点が存在する。一方で、入札手続の透明性、公正さ、競争性等の面では、大きな利点をもっている。問題点を十分に踏まえた積極的な対応が望まれる。

(参考) 入札制度の呼称と各国の公共工事入札制度

各国の入札制度をみると、それぞれの法制度、社会経済の成り立ちを反映して極めて多様な形をとっている。制度の呼称も内容は類似していても異なる場合があり、国際的な比較をする場合、注意を要する。

次表は、各国の制度を一覧しうるように、制度分類を試みたものである。大枠を随意契約、制限競争入札、公開入札の3種とすることは、ECの採用した区分とも一致している。随意契約は、交渉相手をあらかじめ単数としてしまう特定者交渉型とそうではない複数見積り合せ型に分けられる。

制限競争入札は、最も広範に利用されているもので、発注者が入札参加者

各国の公共工事入札制度

を選定する「選定型」（日本の指名競争入札もこれに属す）と参加資格条件を公表して条件に適合する参加者を募る「公募型」に分かれる。

日本の一般競争入札は、公開入札と公募型制限競争入札を含む、たいへん広い意味を持っていると解釈できる。

		日 本	米 国	英 国	フランス	ドイ ツ	韓 国
随意契約	特 定 者 交 渉 型	随意契約	随意契約 (連邦政府及び地方 政府)	単独非公開入札	競争を伴わない契 約交渉	随意契約	随意契約
	複数見積り合せ型			交渉付非公開入札	競争を伴う契約交 渉		
制限競争 入 札	選 定 型	指名競争入札		選定競争入札		制限的入札	指名競争
	公 募 型		制限競争入札 * (マサチューセッツ 州等の地方政府)		制限的入札提案募 集付	制限的入札	制限競争
公 開 入 札		一般競争入札	公開入札 (連 邦 政 府 及 び ニューヨーク州等の 地方政府)	公開入札	公開競争入札 (提案募集付が多 い)	公開入札	一般競争

(出典)「欧米の建設契約制度」、「平成元年度欧米建設市場調査報告書」その他による。

(注) 1. 「あみかけ」は、主に利用されている制度を示す。

2. 制限競争入札の「選定型」は、発注者が入札参加者をあらかじめ選定するもの。「公募型」は、入札参加資格条件を付すが、条件に適合する者は誰でも入札参加できるもの。

3. * の入札方式には、特別の呼称はない模様であるが、一定の制限が付されているためこのような名称としている。

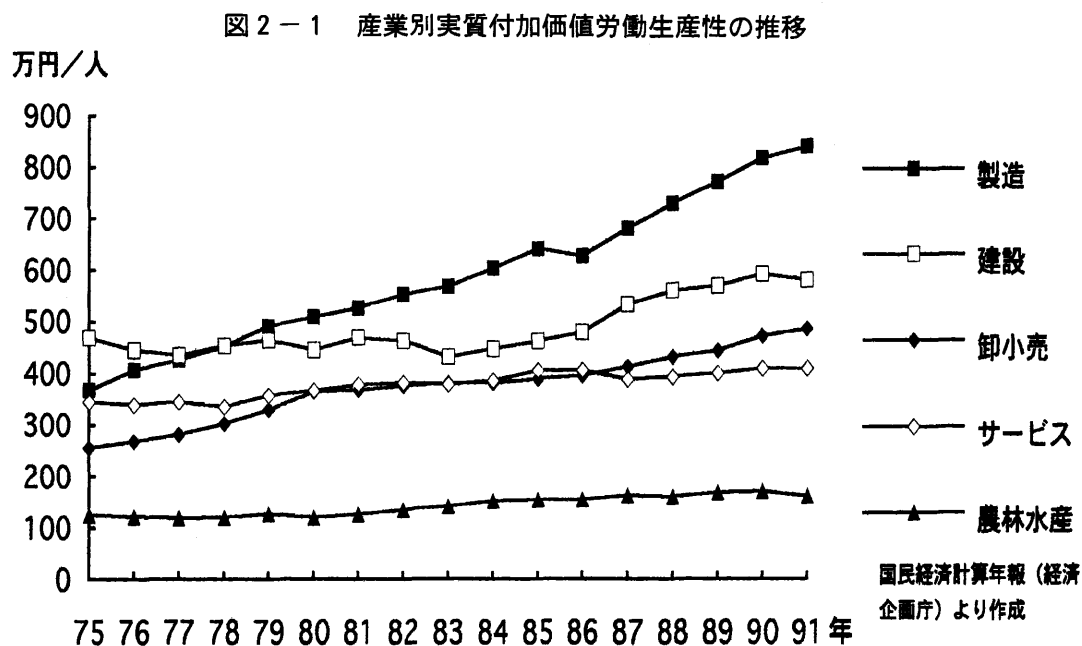
2-3 透明性と競争性が生かされる市場へ

国民が期待しているのは品質に優れ、効率の高い生産が行われる建設産業である。これまで、建設産業の生産性の向上への努力も十分成果が上っていないことが指摘されてきた。企業における努力とともに、市場の透明性を高め、品質と効率の競争性によって国民の期待に応えていくことが重要である。

(1) 企業における取り組みと限界

(イ) 建設業の労働生産性の動向

図2-1はわが国産業別労働生産性の水準比較をしている。使用している指標は実質付加価値労働生産性、即ち産業別の就業者1人当たり実質付加価値額である。



日本の各産業における労働生産性は、①労働から資本への生産要素の代替による資本集積度の上昇、②生産活動の過程における合理化、効率化への取り組み、③生産性の低い部門から高い部門への労働力シフト等により、産業全体としては順調に伸びてきている。

特に製造業では、国際市場における激しい競争を背景に、効率を重視した

様々な製造工程の工夫、資材、機械等の開発、TQCをはじめとする人的な生産性向上の動きに支えられ、その労働生産性は顕著な上昇を示している。

他方、農業、運輸通信業、建設業、各種サービス産業は労働生産性の水準が低く、また、その向上も進まず、製造業等との差は一層拡大している。

建設業の労働生産性は、経年変化をみると、他産業とかなり異なる傾向がみられる。

第一は長期的に横ばい状況であって、他産業のような上昇傾向がみられないことで、昭和40年代から60年代はじめにかけての長期停滞状況は、特異な姿である。第二は、建設投資の動きに直接的に影響されていることである。

建設業従事者数は、これまで、ほぼ一貫して増加しており、建設投資額が実質ベースでマイナス成長となった昭和50年代後半の時期にも、1984年（昭和59年）の約14万人の減少（▲2.6%）が目立つほかは高水準横ばい状況で、1979年 536万人から1984年 527万人（▲1.7%）と、この長期マイナス成長（同時期に実質建設投資は▲9.9%）の期間中も大きな減少はみられなかった。一方で建設投資額は、景気動向に大きく影響され、第一次石油危機及び昭和50年代後半の時期には実質マイナスとなっている。このような状況から、建設業の労働生産性は停滞乃至低下が常態になってきた。1986年以降の景気上昇はやがてバブルとなって消えてしまうのであるが、この時期には、建設就業者数も増加したものの（1986年から1990年の間に54万人、年率 2.5%の増加）、実質建設投資額が年率 7.3%という大きな増加であったため、労働生産性の顕著な増加がみられた（表2-2）。

実質建設投資額は、1990年度をピークに1990年以降、停滞局面に入っているが、最近の建設業就業者数は増加傾向にあり、本年7月には654万人と過去最大の就業者数となった。このため、現在再び労働生産性の低下が顕著に現れてきている（図2-2、図2-3）。

（ロ）企業における生産性向上の努力と展望

建設業の生産性向上は、品質と価格の両面で市場の成果を高める上からも、また近い将来の必然である高齢化、労働力人口減少社会に備える意味からも極めて重要な意味を持っている。

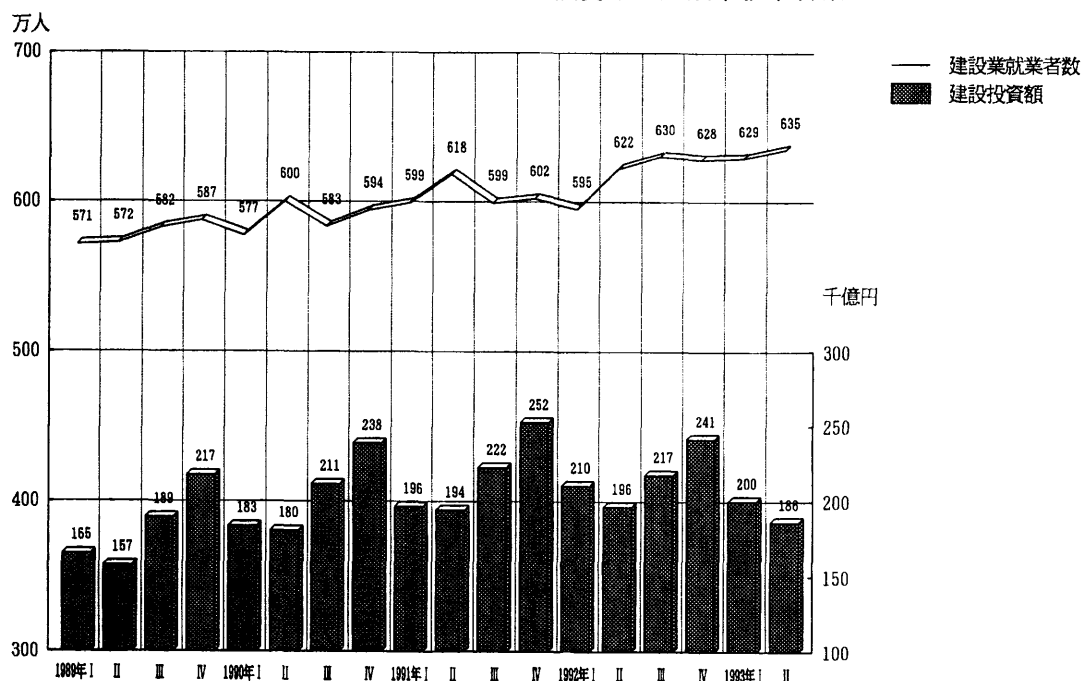
建設業においては、生産性向上に向けてどのような対応がなされているの

表 2 - 2 好況期、不況期の建設業の動態

(年度、85年価格)

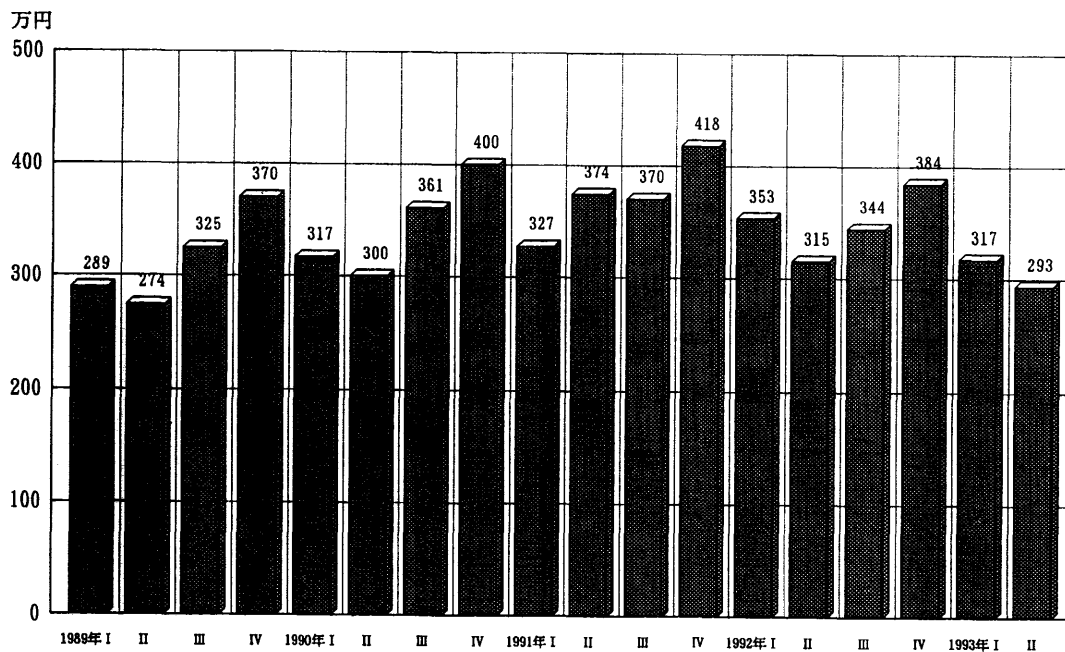
	好 況 期					
	(1) 始期 1976	終 期 1979	年 平 均 伸 率	(2) 始期 1986	終 期 1990	年 平 均 伸 率
建 設 業 者 数 (A) (万社)	39.7	47.5	6.1%	51.7	50.9	△ 0.3%
建 設 投 資 額 (B) (兆円)	46.5	53.6	4.8%	53.9	71.5	7.3%
建 設 業 就 業 者 数 (C) (万人)	492	536	2.9%	534	588	2.5%
1 社あたり建設投資額 (B/A) (万円)	11,709	11,285	△ 1.2%	10,418	14,267	8.2%
1 社あたり就業者数 (C/A) (人)	12.4	11.3	△ 3.1%	10.3	11.6	4.0%
就業者1人あたり建設投資額 (B/C) (万円)	945	1,000	1.9%	1,009	1,235	5.2%
	不 況 期					
	(1) 始期 1973	終期 1975	年 平 均 伸 率	(2) 始期 1979	終期 1984	年 平 均 伸 率
建 設 業 者 数 (A) (万社)	30.2	35.1	7.8%	47.5	51.6	1.4%
建 設 投 資 額 (B) (兆円)	50.4	46.5	△ 4.0%	53.6	48.3	△ 2.1%
建 設 業 就 業 者 数 (C) (万人)	467	479	1.2%	536	527	△ 0.3%
1 社あたり建設投資額 (B/A) (万円)	16,725	13,256	△ 12.3%	11,285	9,372	△ 3.8%
1 社あたり就業者数 (C/A) (人)	15.5	13.7	△ 6.3%	11.3	10.2	△ 2.1%
就業者1人あたり建設投資額 (B/C) (万円)	1,080	971	△ 5.5%	1,000	917	△ 1.7%

図 2 - 2 四半期別建設投資額と建設業就業者数



(注) 建設投資額は、建設総合統計（建設省）による出来高ベースの名目値である。

図 2 - 3 四半期別 1 人あたり建設投資額



(注) 図 2 - 2 の(注)参照。

だろうか。日本建設業団体連合会が、土木工事、建築工事の現場レベルで取り組みがなされている物的労働生産性^{*1}の向上効果が認められる事例を調査している。^{*2}

土木工事の代表的工種について1970年代の工法と現在の新工法を比較すると、山岳トンネル工事及びシールドトンネルで約2倍、ロックフィルダム約1.9倍、道路舗装工事（高速道路アスファルト舗装工）約1.8～1.9倍、コンクリートダム約1.3～2倍と大きく生産性向上が見られる。しかし、都市土木の開削工事のように物的生産性はほぼ停滞というものもある。このように、機械化が困難で労働集約的施工方式に頼らざるを得ない工種以外は現場レベルの生産性は著しく向上している。

建築工事について、さきの日建連調査によれば、現場の施工段階での改善は難しく、構法、工法選定の段階で生産性引き上げに取り組む必要がある。例えば、構法改善による生産性向上の例として、C社の「RC積層工法」をあげているが、32階の超高層集合住宅への適用により、工期短縮率は43%程度と推定される。また、在来工法の改善による生産性向上への取り組みの例として、鉄筋工の労務平準化を狙いとする柱梁の地組、その他の要素技術を採用した時の効果は在来工法による労働原単位が0.5人～0.6人/床㎡から0.28人/床㎡へ約2倍の向上がみられたと報告している。

このように、現場レベルの物的労働生産性の計測例から、機械化や生産工程管理の合理化が可能な工種では、生産性の著しい向上が図られていることを確認することができるが、都市土木の分野では、共同溝開削工事をはじめ、昼夜、交通を通してながら施工することが要求されるケースが増える等、工事の環境が厳しく変ってきており、物的生産性の向上を妨げているとみられる。また、企画設計においても施工の効率化に十分配慮するなど上流から下流まで一環した取り組みを要する工程も多い。

***1物的労働生産性について**

物的指標を用いて表示された労働生産性。分母としては、現場作業員を含む労働量（延人数、延労働時間等）、分子には施工量を示す物量指標（施工床面積、道路延長、造成面積等）を用いることが考えられる。

***2「建設業の生産性向上の研究」平成5年5月(株)日本建設業団体連合会**

このほか、建設産業の特徴とされる現場生産、多岐にわたる専門工事業による複雑な分業施工や重層的下請関係等も生産性向上を難しくしている。このような建設業の構造的問題に加え、建設市場の透明性、競争性等の諸問題もあり、生産性向上への企業の努力に限界を画している。

（２）市場の透明性、競争性の向上

（イ）建設生産物の取引形態と作用しにくい価格機能

建設生産物の取引形態には、分譲住宅、プレハブ住宅のように、完成した建築物に価格付けし、あるいは工事着工段階で売出すにしてもモデルルームによって完成品の態様を示しうるものと、契約時には成果物がなく、発注者は必要とする建築物の機能、品質及び工期を示して、施工能力のある建設企業を探し、請負契約を締結する場合とがある。後者が一般的な建設市場の取引形態であろう。前者を売買契約型取引、後者を請負契約型取引と呼ぼう。

売買契約型取引においては、品物の品質が不十分ながらも示され、供給側の価格付けがなされているため、需要側も価格と品質についての選択を行い、供給者と交渉することが可能である。

請負型契約においては、需要者（発注者）は工事完成物が存在しない段階で性能、品質、工事完成期限、価格を示して供給者（受注者）請負契約を締結する。この場合、発注者の最大の関心は、①供給者たる建設会社が契約内容を確実に履行する能力を持つかどうか、②誠実に履行すると信頼してよいかどうかの２点である。①は建設会社の財務力、技術力等の工事施工能力であり、②は建設会社の品格、社会貢献、経営方針及び実績に示される信頼性である。

建設市場において、発注者がこの２つの関心点に関する情報を手に入れて、建設会社との取引が行われることが望ましいが、現実にはこのような情報が容易に入手できるようになっていない。公共工事発注者（国、地方公共団体、公団等）や住宅分譲、ビル賃貸等を行う不動産会社であれば、継続的に工事の発注を行うためそれぞれ建設会社の工事施工能力、信頼性について、コストをかけて情報収集し評価することが可能だが、一般にはそうではない。このようなことから、建設市場は、その総体的な規模の巨大さ（本年

度の建設投資額は約90兆円、G N Pの18%）、そして、生産物が社会あるいは企業、個人の諸活動の基盤ストックを形成するという特別の重要性にもかかわらず、市場競争メカニズムが広く作動する基盤としての企業情報が偏在し、その実態の姿を把握することが難しい。その結果、需要者、供給者の双方がベストの選択できたのかどうか不安が大きいし、国民経済的にみても、価格決定が効率的になされていると言い切れないという問題を含んでいる。

(ロ) 建設企業に関する情報整備と企業評価システム

わが国の場合、建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事（建築一式工事 900万円未満または延面積 150㎡未満の木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては 300万円未満の工事）のみを請け負うことを業とする者以外建設大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。従って、建設業に関する企業情報は詳細に許可行政庁（建設省及び都道府県）に蓄積されている。

建設業許可申請時に申請者が申請書類に記載する企業情報は次の項目である。

○申請書の記載項目

①商号又は名称 ②営業所の名称及び所在地 ③（法人）資本金額（出資総額を含む）及び役員の氏名④許可を受けようとする建設業* ⑤他に営業を行っている場合にはその営業の種類

* 建設業法では28種類の工事種類ごとに許可を受けることとされている。

（例：建築一式、土木一式、塗装等）

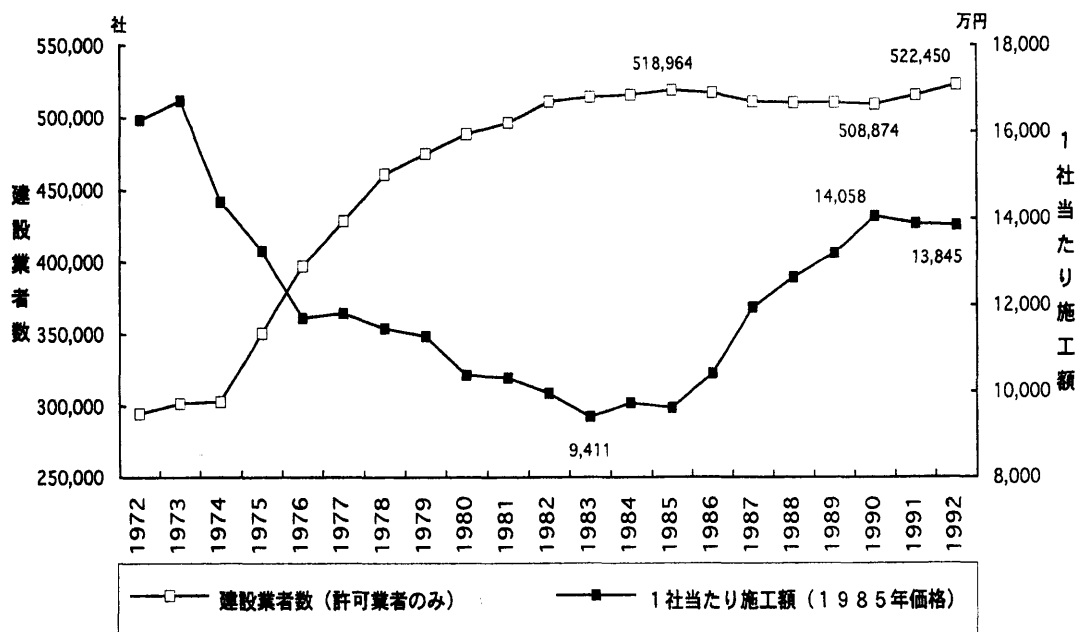
○添付書類

①工事経歴書 ②直前3年の各営業年度における工事施工金額 ③使用人数 ④許可を受けようとする者が欠格要件に該当しないことを誓約する書面 ⑤直前1年間の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類 その他

これらの書類は法律の規定により公衆の閲覧に供されており、また、3年ごとに許可の更新が必要なため、企業情報は比較的最近のものを閲覧することが可能である。しかし、発注者が、きわめて多数にのぼる許可建設業者の企業情報の中から必要とする企業の工事施工能力や信頼性を判断できるようにするためには、データベース化、多角的データ分析が必要である。

1960年7万4千社、1971年19万3千社と、建設業登録業者数は高度経済成長を通じて急増してきたが、建設業法改正により許可制度となった1972年度には30万2千社と前年の登録数に比べて、5割強の激増ぶりであった。一社当たり完工高、就業者数を追ってみると図2-4のように大変特徴のある図が画ける。

図2-4 建設業者数と1社当たり施工額



企業数は1975年から1978年に年率15～8%の高い増加があったが、1985年に518,964社に達した後、1986年以降の好況期に企業数は減少傾向を続け、1990年に508,874社まで減少した後、これを底に再び増加し、1992年3月末には522,450社となった。

建設業の企業形態は、左官工事、塗装工事、鉄筋工事、内装仕上工事等の専門工事業者とこれらの専門工事業者に下請工事の発注をしながら工事全体のマネジメントを行う業者（総合工事業者）とに大きく2分され、業務形態が大きく異なっている。専門工事が専門技能者によって成立しているのに対し、総合工事業は、施工技術のみならず、財務管理等を含む総合的マネジメント事業であり、広い分野の人材の必要性、新たな技術開発等企業の総合的

能力としても、高いレベルが要求される。こうした観点からみると、総合工事業でありながら、年間完工高1億円未満、就業者数10人未満という零細規模の事業者が多数を占め、また建設市場の拡大があっても、1社あたり就業者数にしても、1社あたり完成工事高にしても長期的には一向に変化がない現状は効率性、完成工事物の質の面で望ましいことではない。

こうした現状にとどめている原因の一つは、建設市場の供給者に関する適切な情報が需要者の手に入りにくいことである。建設市場の特徴からいえば、供給者たる建設会社の施工能力、信頼性に関する情報がどれだけ需要者の手に入るかが市場における適正な競争の重要な条件となる。

(ハ) 経営事項審査制度の充実と利用の促進

公共工事については、発注者である国、地方自治体等は、継続して繰り返して発注事務を行うために、自ら企業評価システムを構築している。国の直轄工事については一般に指名競争入札制度によっているが、その流れを追ってみると、①公共工事入札参加希望のある建設会社は、発注者（国の機関）に対して有資格企業リストへの登載申請を行う。②発注者は、申請のあった企業の施工能力、信頼性等を評価して、施工能力のランク別企業リストを整備する。③公共工事の入札にあたって、工事規模に見合うランクにリストアップされている企業のうち、指名基準に従って10社程度を選定して入札に招請する。④現場説明等の所要の手續・経過を経て、入札が実施され予定価格以内で最も低い価格を入れた者が落札することになる。

この一連の手續中、②の入札参加希望企業の施工能力、信頼性評価の段階と、③の指名基準によって企業評価を行い指名企業を選定する段階の2段階で企業評価が行われ、工事の完成と、工事の質が確保される仕組みになっている。

多くの公共工事発注者は、独自の努力によって企業評価を行っているが、②の段階の、企業の施工能力、信頼性を評価して総合評価点を付す作業においては、建設業法によって建設大臣又は知事が行う経営事項審査の結果を利用している例が多い。

指名競争入札制度は、運用の多くの部分が発注者の裁量に任されているため、最終的に指名が行われるまでの過程が分かりにくい面がある。経営事項

審査のように、発注者、受注者から離れた第三者が企業評価を行うことは、市場の透明性を高める上でも望ましいことである。経営事項審査制度等の情報分析・提供システムをさらに拡充し、誰でも利用しやすい建設企業評価システム化し、企業の経営力、技術力に関する情報がわかりやすく提供されることによって、建設市場の透明性が高まり、よい品質、適切な価格、定められた期限内の完成を目指した競争が活発に行われることになるだろう。

なお、参考として、各国の公共工事入札制度における企業の施工能力、経営状況等の審査内容等を表 2 - 3 に示す。各国とも、企業の財務力、技術力等を審査しており、請負限度額を決めて、過大な受注を排している例も、英国、韓国や米国のいくつかの例にみることができる。

表 2 - 3 諸 外 国 の 資 格 審 査 制 度

NO. 1

国 名	入 札 の 型	審 査 の 時 期 等	審 査 内 容	そ の 他
アメリカ (連邦)	公 開 型	・ 契約時 ・ 連邦調達規則 (FAR) による。 [9.103、9.104-1]	・ 十分な財務能力 ・ 存在する全ての契約関係からみた履行期限遵守能力 ・ 良好な履行実績 ・ 道義上、商倫理上の良好な実績 ・ 経営能力及び技術力 ・ 所要の技術的設備、機器の利用 ・ その他適用法令に基づき受注するための資格をもつこと	・ 入札時に入札保証、契約時に履行保証及び支払保証の提出が必要であり、このため、入札前に保証会社による厳格な企業審査が行われている。
アメリカ (コロラド州、 道路建設)	公 募 型	・ 事前資格審査 ・ 特定工事については入札の都度。その他は毎年 ・ 州法による。	・ 当該工事を完成するのに必要な機械設備の保有状況 ・ 当該工事を完成するのに必要な熟練人材の保有状況 ・ 当該工事を完成するのに必要な規模、熟練、経験、能力を有する組織と技術スタッフの保有状況 ・ 財務能力	・ 事前資格審査により入札資格を付与されている企業数は ・ 連邦と同様に入札保証、履行保証、支払保証が必要。
イギリス (環境省 財産調達庁) - P S A -	選 定 型	・ 有資格者名簿 (アブルーブドリスト) 申請時 ・ 入札参加者の選定时 ・ 契約時	(申請事項) ・ 会社の基本情報 ・ 経営状況 (取引銀行、財務諸表等) ・ 希望事業概要 (工種、地域等) ・ 設備及び職員 (人数、常用職工数など) ・ 完成工事 (希望工種についての最近の大きな工事3件) <申請事項以外でアブルーブドリストに登録される項目> ・ 工事種別の受注限度額 ・ 入札招請に当たっての留意事項 ・ 入札招請実績 ・ 手持工事 ・ 完成工事に関する記録と成績評価 (選定基準) ・ 財務状況、施工能力、施工実績、工事成績等を総合的に勘案。 ・ 各企業の受注限度額を設定し、手持工事量を考慮。 ・ 最低価格入札者の価格、数量明細書 (Price Bill of Quantities) を審査	・ 2年ごとに契約実績のない企業、工事成績の悪い企業を削除。P S A の名簿では約 5,000社

国 名	入 札 の 型	審 査 の 時 期 等	審 査 内 容	そ の 他
ドイツ (建設省)	公 開 型	・ 入札後審査	・ 施工能力、信頼性、技術力等	
	選 定 型	・ 入札前審査	・ 売上高（過去3カ年） ・ 施工実績（過去3カ年、契約対象工事と比較し得るもの） ・ 年平均雇用労働者数、あるいは職種別年平均雇用労働者数 （過去3カ年） ・ 技術設備 ・ 職業登記簿への登録 * 他に欠格要件がある ・ 破産、和議手続きが始められている等	
	公 募 型	・ 入札後審査	・ 不当に低いおそれのある低価格入札に際し、①賃金、②作業時間の見積、③資材の見積価格、④現場共通費等を審査	
フランス	公 開 型	・ 一定の方式はない	・ 工事実績、契約履行状況を調査	・ それぞれの入札型式について提案募集方式がある
	公 募 型	・ 民間の審査機関OPQCBの証明を参考とする		
韓 国	公 開 型	・ 一般競争入札参加資格登録時	・ 建設業免許を有すること ・ 電気工事等他の法令の適用を受ける場合は、当該法令による許可等 ・ 建設業法17条の請負限度額の範囲内であること	
	選 定 型	・ 入札公告時	・ 実績 ・ 技術または装備保有状況 ・ 請負限度額 ・ 経営状態	・ 群制限競争入札及び大型工事については例外規定あり
	公 募 型			

(注) 入札の型は、公開競争入札（公開型）、公募型制限競争入札（公募型）、選定型制限競争入札（選定型）に分類した。

2-4 カルテル・談合への対応

(1) 競争促進政策の強化

独禁法の運用を中心とする競争促進政策は、このところ、格段に体制、執行力が強化されてきている。その結果として、独禁法違反行為に対する勧告件数も平成4年度には34件とかなりの増加をみた(表2-4)。

課徴金納付命令も、平成4年度は17件、135事業者にのぼった(最近4年間の件数(事業者数)は、6(54)、11(575)、10(101)、17(135))。

公正取引委員会の審査体制は、この間、平成元年度129名から5年度186名へ44%増員され、また、①課徴金の引上げ(平成3年4月の独禁法改正により原則1.5%から原則6.0%へ4倍となった。)②刑事罰の活用・強化(企業について罰金額の上限を上げた。)③法的措置等の公表などにより、競争政策推進体制の充実・強化が図られた。

(参考)

1. 課徴金に関する独禁法の改正内容

改正前	改正後	大企業	中小企業
卸業 0.5%	→ 卸売 1%	1%	1%
小売業 1%	→ 小売 2%	2%	1%
製造業 2%	→ 卸・小売 6%	6%	3%
上記以外の産業 1.5%	→ 以外		

2. 刑事罰に関する独禁法改正内容

3条違反、8条1項第1号違反について両罰規定の企業と個人の上限額を切り離した。

企業	500万円以下	→ 企業 1億円以下
個人	500万円以上又は3年以内の懲役	→ 個人 同前

表2-4 最近5年間の勧告事件数の推移

(1) 行為類型別

内 容		年 度	元	2	3	4	5 (4~8)	合 計
カ ル テ ル	価格カルテル		3	9	15	10	0	37
	入札談合		1	4	3	20	2	30
	その他のカルテル（注1）		0	0	0	0	0	0
	小 計		4	13	18	30	2	67
不 公 正 な 取 引 方 法	再販売価格維持		0	0	2	0	4	6
	その他拘束条件（注2）		0	0	1	4	0	5
	取引拒絶		1	0	1	0	0	2
	優越的地位濫用（注3）		0	0	0	0	0	0
	その他		2	7	4	0	1	14
	小 計		3	7	8	4	5	27
そ の 他（注4）			0	2	4	0	0	6
合 計			7	22	30	34	7	100

（注）1 「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

2 「その他拘束条件」とは、メーカーの卸売業者に対する販路制限等である。

3 「優越的地位濫用」とは、大規模小売業者の納入業者に対する協賛金の要請等である。

4 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動制限等である。

(2) 業種別

内 容		年 度	元	2	3	4	5 (4~8)	合 計
製 造 業 関 係			3	8	15	9	4	39
卸 売 業 関 係			0	1	4	6	1	12
小 売 業 関 係			0	6	0	0	0	6
サ ー ビ ス 業 関 係			1	1	5	6	1	14
そ の 他			3	6	6	13	1	29
合 計			7	22	30	34	7	100

（注）その他とは、農業、建設業、運輸業等である。

（「公正取引委員会の最近の活動状況」平成5年10月）

(2) 近年のカルテル・談合等独禁法違反事件

平成元年度以降の勧告件数は 100件あり、このうち、入札談合事件を含むカルテル事件（独禁法第3条又は第8条1項1号違反行為）が全体の67%（67件）を占め、次いで、不公正取引事件（19条違反）が27%（27件）を占めている。

これを業種別にみると、製造業39件、卸売業12件、小売業6件、サービス業14件、その他（農業、建設業、運輸業等）29件である。

入札談合事件は、平成元年度以降30件の勧告が出ているが、平成4年度勧告20件のうち、建設業関係9件、製造業5件、その他6件でやはり建設業関係が多かった。

カルテル事件のうち、対価に影響を及ぼす行為がなされたものは、カルテルの排除措置のほかに、カルテル禁止規定の実効性を確保するための措置として課徴金を課すこととなる。課徴金の額は、大企業の場合、カルテルの実行期間におけるカルテル対象商品又は役務の売上額に原則6%を乗じた額であり、中小企業の場合、同様の売り上げ額に原則3%を乗じた額となっている。

平成元年度から5年8月までの課徴金納付命令が行われた額は 187億 4,967万円（54件）、昭和52年の課徴金制度創設以来の総額 289億 6,638万円の65%にのぼり、近年の増加ぶりを示している。

官公需等に係る受注予定者決定事件（勧告審決等）は昭和52年度以降本年7月までの間に50件を数えるが、課徴金額は、決定のあった41件の合計で44億円余で、1件として最高額は、平成4年5月勧告の埼玉土曜会の会員66社に対する10億円余である。

（参考）平成4年度以降の建設業関係の勧告審決事件一覧

（勧告年月日）	（内 容）
1. 平成4年5月13日	新潟市発注の公共下水道工事に使用する塩化ビニール管について、受注予定者並びに仲間売り価格及び土木工事業者向け価格の引上げを決定していた。 (3条後段違反)

- | | |
|----------------------|---|
| 2. 平成 4 年 5 月 15 日 | 官公庁発注の高松地区の造園工事について受注予定者を決定していた。（ 8 条 1 項 1 号違反） |
| 3. 平成 4 年 5 月 15 日 | 埼玉県発注の特定土木工事について受注予定者を決定していた。（ 3 条後段違反） |
| 4. 平成 4 年 5 月 22 日 | 広島市等発注の造園工事について受注予定者を決定していた。（ 8 条 1 項 1 号違反） |
| 5. 平成 4 年 5 月 22 日 | 広島市等発注の造園工事について受注予定者を決定していた。（ 8 条 1 項 1 号違反） |
| 6. 平成 4 年 7 月 9 日 | 愛知県発注の建設コンサルタント業務について受注予定者を決定していた。（ 3 条後段違反） |
| 7. 平成 4 年 7 月 9 日 | 愛知県発注の測量等業務について受注予定者を決定していた。（ 3 条後段違反） |
| 8. 平成 4 年 11 月 26 日 | 埼玉県警察本部発注の道路標示工事・路側式道路標識工事・大型反射式道路標識工事・大型灯火式道路標識工事について受注予定者を決定していた。（ 3 条後段違反） |
| 9. 平成 4 年 11 月 26 日 | 埼玉県土木事務所発注の特定道路標識・標示等の工事について受注予定者を決定していた。（ 8 条後段違反） |
| 10. 平成 4 年 11 月 26 日 | 溶融式路面標示用塗料の販売価格の引上げを決定した。（ 8 条 1 項 1 号違反） |
| 11. 平成 5 年 2 月 24 日 | 国土地理院発注の航空写真測量業務について発注予定者を決定していた。（ 8 条 1 項 1 号違反） |
| 12. 平成 5 年 2 月 24 日 | 東北地区、東海地区、四国地区のそれぞれにおいて、各地区所在の官公庁等が発注する航空写真測量業務について受注予定者を決定していた。（ 3 条後段違反） |
| 13. 平成 5 年 6 月 22 日 | 赤平市発注の電気工事について、受注予定者を決定し、これを実行していた。（ 3 条後段違反） |

なお、不当廉売事件も、主に、牛乳、ガソリン、酒の分野で多発している。近年は、警告又は注意の対象となった企業数は、昭和62年度で 580件とピークをつくり、以降漸減してきたが、平成4年度は再び増加し、254 件となっている。

不当廉売に関する独占禁止法上の考え方の基本は、事業者の創意工夫や企業の効率性によって達成された低価格販売でなく、採算を除外視した公正な競争を阻害するおそれのある低価格販売を規制するところにある。

したがって、具体的な立件にあたっては、次の条件を充たす場合を不当廉売としている。

- ①仕入価格（値引き、リベート、現品添付等があったときには、これらを考慮した実質仕入価格）を下回った価格で、
- ②ある程度継続して販売し、
- ③他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合

（３）企業における独占禁止法遵守のための取組

わが国経済活動の世界的拡がりの中で、わが国の市場におけるさまざまな取引慣行が、公正かつ自由な市場競争を阻害するおそれのあるものとして、内外からその在り方が問われている。

独禁法を中核とした競争促進政策の手法と運用が一層厳正なものとなり、また、運用体制も次第に整備されつつあるが、一方で市場競争の主体である企業の側で、競争こそが事業者の創意と経済活動の活力を生み出す基本ルールであることを踏まえて、独禁法遵守を、企業活動のすみずみまで浸透させていくことが必要である。

平成3年7月に「流通・取引慣行に関する独禁法上の指針」（流通・取引ガイドライン）が公表され、企業側の独占禁止法コンプライアンス・プログラム（企業における独占禁止法遵守マニュアルの作成、法務部局の充実等を内容とする。）への取組も進みつつある。

（財）公正取引協会の調査（平成4年4月、対象企業 625のうち資本金10億円超 74%、1億円以下8%）によれば、①遵守のための取組を何らかの形で行っているものが上場企業では3割強②これから行うものが5割強で、合わせて上場

企業の 8 割強が取引の必要を認めている。また、建設業における遵守のための取組の状況についてみると、何らかの取組を既に行っているものが回答全体の 26%、建設業では 34% で平均よりかなり高く、関心の高さがうかがえる。次に、さらに進んで遵守マニュアルの作成状況を聞いてみると全体で作成済は 16%、作成中が 16% に対して建設業では、作成済が 13%、作成中が 13% であって、全体に比べて若干、マニュアル作成取組状況の立遅れがみられる。

このように、大企業を中心とする調査でも、企業側の取組は今だ始まったばかりで、建設業も現在のところ十分な対応がなされていないのが実態である。

（参考）主要国における独禁法制の比較（章末）

2-5 改革をスプリングボードに新たな展開を

国民経済の 18% を占める建設投資を担う巨大産業である建設業が効率的で質の高い生産を行うことは、日本経済の生産性を高めるとともに、充実が急がれている国民生活の基盤となるインフラや、施設を効率的に整備することからも、大きな意味がある。

建設企業においては、生産性を高めるため専門工事業の分野まで含め、新たな技術開発、人材育成、高度な施工管理、技法の開発等への挑戦が求められている。企業のこうした努力とともに、建設市場の実質的な競争性を高め、市場において、質の良い、価格効率に秀でた建設生産活動を行う企業がより一層発展できるように、企業情報の提供をはじめとして市場構造を整備する必要がある。特に、建設市場への影響力が大きい公共工事については、公共調達制度を中心に、発注者側で対処すべき問題も多い。

現在進められている公共工事の入札制度の改革が、このような建設市場の競争環境の整備その他の新たな対応を促すスプリングボードとなって、生かされなければならない。繰り返しになるが、新たに対応すべく求められている課題の主なものは次のとおりである。

- （１）一般競争入札の導入等公共工事入札方式の多様化と、制度の透明性、公正性の確保

指名競争入札方式の一層の透明性の引上げ

- (2) 建設市場における内外無差別の徹底による国際化の推進
- (3) 建設生産工程の上流から下流にわたる生産性向上
- (4) 建設市場における情報の提供、透明性の確保等による競争環境の整備
- (5) 独禁法の厳正な運用

発注者、受注者双方におけるカルテル、談合への厳しい対応

(参考)

主要国における独禁法制の比較 (1)

	日 本					ア メ リ カ				
根 拠 法	独占禁止法 (1947年)					シャーマン法 (1890年)、クレイトン法 (1914年)、連邦取引委員会法 (1914年)				
施 行 機 関	公正取引委員会					司法省トラスト局 (DOJ)、連邦取引委員会 (FTC)				
職員数及び予算	職員数 498 人 (93年度) 予 算 46億円 (93年度)					D O J	職員数 607人 (93年度) 予 算 6,153万ドル (93年度)			
						F T C	職員数 953人 (93年度) 予 算 8,655万ドル (93年度)			
違反行為に対する措置	①公正取引委員会による行政措置 ・違反行為に対する排除命令 ・価格カルテルに対する課徴金 ②刑事措置 ・公正取引委員会の告発が前提 ・罰則 (罰金若しくは懲役又はその併科)					①連邦取引委員会による行政措置 違反行為に対する排除命令 ②司法省による裁判所への命令 ・刑事手続 (シャーマン法違反・企業に対する罰金、個人に対する罰金若しくは禁錮又はその併科) ・民事手続 (違反行為の差止め)				
法的措置を採った件数	勧告及び審決件数 (下段はカルテル件数で内数) 年度 88 89 90 91 92 勧告 6 7 22 30 34 審決 6 10 17 27 37 5 7 9 15 33					刑事訴追件数 (連邦レベル、下段はシャーマン法1条違反で内数) 年度 88 89 90 91 92 刑事 87 86 75 81 78 訴追 74 80 66 75 70				
制 裁 金 の 額	課 徴 金					罰金 (上段:事業者、下段:個人)				
	年度	88	89	90	91 92	年度	88	89	90 91 92	
	件数	3	6	11	10 17	件数	87	86	75 81 78	
	対象	84	54	175	101 135	対象	83	85	73 55 45	
						53	54	30 37 27		
	金額	419	803	12,562	1,972 2,682	金額	2,883	2,560	2,266 1,757 2,243	
	(百万円)					(万ドル)				

主要国における独禁法制の比較（２）

	ド イ ツ					フ ラ ン ス				
根 拠 法	競争制限禁止法（1957年）					価格及び競争の自由に関する命令（1986年）				
施 行 機 関	連邦カルテル庁、独占委員会、（連邦経済省）					経済・財政省 競争評議会				
職員数及び予算	連邦カルテル庁	職員数 235人（1993年） 予 算 2,033万マルク（1993年）				事務局職員数 80人（1992年） 予 算 847 万 F F（1992年）				
	独占委員会	事務局職員数 12人（1993年）								
違反行為に対する措置	○連邦カルテル庁による行政措置 ・違反行為に対する排除命令 ・制裁金の賦課					①競争評議会による行政措置 ・違反行為に対する排除命令 ・制裁金の賦課 ②刑事措置 ・経済担当大臣、競争評議会議長による告発、検事独自の起訴 ・罰則（罰金若しくは禁錮又はその併科）				
法的措置を採った件数	法的措置決定件数（下段は制裁金決定件数で内数） 年度 88 89 90 91 92 決定 17 72 15 21 4 13 68 12 16 1									
制 裁 金 の 額	制裁金（上段：事業者、下段：個人）					制裁金				
	年度	88	89	90	91 92	年度	88	89	90 91 92	
	件数	13	68	12	16 1	件数	5	19	23 23 21	
	対象	18	64	8	23 1	対象	11	59	232 143 155	
		38	121	7	32 1					
	金額	248	2,476	49	402 30	金額	438	2,201	35,849 3,840 4,038	
	(十万DM)	15	68	2	17 1	(万FF)				

主要国における独禁法制の比較（３）

	イギリス	E C
根拠法	1973年公正取引法、1976年制限的慣行裁判所法、1976年再販売価格法、1976年制限的取引慣行法、1980年競争法	EEC（ローマ）条約（1957年）
施行機関	公正取引庁、独占・合併委員会、制限的慣行裁判所、（貿易産業省）	EC委員会
職員数及び予算	公正取引庁 職員数 420人（1992年） 予 算 1,930万ポンド 独占合併委員会 正規委員 20人（1992年） 事務局職員数 93人（1992年） 予 算 439万ポンド（1992年） 制限的慣行裁判所 指名された判事 5人 10人を超えない任命構成員	事務局：競争総局（DGTV） 職員数 407人（1992年）
違反行為に対する措置	①行政措置（貿易産業大臣） ・独占・合併、反競争的行為に対する排除命令 ②制限的慣行裁判所による判決 ・制限的協定に対する禁止命令 ・再販売価格維持行為に対する適用除外申請の却下 ・判決に従わなかった場合法廷侮辱罪（罰金刑）	
法的措置を採った件数	暦年 80 89 90 91 92 制限的協定に対する禁止判決（下段は法廷侮辱罪） 7 0 0 1 0 0 0 1 0 0 独占状態に対する是正措置 1 1 0 0 3 合併に対する是正措置（90、91年度は略式） 0 0 2 3 4 反競争的行為に対する是正措置 2 1 0 0 0	EC委員会決定 年度 80 89 90 91 92 決定 13 3 2 7 14
制裁金の額	制裁金を賦課できる規定がない。	制裁金 年度 80 89 90 91 92 件数 8 2 1 3 8 対象 40 15 3 4 57 金額 8,075 1,000 4,800 7,735 6,155 (万ECU)

（「公正取引委員会の最近の活動状況」平成5年10月）

第3章 土地保有税制のあり方

3-1 土地保有税制の改革はバブル潰しではない

- ・ 平成3年度の土地税制の改革は、結果としてバブル地価の低落に決定的効果をもたらした感がある。地価税の導入をはじめとする保有、譲渡、取得の各段階における全面的な土地課税の強化、それまでの短期譲渡益に重く、長期譲渡益に軽いというムチとアメで土地の流動を促進しようとする考え方から、譲渡益にも、保有取得にも重課するというムチとムチのシステムへの転換が図られている。その概要と実施の経緯は表3-1及び表3-2のとおりである。

その目的は、全面的な税負担の強化によって土地の資産としての有利性を縮減し、土地の有効利用を促進しようとするもので、それまでの土地税制は補完的な役目とする考え方を改め、土地税制を有力な土地政策の手段とした画期的な方向であった。

- ・ しかし、地価の急落は、確かに不動産金融の規制や土地税制が直接的に効果をあげたという面もあるが、バブル経済が行きつくところまで行ってしまい、その自重ゆえに自滅したという面が強い。事実、土地税制改革の実行を待たず地価は低落に向っていた。土地税制の改革は、その勢いを大きく加速したにすぎない。この政策は短期的なものではなく土地税制の構造的改革により、土地市場が変化することで土地投機の抑制などが図られ、今後のバブル地価の再発を抑止する長期的な効果を期待されているといえよう（図3-1）。
- ・ 改革の基本は地価税の導入と、地価税及び相続税に係る評価にあたり、地価公示の80%とした路線価が課税標準とされたことにある。地価公示による評価は土地の収益からかけ離れて成立したバブルの地価を反映しており、この地価を基準にして課税すれば当然のことに税負担額は土地からの収益で負担できる範囲を超えている。この措置は、あえてバブルの地価に課税することにより結果としてバブルが消滅せざるを得ないという逆説的な効果をねらったものと理解されよう。地価税の実情をみても、住宅用地や1㎡当りに3万円以下の土地は非課税とされており、課税対象面積は1,400km²、全国土地面積37.7万km²の0.3%、宅地面積1.37万km²の10%にすぎない。もっぱら都市内に大規模な土地を保有する4万社程度の企業が結果としてねらい打ちにされた形になり、

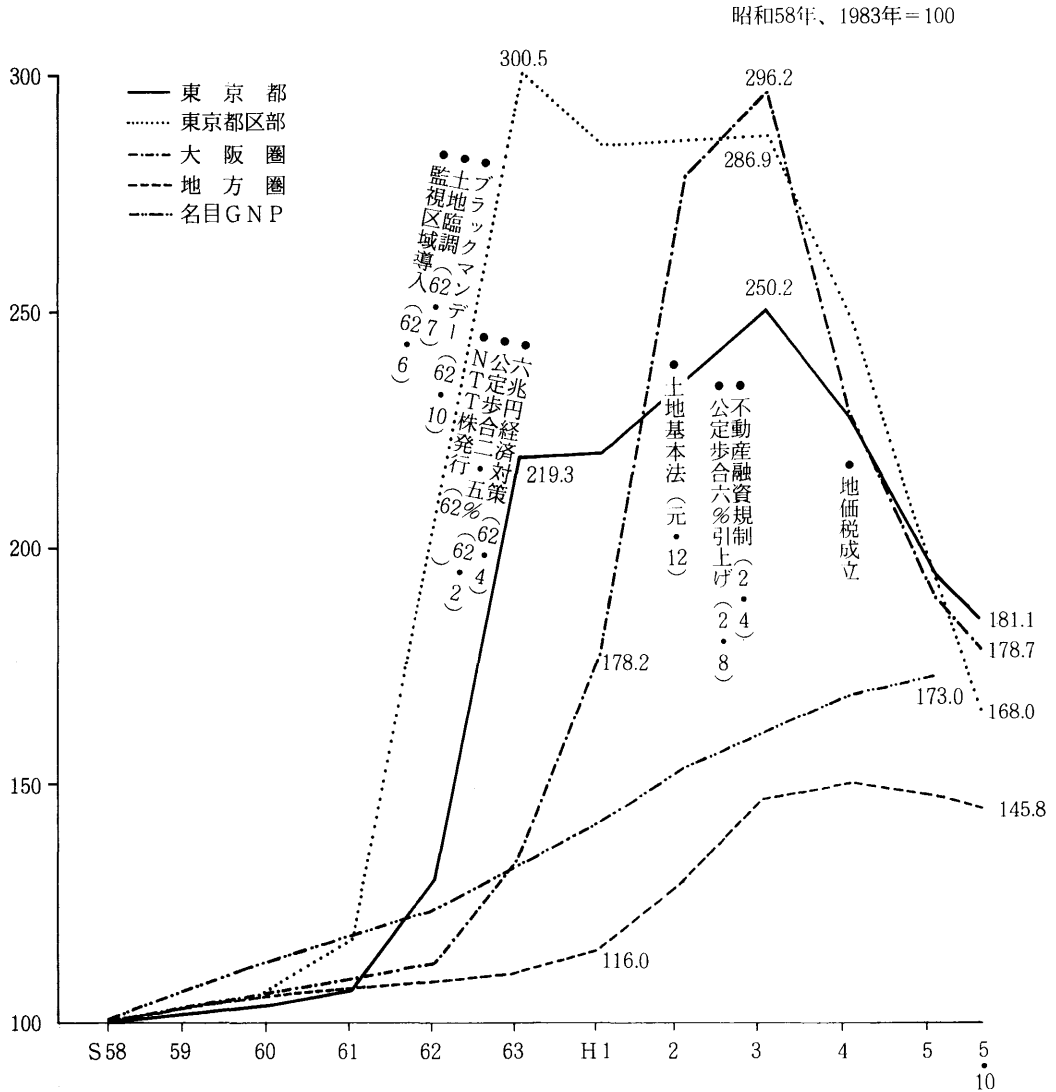
表3-1 最近の土地対策

年 度	経 済 動 向	土 地 税 制 ・ 金 融	土 地 供 給 ・ 都 市 計 画
中 曾 根 内 閣	1983 (S.58)		●民間活力、国有地有効活用、西戸山開発
	1984 (S.59)	東京圏 1.9%、区部 3.2%	●民間活力導入、民活担当大臣 ●国鉄跡地競争入札払下げ
	1985 (S.60)	●ブラザ合意 (60.9) 東京圏 2.0%、区部 5.5%	●首都改造計画、ワイルド 5,000ha (60.5) ●司法研修所跡地処分 (60.8)
	1986 (S.61)	●東京地価急騰 東京圏 8.0%、区部30.5%	●地価対策関係閣僚会議設置 ●西戸山跡地処分 (61.1) ●アークヒルズ完成 (61.7)
	1987 (S.62)	●公定歩合 2.5%引下げ (62.2) ●ブラックマンデー (62.10) 東京圏57.1%、区部94.8% ●前川レポート内需主導経済 (62.4) ●緊急経済対策6兆円 (62.5)	●超短期(2年以下)重課制度の創設、91%税率 ●国公有地、旧国鉄用地の処分見合わせ ●NTT株放出 (62.2) ●土地臨調発足 (62.7) ●国土利用計画法改正(監視区域制度導入) (62.6) ●土地対策閣僚会議の改組(62.10) ●当面の地価対策に関する答申、緊急土地対策要綱決定(62.10)
10月 竹 下 内 閣	1988 (S.63)	東京圏24.1%、区部 4.5%	●ミニ保有税の面積要件の引き下げ (63.4) ●居住用買替特例原則廃止 (63.4) ●法人の土地取得に係る借入金利子の損金算入制限措置 (63.4) ●地価等土地対策に関する答申および総合土地対策要綱決定 (63.6) ●国の行政機関等の移転の閣議決定 (63.3) ●優良宅地開発促進緊急措置法の施行 (63.8)
	1989 (平元)	●日米構造協議開始 ●公定歩合3.75% (元.10) 東京圏 2.7%、区部△3.9% ●東証株価 3.9万円 (元.12)	●金融機関の不動産業への融資指導、特別ヒアリング (元.10) ●土地基本法成立 (元.12) ●今後の土地対策の重点方針決定 (元.12) ●宅地開発・鉄道整備一体的促進法 (元.9)
	6月 8月		
海 部 内 閣	1990 (平2)	●日米構造協議中間報告 土地利用 (2.4) ●同上 (全体) (2.7) ●公定歩合 6% (2.8) 東京圏11.0%、区部 2.1%	●日本銀行、地価高騰レポート発表、自己批判 (2.3) ●政府税制調査会、土地税制小委員会発足 (2.4) ●不動産業向け融資の量的規制実施 (2.3) ●税制調査会、土地税制改革答申 地価税など (2.12) ●国土利用計画法改正(投機的土地取引への勧告制度) ●土地政策審議会答申、地価引下げ目標 (2.12) ●都市計画法、建築基準法改正法施行・住宅地高度利用地区計画など (2.11)
	1991 (平3)	東京圏△1.0%、区部△2.9%	●地価税法成立 (3.4) ●相続税改正、基礎控除税率改正、軽減対策 ●不動産業融資総量規制 トリガー付き解除 (3.12) ●総合土地政策推進要綱決定 (3.1) ●借地法借家法改正法成立 (3.9) ●生産緑地法改正成立、長期営農継続農地制度の廃止 (3.12)
	11月		
宮 沢 内 閣	1992 (平4)	●生活大国五ヶ年計画決定 年収5年分で住宅確保 (4.6) ●総合経済対策決定 公共用地先行取得、不良資産保有会社 (4.8) ●日経平均株価 1万 5,000円割れ (4.8) ●公定歩合3.25% (4.7) 東京圏△12.7%、区部△19.1%	●地価税等一連の土地税制施行 (4.1) ●地価税、路線価発表 (4.8) ●都市計画法、建築基準法改正法施行(住宅系用途地域の細分化、誘導容積率制度(5.6)) ●生産緑地地区都市計画決定完了(市街化区域内農地の3割が生産緑地) (4.12)
	1993 (平5)	●公定歩合 2.5% (5.2) ●新総合経済対策 (5.4) 東京圏 △14.6%、区部△22.2%	●地価税 0.3% (5.1) ●共同債権買取会社設立 (5.2) ●主要銀行不良資産14兆円 (5.9) ●「監視区域制度の的確な運用について」指導通達 (5.11)
8月 細 川 内 閣			

表 3 - 2 土 地 対 策

土 地 税 制	土 地 利 用 規 制	土 地 取 引	●地価税の導入（91年1月1日より施行） ○国税、全国の土地に相続税評価で課税 ○税率は 0.3%（初年度 0.2%） ○非課税の土地は① 1,000㎡以下の居住用地、公共の土地等、② 1㎡当たり 3 万円以下の土地 ○申告納税方式 ○5 年ごとに見直し ●市街化区域内農地の課税の見直し ○相続税の納税猶予を生産緑地地区の指定のない農地には認めない ○長期営農継続農地制度を91年度限りで廃止。生産緑地地区の指定がない農地は、92年度以降、宅地並み課税を実施 ●遊休地課税制度の創設（91年度以降） ○遊休土地転換利用促進地区の面積 1,000㎡以上の土地に税率 1.1%の特別土地保有税を課税 ●特別土地保有税の全般的強化（91年度以降） ○94年度以降の評価替えにおいては、相続税評価との均衡にも配慮しつつ、地価公示価格の一定割合（70%）まで評価を適正化 ○路線価の公開（91年度の評価替えはできるだけ多くの地点、94年度以降は全路線価） ●個人の長期譲渡課税を強化（92年1月1日以降の譲渡に適用）5 年超え、一律分離課税30%（住民税 9 %） ●法人の譲渡益課税を強化（92年1月1日以降の譲渡に適用） ○長期（5 年超え）譲渡課税に10%追加課税を導入 ○超短期（2 年以内）譲渡益課税の分離課税化 67.5%（37.5%+30%） ●節税への対応 ○不動産投資による土地の取得に係る借入金の利子の損失は他の所得との損益通算を認めない（92年分以降の所得税について適用） ●長期保有の土地 ○事業用資産の買い換え特例を縮減（92年1月1日以降の譲渡に適用） ●相続税評価の適正化 ○92年分の土地評価から、評価時点（現行前年の 7 月 1 日）を地価公示価格の評価時点（毎月 1 月 1 日）にあわせる 93年度基礎控除額引上げ（4,000 万円→ 4,800 万円、800 万円→ 950万円）	●国土利用計画法の一部改正による監視区域制度 ●同地域内における投機的取引に対する勧告の特例 ●国土法価格が地価高騰を追従する形にならないよう価格審査の強化を通達（90年6月より）
			●生産緑地法を改正 ○市街化区域内農地を「保全すべきもの」と「宅地化するもの」に分類することで都市農家を確保し、残りの市街化区域内農地からの住宅供給を進める ●都市計画法・建築基準法を改正 ○住宅地高度利用地区計画、用途別容積率型地区計画、遊休土地転換利用促進地区を新設（90年11月より施行） ○誘導容積率制度の新設（93年6月より施行） ○住宅系用途別地域の細分化（93年6月より施行）	●土地融資総量規制（90年3月に導入） ○金融機関の土地関連融資の伸びを総貸出の伸びの範囲内に抑えるよう大蔵省が指導（四半期末ごとにチェック） ●土地関連融資の適正化を推進（自民党金融問題調査会） ○総量規制の早期発動の仕組みを創設 ○ノンバンクの土地関連融資規制のため貸金業規制法を見直しなど ●土地融資総量規制解除トリガー付解除、不良債権、資産増大
			●借地借家法を改正 ○定期借地権（更新しない借地権）を創設 ●未利用国有地を活用 ○3大都市圏の公務員宿舎を高層化（大蔵省）など ●不動産の証券化 ○不動産投資信託、都市開発事業組合を創設	
			●目的、土地の資産としての有利性縮減、土地の有効利用の促進 ●増税路線、アメとアメ路線からムチとムチ路線、全員にセットで ●バブルに課税し、バブルを消す。収益で支払えず、相続税パニック ●地価税の最大の効果、全て路線価に統一、バブルに課税、バブルを消す - 平成5年度改正、固定、負担調整措置、12年間 200 ㎡以下 6 分の 1	

図 3 - 1 住宅地地価の推移 (指数)

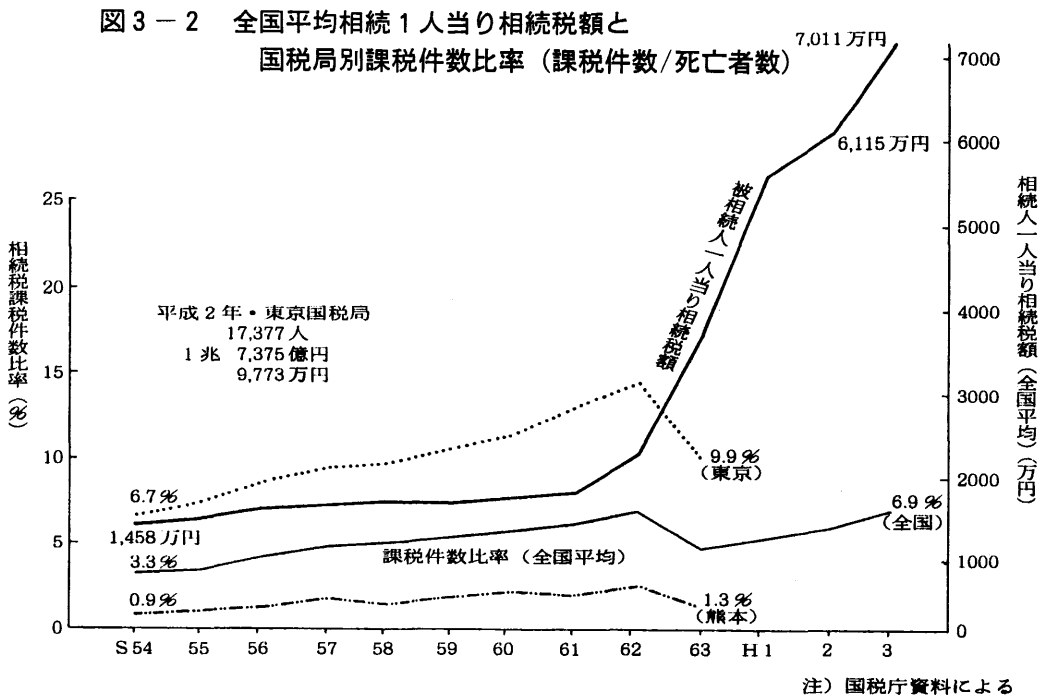


	S58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	5.10
東京都	100.0	102.2	103.9	107.1	130.1	219.3	220.2	234.7	250.2	227.4	194.2	181.1
東京都区部	100.0	103.2	107.2	117.9	208.5	300.5	284.9	286.0	286.9	248.7	193.5	168.0
大阪圏	100.0	103.6	106.7	109.5	113.2	134.3	178.2	278.1	296.2	228.4	189.3	178.7
地方圏	100.0	103.5	106.0	107.8	109.1	111.2	116.0	129.3	146.9	150.2	147.7	145.8
名目GNP	100.0	107.0	113.0	119.0	124.0	133.0	142.0	153.0	161.0	169.0	173.0	—

地価公示資料より作成

これらの企業からはわずか0.3 %の税率の地価税の負担が企業経営を圧迫するという声が聞こえてくる。地価税は普通の市民には無関係な税金である。しかし、地価税の効果は課税評価の実勢地価への引き上げというチャンネルを通して、固定資産税、相続税など全ての土地課税の引き上げにつながっていく。この結果、相次ぐ路線価の上昇によって、個人に対しては相続税の負担が著しく増加し、普通の市民に税負担がかかる事態になっている。

・ 現に被相続人一人当りの相続税額が7千万円を超える急激な相続税の負担が一部の市民の生活をおびやかす深刻な社会問題を惹起している（図3-2）。



相続税の課税状況

	1983年	1985年	1988年	$\frac{1988}{1983}$	$\frac{1988}{1985}$
納付税額	7,153億円	9,261億円	15,629億円	2.2	1.7
被相続人数	39.5千人	48.1千人	36.5千人	0.91	0.76
1人当り納付税額	1,810万円	1,930万円	4,290万円	2.4	2.2

1989年	$\frac{1989}{1983}$	1990年	$\frac{1990}{1985}$	1991年	$\frac{1991}{1985}$
23,930億円	2.6	29,527億円	3.19	39,648億円	4.28
41.7千人	0.8	48.3千人	1.00	57.0千人	1.19
5,745万円	3.1	6,115万円	3.18	7,011万円	3.67

このような個人や企業は、税負担増加の現実をみて、税負担の重さは本質的には地価が所得や収益に見合わない高水準なのが原因であることが分かり、もはや地価の上昇を期待しないどころかその引き下げを望むようになっている。土地税制の改正の目的はこのような国民の土地意識の変化を生むことにあったものであり、その効果は着実に現われている。土地神話は大きく崩れることになった。

しかしながら、そのインパクトが余りに強いだけに、景気の大幅な後退の原因がバブルの崩壊にあり、バブル潰しのために採られた金融規制と土地税制が現在の不況を生んでいるという認識から、市場を回復するには土地政策とりわけ土地税制を見直すべきとする声が経済界から日毎に強まっている。

とりわけ地価税については、地価が急落していること、固定資産税との二重課税であること、企業経営を圧迫すること、特定の業界に偏った不公平税制であることを理由にその撤廃を求める圧力が強まっている。前政権の自民党は昨年12月に地価税の廃止を含めて地価税のあり方を再検討することを決めている。

- ・ 地価税の是非を含め土地税制は、地価対策や短期的な景気対策の視点ばかりでなく、土地税制改正の最大の目的である公平公正な国民の税負担のあり方、所得、消費及び資産に係る公平公正な税負担はいかにあるべきかという本質的な論議が必要である。そこで、土地保有課税の実態がどうかを東京都財政から検証する。

3-2 東京都財政と土地所有者の受益と負担

- ・ 東京都財政において固定資産税と都市計画税の負担と土木費及び都市計画費の支出との関係から受益と負担が均衡しているかどうかを検証しよう。平成2年度（1990年度）の東京都区部（固定資産税、都市計画税は東京都が所管）の固定資産税及び都市計画税は表3-3のとおりである。

固定資産税収 6,938億円、うち土地に係る負担額 3,626億円で全体の52.3%、家屋に係る負担額 2,185億円で同じく31.5%、償却資産に係る負担額 1,128 億円で16.2%であり、土地に係る負担額が全国平均で41.2%に比べてや

や高い割合を示している。

- ・ 固定資産税収の都歳出規模に占める割合は10.8%にすぎず、また都税収入に対する割合は14.7%であり、全国平均の固定資産税収の市町村税収に対する割合32.6%に比べて、東京都のウエイトは2分の1の低水準にとどまっている。固定資産税収の財政への貢献度はきわめて低い水準と思われる。加えて都市計画税収は1,410億円、土地に係る負担額945億円、家屋に係る負担額456億円、固定資産税と都市計画税の合計額は8,348億円であり、都税収入への割合はなお17.8%、全国の市町村税収に占める割合に比べても東京都区部の負担は低水準と言わざるを得ない。

(1) 固定資産税の実効税率

- ・ 平成2年度の地価公示によると東京都区部の住宅地の1㎡当りの平均地価は130万円であり、一方1㎡当りの固定資産税評価額は7.5万円にすぎない。したがって実勢地価に対する税負担の割合、実効税率は表面税率1.4%に比べて0.08%でしかない。昭和56年度以降の実効税率の推移をみると、それでも地価高騰以前の昭和60年度までは0.2%前後で推移したものが、60年度以降の地価高騰に伴って急速に低下、0.1%を割り込んでしまっている。平成4年度に地価の低落から0.1%を回復したものの、昭和50年代の0.2%に比べてなお半分程度でしかない(図3-3)。

(2) 東京都の財政

- ・ 地価高騰により受益を受けた土地の負担、資産保有課税はこのバブルの時期には強化されて、財政における受益者負担の原則が徹底されるべきであった。現実には逆に地価上昇の中で固定資産税と都市計画税の負担は激変緩和を名目に意図的に固定資産税評価額の引上げが抑制され、さらに都市計画税負担は都が独自に昭和63年度から3年間住宅1戸につき200㎡以下の小規模宅地用地は税率を2分の1、0.15%に軽減する措置が採られている。その結果はどうなったのか。
- ・ 昭和60年から平成3年度までの6年間の都財政の伸びをみる。歳入規模は3兆9,090億円から6兆7,067億円と1.7倍に拡大する。うち都税収入は2兆

表3-3 東京都区部における固定資産税・都市計画税（平成2年度）

A. 固定資産税

区 分	土 地	家 屋	償却資産	合 計
筆数・棟数	172.2万筆	245.2万棟	1,502万件	—
地面・床面積	34,445 ha	32,836 ha	—	
課税評価額	25兆 8,890億円	15兆 6,059億円	8兆 542億円	49兆 5,491億円
税 負 担 額	3,625.9億円 52.3%	2,184.8億円 31.5%	1,127.6億円 16.2%	6,938.3億円 100.0%

B. 都市計画税

区 分	土 地	家 屋	—	合 計
課税評価額	44兆 2,513億円	15兆 6,896億円	—	
税 額	1,377.6億円	471億円	—	1,848.6億円
減 税 額	373.2億円	14.7億円	—	387.9億円
税 負 担 額	945.3億円	455.9億円	—	1,410.2億円

C. 固定資産税及び都市計画税の原単位

1 筆 当 り 平 均 面 積	200m ²	1 棟 当 り 床 面 積	133.9m ²
1 筆 当 り 課 税 評 価 額	1,503万円	1 棟 当 り 課 税 評 価 額	642万円
1 筆 当 り 税 負 担 額	21.1万円	1 棟 当 り 税 負 担 額	8.9万円
1 m ² 当 り 評 価 額	7.5万円	1 m ² 当 り 評 価 額	4.7万円
1 m ² 当 り 税 負 担 額	1,053円	1 m ² 当 り 税 負 担 額	665円

D. 財政へのウエイト

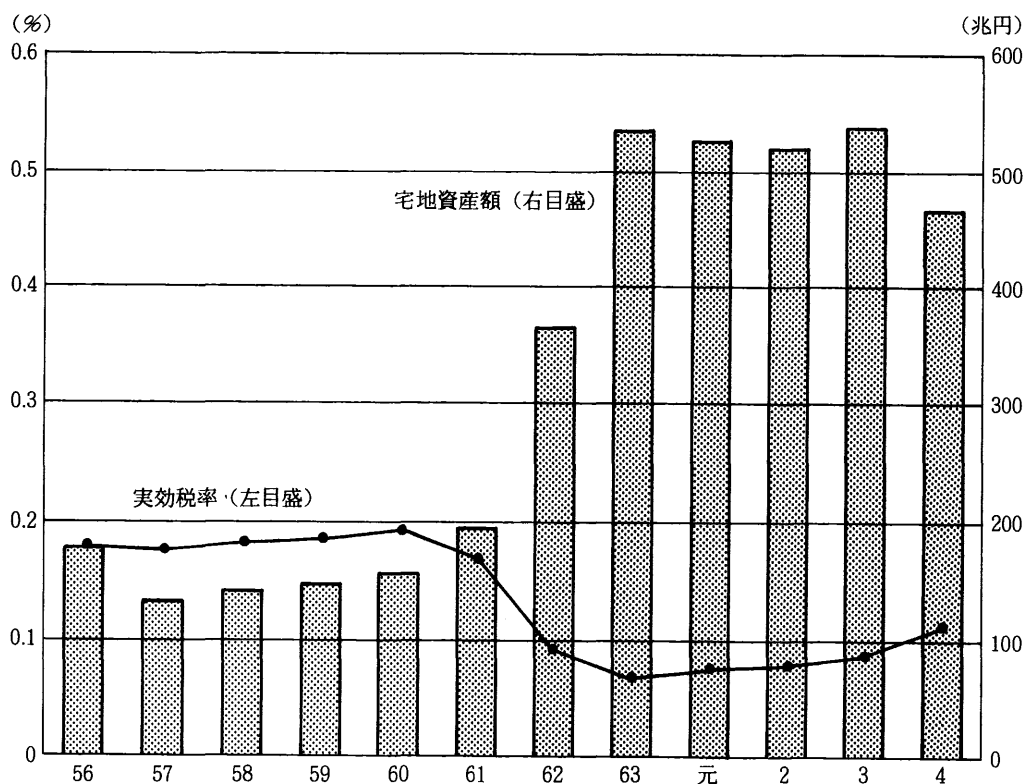
		歳出規模 6兆 4,282億円	都税収入 4兆 7,164億円
固定資産税	6,938億円	10.8%	14.7%
土 地	3,626億円	5.6%	7.7%
家 屋	2,185億円	3.4%	4.6%
償 却 資 産	1,128億円	1.8%	2.4%

E. 実効税率・評価額の引上げ

1㎡当り土地評価額（A）	7.5 万円
平成2年地価公示、東京都23区平均住宅地地価（B）	129.8 万円
実効税率	$1.4\% \times \frac{7.5\text{万円}}{129.8\text{万円}} = 0.08\%$
地価公示（平成5年）の70%の評価	$83.9\text{万円}/\text{㎡} \times 0.7 = 58.7$ $\frac{58.7}{7.5} = 7.8$ 倍

東京都税務局資料より作成

図3-3 土地に対する固定資産税の実効税率と宅地資産額の推移（東京都）



- (備考) 1. 経済企画庁「国民経済計算年報」、自治省「固定資産の価格等の概要調書」より作成。
- 宅地課税標準額 × 税率
2. 実効税率 = $\frac{\text{宅地課税標準額} \times \text{税率}}{\text{宅地資産額}} \times 100(\%)$ としている。
3. 2.の計算は宅地課税標準額ベースであり、固定資産税の減額措置については考慮されていない。
4. 2.の計算にあたり、宅地資産額については前年末の数値を使用している。
5. 宅地資産額は民有地に限る。

9,688 億円から 4 兆 8,414億円と1.63倍に増加、うち固定資産税は 4,725億円から 7,726億円と1.64倍に、都税収と同じ伸びを示している。しかしながら受益者負担である都市計画税は 1,321億円から 1,592億円と 1.2倍にしか増えていない。都市計画税収は63年度においては前年度比でマイナスであった。固定資産税と都市計画税を合計した資産保有課税は 6,046億円から 9,318億円と 1.54倍の伸びであり、同じ期間に都民税などの所得課税が1.85倍に増加したのに比べても、地価高騰を勘案すれば土地課税の1.54倍は著しく低い伸びである。（表 3－4）。

表 3－4 固定資産税、都市計画税と東京都財政

(単位：億円／％)

(歳入)	S40	S45	S50	S55	S60	S61	S62	S63	H 1	H 2	H 3
総 額 A	4,312	9,462	20,432	28,685	38,090	41,927	50,715	55,505	61,371	64,777	67,067
	11.0	24.2	52.3	73.4	100.0	107.3	129.7	142.0	157.0	165.7	171.6
都 税 B	2,386	5,810	11,547	20,140	28,688	32,693	39,407	44,707	47,743	47,164	48,414
	8.0	19.6	38.9	67.8	100.0	110.1	132.7	150.6	160.8	158.9	163.1
都民税 C	610	1,480	3,206	6,281	9,924	10,850	13,454	16,236	18,021	18,408	18,342
	6.1	14.9	32.3	63.3	100.0	109.3	135.6	163.6	181.6	185.5	184.8
固定資産税 D	396	773	2,104	3,220	4,725	5,207	5,509	5,953	6,548	6,950	7,726
	8.4	16.4	44.5	68.1	100.0	110.2	116.6	126.0	138.6	147.1	163.5
都市計画税 E	41	163	452	930	1,321	1,437	1,484	1,266	1,382	1,442	1,592
	3.1	12.3	34.2	70.4	100.0	108.8	112.3	95.8	104.6	109.2	120.5
固定＋都市 F	473	936	2,556	4,150	6,046	6,644	6,993	7,219	7,930	8,392	9,318
	7.8	15.5	42.3	68.6	100.0	109.9	115.7	119.4	131.2	138.8	154.1
地価指数（六大都市数） G	10.4	16.9	31.6	40.9	56.1	64.1	80.7	103.2	128.5	167.2	172.2
	18.5	30.1	56.3	72.9	100.0	114.3	143.9	184.0	229.1	298.0	307.0
(歳出)											
総 額 H	4,295	9,191	20,312	28,483	38,666	40,870	50,237	54,821	60,695	64,282	66,350
	11.1	23.8	52.5	73.7	100.0	105.7	129.9	141.8	157.0	166.2	171.6
土木費 I	757	1,155	1,279	2,039	2,867	3,432	4,515	6,797	7,410	8,965	10,479
	26.4	40.3	44.6	71.1	100.0	119.7	157.5	237.1	258.5	312.7	365.5
都市計画費 J	109	180	274	539	335	325	1,635	878	951	939	1,713
	32.5	53.7	81.8	160.9	100.0	97.0	488.1	262.1	283.9	280.3	511.3
小計分 K	866	1,335	1,553	2,578	3,202	3,757	6,150	7,675	8,361	9,904	12,192
	27.0	41.7	48.5	80.5	100.0	117.3	192.1	239.7	261.1	309.3	380.8
固定＋都市／都税 F／B	19.8	16.1	22.1	20.6	20.4	20.3	17.7	16.1	16.6	17.8	19.2
土木・都市／総額 K／A	20.1	14.1	7.6	9.0	8.2	9.0	12.1	13.8	13.6	15.3	18.2
固定・都市／土木・都市 F／K	54.6	70.1	164.6	161.0	188.8	176.8	113.7	94.1	94.8	84.7	76.4
都市計画税／土木・都市 E／K	4.7	12.2	29.1	36.1	41.3	38.2	24.1	16.5	16.5	14.6	13.1
土木・都市／固定・都市 K／F	1.83	1.43	0.61	0.62	0.53	0.57	0.88	1.06	1.05	1.18	1.31

(3) 公共事業費、用地費の異常な増加

一方、財政支出では投資的経費の増加が著しい。都財政規模の伸びは 1.7倍であるが、内訳でみると土木費が 2,867億円から 1 兆 479億円と 3.7倍に、都市計画費は 355億円から 1,713億円で 5.1倍、その合計額は 3,202億円から 1 兆 2,192億円と 3.8倍に増加している。これら投資的経費の財政支出に対する割合は、昭和60年度の 8.3％から平成3年度に18.4％と 2 倍以上にシェアを拡大している（表 3－5）。

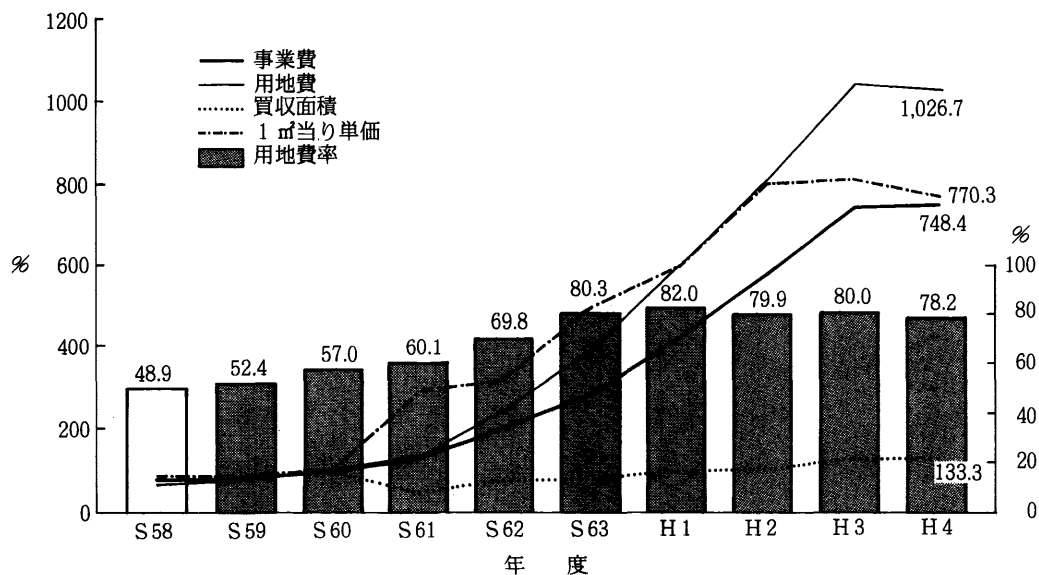
この間の投資的経費増加の最大の原因は言うまでもなく地価高騰に伴う事業費とりわけ用地費の異常な増加である。東京都区部の道路事業費でても、

表 3 - 5

	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
事業費 (億円)	381.3	408.8	516.6	656.6	1,052.2	1,454.3	2,146.8	2,982.1	3,831.2	3,866.2
	73.8	79.1	100.0	127.1	203.7	281.5	415.6	577.3	741.6	748.4
用地費 (億円)	186.4	229.7	294.5	394.9	732.2	1,168.2	1,759.4	2,383.7	3,063.2	3,023.6
	63.3	78.0	100.0	134.1	248.6	396.7	597.4	809.4	1,040.1	1,026.7
買収面積 (1000㎡)	44.1	52.4	59.5	27.3	45.7	47.4	59.2	60.2	76.4	79.3
	74.1	88.1	100.0	45.9	76.8	79.7	99.5	101.2	128.4	133.3
1㎡当り単価(円)	42.3	43.8	49.5	144.7	160.2	246.5	297.5	395.8	400.9	381.3
	85.5	88.5	100.0	292.3	323.6	498.0	601.0	799.6	809.9	770.3
用地費率 (%)	48.9	52.4	57.0	60.1	69.8	80.3	82.0	79.9	80.0	78.2

昭和60年度に 517億円であったものが平成3年度には 3,831億円と 7.4倍に増加し、その中でも用地補償費は 295億円から 3,063億円と10.4倍もの増加を示している。この結果全事業費に占める用地補償費の割合は57.0%から80.0%に増え、事業費の5分の4が何ら付加価値を生まない土地取得に投入されてしまっている。1㎡当りの用地買収単価では、昭和60年度に49.5万円であったものが平成3年度には 400.9万円と 8.1倍に上昇、この間の地価上昇を大きく上回った異常さを示している (図 3 - 4)。

図 3 - 4 東京都区部の道路事業費と用地費



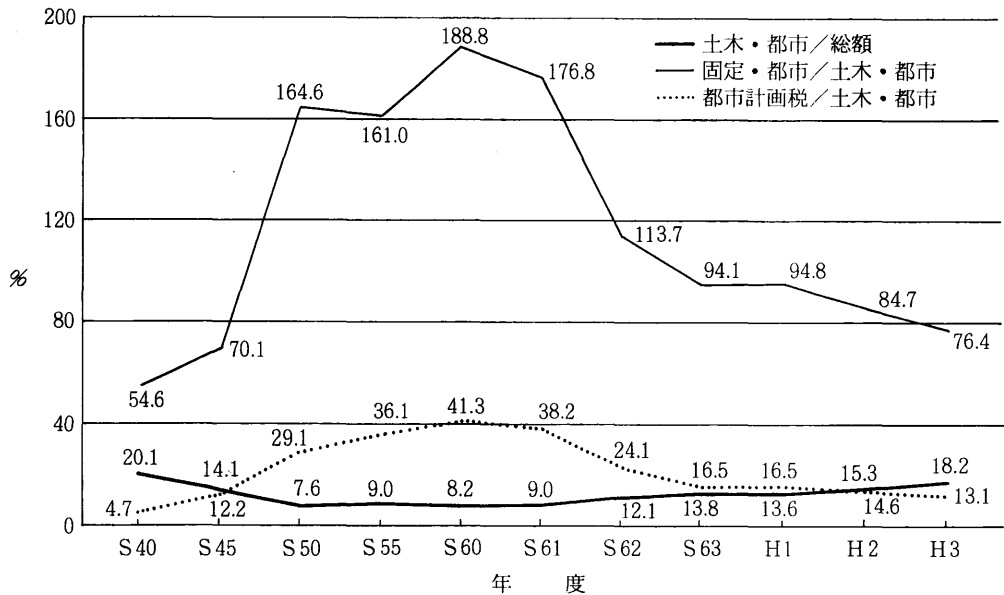
(4) 土地所有者の負担の低下

地価高騰により受益を受けた土地所有者の負担すなわち資産保有課税は、こ

のバブルの時期に強化されて、財政における受益者負担の原則が徹底されるべきであった。また、このような投資的経費（土木費及び都市計画費）の増加は、土地所有者に課せられる固定資産税と都市計画税の増加によって負担すべきであった。現実には、この間地価の高騰による負担増を緩和するという名目で負担軽減措置が意図的に導入され、結果は逆になってしまっている。投資的経費は 3.8 倍に、道路事業費は 7.4 倍に、用地補償費は 10.4 倍に増加したのに対して、固定資産税収は 1.6 倍に、都市計画税は 1.2 倍にしか増えていない。従って、投資的経費の財政支出に占める割合が昭和 60 年度に 8.3% だったものが平成 3 年度に 18.4% と 2 倍以上に拡大したのにもかかわらず、投資的経費に対する固定資産税と都市計画税の負担の割合は、昭和 60 年度 189% と 2 倍近くの負担をしていたのに対して平成 3 年度は 76.4% と半分以下に低下してしまっている。

とりわけ受益者負担である都市計画税の投資的経費に対する負担割合は、昭和 60 年度に 41.3% であったものが、税収の落ち込みと投資的経費の増大を背景に平成 3 年度には 13.1% と 3 分の 1 以下に低下、受益者負担の機能を喪失してしまっている（図 3－5）。この負担を他の財源、都民税の増加で行っている

図 3－5 公共投資に対する土地負担のシェアの推移



のである。土地所有者が地価上昇の利益を享受した土地等の資産の負担の軽減分を、地価上昇で住宅価格の上昇というマイナスを負担させられた住宅取得者はさらに都民税で負担させられるという、二重の負担の不均衡が生まれているのである。

3-3 土地保有税制のあり方

公共事業においては建前としては受益者負担が強調されるが、東京都の例にみるごとく、現実には全く逆に受益者負担は骨抜きになっている。とりわけ固定資産税と都市計画税という地方自治体にとって基幹的な税制を、長年にわたって地価上昇に伴う激変緩和措置という名目で軽減し続けたことが、今日の矛盾を招来しているのである。

固定資産税については、平成6年度の評価替えにおいて、固定資産税評価額を地価公示の70%に引き上げ、路線価を公開するとしているが、実際には再度、負担調整措置が講じられ、今後12年かけて段階的に評価の引き上げが行われることになっている。

また、地価税の導入は固定資産税の評価の引き上げ、路線価の全面的公開、税率の自主的、弾力的運営などの改善が積年の矛盾から当面実施できないという事情から、固定資産税の負担の適正化が図られるまでその機能を担うという暫定的、時限的な税制として導入されたものであり、固定資産税の負担の適正化が図られたときにそれに吸収されるべきものと理解すべきである。地価税のあり方の検討は、固定資産税の改革の進捗に合わせて行われるべきものでありそのために法令上も、少なくとも5年毎に見直すことになっている。地価の低落や企業への負担の軽重という一面的な視点から取り扱われるべきものではない。

何はさておいても、土地保有税である地価税、固定資産税、都市計画税などの改革は、地価対策という視点を越えて、税制の本質である所得、消費及び資産の負担はいかにあるべきかという原点に立ち帰って論ずるべきである。

参 考 資 料

- ・ 緊急経済対策（平成5年9月）の概要
- ・ 米 国 建 設 市 場 の 動 向
- ・ E C 諸 国 建 設 市 場 の 動 向
- ・ 韓 国 経 済 と 建 設 市 場 の 動 向
- ・ 建 設 企 業 の 経 営 分 析
- ・ 大 手 3 5 社 の 経 常 利 益 等

緊急経済対策（平成5年9月）の概要

I. 規制緩和

内需拡大や輸入促進に直接的な効果があり、また経済構造を変革していくための新たな第一歩につながる規制の緩和を推進

○規制緩和等の推進 94項目

- | | | |
|--|---|---|
| ・新たな事業の創出や事業拡大に
結びつくもの | ⇒ | ・ビールの製造免許に係る最低製造
数量基準の引下げ（いわゆる地
ビールの製造） |
| ・競争の促進や価格の弾力化等を
通じた市場の効率化を図るもの | ⇒ | ・携帯電話の売切り制の導入
・タクシー運賃の弾力化
・乗用車の6か月点検の義務づけ廃
止 |
| ・市場アクセス改善、手続きの簡
素化により輸入の促進につな
がるもの | ⇒ | ・食品の日付表示や建材の基準・認
証の国際化 |

II. 円高差益の還元

国民が円高のメリットを速やか、かつ、十分に享受し得るよう円高差益還元の促進

- | | | |
|--------------------------------------|---|-----------|
| ・電力10社の暫定料金引下げ | ⇒ | 約 2,300億円 |
| ・大手ガス3社の暫定料金引下げ | ⇒ | 約 350億円 |
| ・国内航空運賃の家族割引制度の拡充 | | |
| (春休み4人家族：東京→札幌間 片道71,560円 ⇒ 55,460円) | | |

III. 厳しい経済情勢等への対応と調和ある対外経済関係の形成

1. 厳しい経済情勢等への対応

(1) 生活者・消費者の視点に立った社会資本整備の推進（事業費の追加1兆円）

○具体的には、

- ・「円高差益の還元や規制緩和に直接的、間接的に関連する社会資本整備」
- ・学校の地域開放に必要な施設や国立博物館、美術館の施設整備等「文化の香り豊かな質の高い生活に係る社会資本整備」
- ・公的施設へのスロープ等の設置や車椅子のすれ違える街路樹のある歩道と

いった「豊かで美しい生活環境の実現を肌で実感できる社会資本整備」
を総額 1 兆円の規模で推進

○ 地方単独事業

- ・ 地域の事情に即して生活者・消費者の視点に立った社会資本整備が図られるよう地方公共団体に対して 5,000 億円の事業費の追加を要請

○ 社会資本整備を円滑に進めるため、国、地方公共団体を通じ、地価動向に十分配慮しつつ、3,000 億円の規模で公共用地の先行取得を行う

(2) 災害復旧事業（事業費の追加 4,500 億円）

(3) 住宅金融公庫等の事業規模、貸付枠を追加

住宅取得促進税制の対象範囲を拡大し、住宅のリフォームを促進

○ 住宅金融公庫（史上最高の追加規模）

- ・ 事業規模 2 兆 5,000 億円追加（9 兆 2,535 億円→11 兆 7,535 億円）
- ・ 貸付枠 10 万戸追加（60 万戸→70 万戸）

○ 年金福祉事業団

- ・ 事業規模 4,000 億円追加（1 兆 8,831 億円→2 兆 2,831 億円）

○ 住宅取得促進税制の対象範囲の拡大（5 年 10 月 1 日実施）

- ・ 一定の住宅改良工事の追加（一室全部の床の張り替え工事等も適用対象）
- ・ 増改築等に係る家屋の床面積要件の上限（現行 240㎡）の撤廃
- ・ 既存住宅のうち非耐火建築物の築後経過年数要件の緩和

（10 年→15 年）

(4) 流通構造の改善、企業の構造調整に資する設備投資を促進するため、投資促進税制の対象を追加

(5) 円高、冷夏等厳しい経営環境に直面している中小企業等の支援（政府関係金融機関等の貸付規模の追加 1 兆円超、今後 1 年間で概ね 7,700 億円程度）

(6) 雇用対策

2. 調和ある対外経済関係の形成

調和ある対外経済関係が重要との観点から、輸入の促進のための施策等を実施

米 国 建 設 市 場 の 動 向

（米国建設市場の推移）

まず、建設市場の労働環境をみると、建設業における雇用者数は全産業の約 5 %を占めており、その比率は70年代前半をピークに緩やかな下降傾向を示している。

次に、建設支出額は、GDP とほぼ同様に推移し、70年代後半、80年代中盤に大きく伸びたものの、80年代後半以降91年まではリセッションの影響を受け大きく低迷した。

また、住宅着工については、特に集合住宅の減少により80年代後半以降低迷が続いていたものの、92年以降一戸建て住宅を中心に回復傾向にある。

さらに、新築一戸建て住宅販売件数の推移をみると、金融、税制の緩和政策などにより70年代前半、70年代後半、80年代中盤をそれぞれ山とする7～8年サイクルで推移し、現在は92年から始まる上昇局面にある。販売価格については一貫して上昇傾向にあったものの、91年には若干の下降をみた。既存住宅については、70年代後半と80年代後半に急激な伸びを示し、現在は90年を底とする上昇局面にある。販売価格は一貫して上昇傾向にある。

（最近の建設市場）

まず、建設支出額については、92年9月以降、12月を除き93年7月までは一貫して増加傾向を示しており、一時の深刻なリセッションを脱したかにみえる。

次に、建設支出額の増減に大きく関わった民間住宅着工件数をみると、92年9月以降12月までは増加傾向となったが、93年に入り米国東南部を襲ったブリザードなど悪天候の影響から3月までは減少傾向に転じ、4月以降再び増加傾向で推移している。住宅販売については、住宅着工とほぼ同様92年9月以降12月までは増加傾向、93年1月～3月は減少傾向、4月以降増加傾向で推移している。

また、ダンアンドブラッドストリート社が毎月全米 200の建設業経営者に対して行っている建設業の景気動向に関する意識調査によると、調査当月の建設市場の景況は、93年1月を底に、悪化基調にあるものの緩やかな良化傾向で推移していることが窺える。また調査当月以降3ヶ月間の見通しについては、93年4月までは急激な上昇傾向を示したものの、5月以降数値は下降しており、全体としては景気は上向いているものの、経営者は今後の動向に不安を隠せないでいることが窺える。

以上米国の建設市場の動向について述べてきたが、民間の調査機関によれば、1994年の米国における新規建設契約額は93年に比べ9%の増加となると予想している。

これまで深刻な状況であった商業用施設を中心とした非居住用建築も回復基調にあり、安定した増加傾向にある居住用建築、92年からスタートした「総合陸上輸送効率化法」に基づき積極化する道路等交通関連建設が大きな伸びを示すことが予想される公共事業など、全体として増加基調で推移するとされている。

米国の建設関連指標の推移

(単位: 億ドル (住宅価格のみ千ドル)、千件、%)

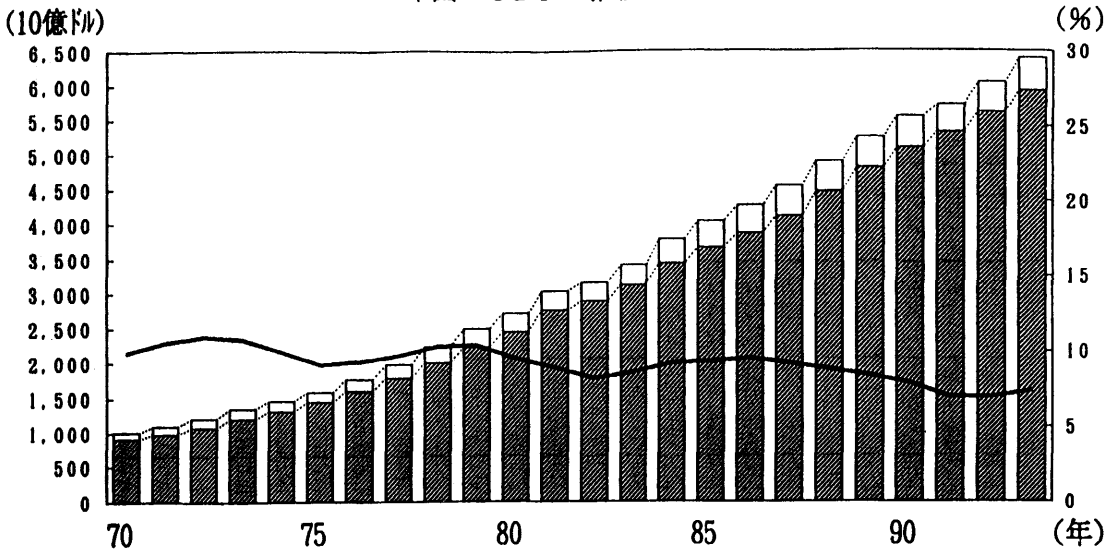
年		70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81
名 目 G D P		10,107	10,972	12,070	13,496	14,586	15,859	17,684	19,741	22,327	24,886	27,080	30,306
建 設 支 出 額	建 設 総 計	1,007	1,173	1,333	1,468	1,474	1,456	1,654	1,931	2,301	2,598	2,597	2,719
	公 共	279	296	300	323	381	432	439	430	501	566	636	646
	民 間	計	728	876	1,032	1,144	1,093	1,023	1,214	1,500	1,800	2,031	2,072
	住 宅	358	485	606	650	559	515	682	920	1,098	1,164	1,003	992
	非 住 宅	230	242	265	306	321	283	279	308	391	517	582	684
住宅着工件数	建 設 総 計	1,434	2,052	2,357	2,045	1,338	1,160	1,538	1,987	2,020	1,745	1,292	1,084
	一 戸 建	813	1,151	1,309	1,132	888	892	1,162	1,451	1,433	1,194	852	705
	集 合	621	901	1,048	913	450	268	376	536	587	551	440	379
建 築 許 可 件 数		1,352	1,925	2,219	1,820	1,074	839	1,296	1,690	1,801	1,552	1,191	986
住宅販売件数	新 販 売 件 数	485	656	718	634	519	549	646	819	817	709	545	436
	新 販 売 件 数 中 位 値	23	25	27	32	35	39	44	48	55	62	64	68
	既 販 売 件 数	1,612	2,018	2,252	2,334	2,272	2,476	3,064	3,650	3,986	3,827	2,973	2,419
	既 販 売 件 数 中 位 値	23	24	26	28	32	35	38	42	48	55	62	66
住 宅 抵 当 金 利		8.52	7.75	7.64	8.30	9.22	9.10	8.99	8.95	9.68	11.15	13.95	16.63
建 設 投 資 対 GDP 比 率		9.9	10.6	11.0	10.8	10.0	9.1	9.3	9.7	10.3	10.4	9.5	8.9
年		82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93
名 目 G D P		31,496	34,050	37,772	40,387	42,686	45,399	49,004	52,508	55,461	57,229	60,385	63,963
建 設 支 出 額	建 設 総 計	2,605	2,949	3,488	3,773	4,076	4,193	4,323	4,436	4,420	4,009	4,260	4,713
	公 共	630	634	702	778	845	906	947	980	1,079	1,102	1,186	1,296
	民 間	計	1,975	2,314	2,786	2,995	3,231	3,287	3,375	3,453	3,341	2,907	3,417
	住 宅	846	1,255	1,538	1,584	1,871	1,946	1,981	1,965	1,828	1,578	1,832	2,081
	非 住 宅	739	704	874	1,034	986	1,009	1,069	1,139	1,179	978	855	907
住宅着工件数	建 設 総 計	1,062	1,703	1,750	1,742	1,805	1,620	1,488	1,376	1,193	1,014	1,200	1,351
	一 戸 建	663	1,068	1,084	1,072	1,182	1,146	1,081	1,003	895	840	1,030	1,141
	集 合	400	636	665	669	624	474	407	373	298	174	170	210
建 築 許 可 件 数		1,001	1,605	1,682	1,733	1,769	1,535	1,456	1,338	1,111	949	1,097	1,252
住宅販売件数	新 販 売 件 数	412	623	639	688	750	671	678	650	534	509	608	762
	新 販 売 件 数 中 央 値	69	75	79	84	92	104	112	120	122	120	121	129
	既 販 売 件 数	1,990	2,719	2,868	3,214	3,565	3,526	3,594	3,346	3,211	3,220	3,500	3,910
	既 販 売 件 数 中 央 値	67	70	72	75	80	85	89	93	95	100	103	109
住 宅 抵 当 金 利		16.09	13.23	13.87	12.42	10.18	10.21	10.34	10.32	10.13	9.25	8.40	6.92
建 設 投 資 対 GDP 比 率		8.2	8.6	9.2	9.3	9.5	9.2	8.8	8.4	7.9	7.0	7.0	7.4

注1)建設投資対GDP比率=建設支出額÷名目GDP×100

2)83年のGDPは7～9月期データ、建設関連数値は9月期データ

資料: 商務省、FRB (住宅抵当金利)

米国のGDPの推移（名目）



注 一・・・構成比（建設支出額／GDP）

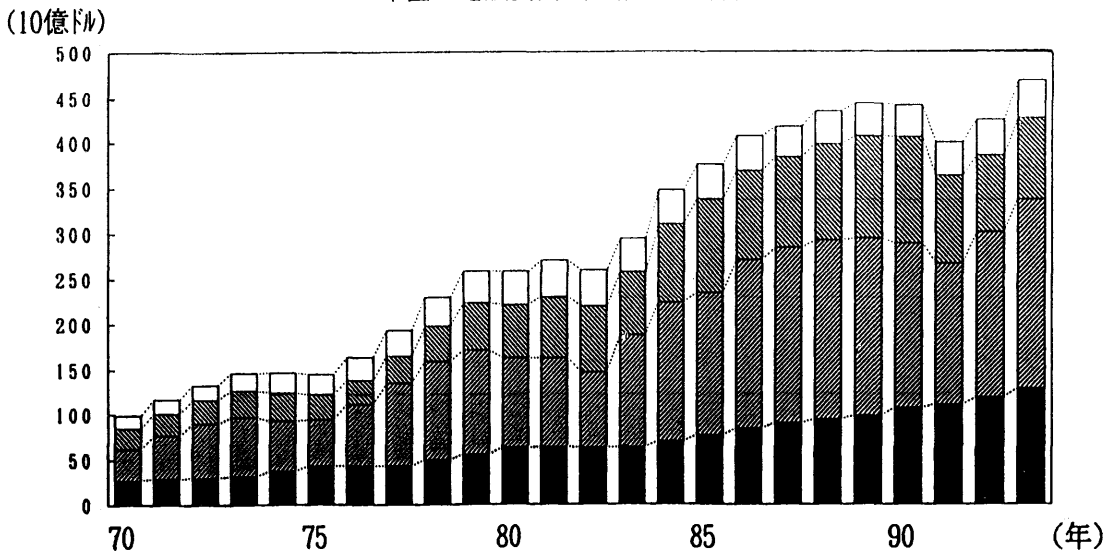
□・・・建設支出額

■・・・GDP（建設支出額除く）

91、92年は見込み、93年のGDPは7～9月期、建設支出額は9月期データ

資料：商務省

米国の建設支出額の推移（名目）

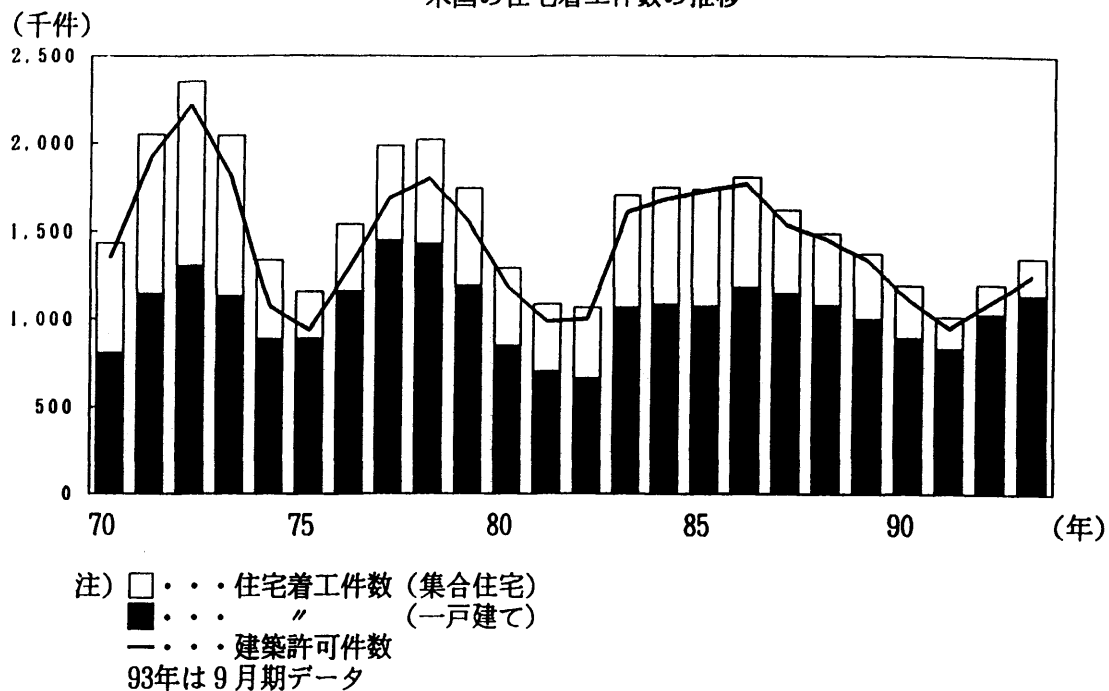


注 ■は公共、▨は民間（住宅）、▩は民間（非住宅）、□は民間（その他）

91、92年は見込み、93年は9月期データ

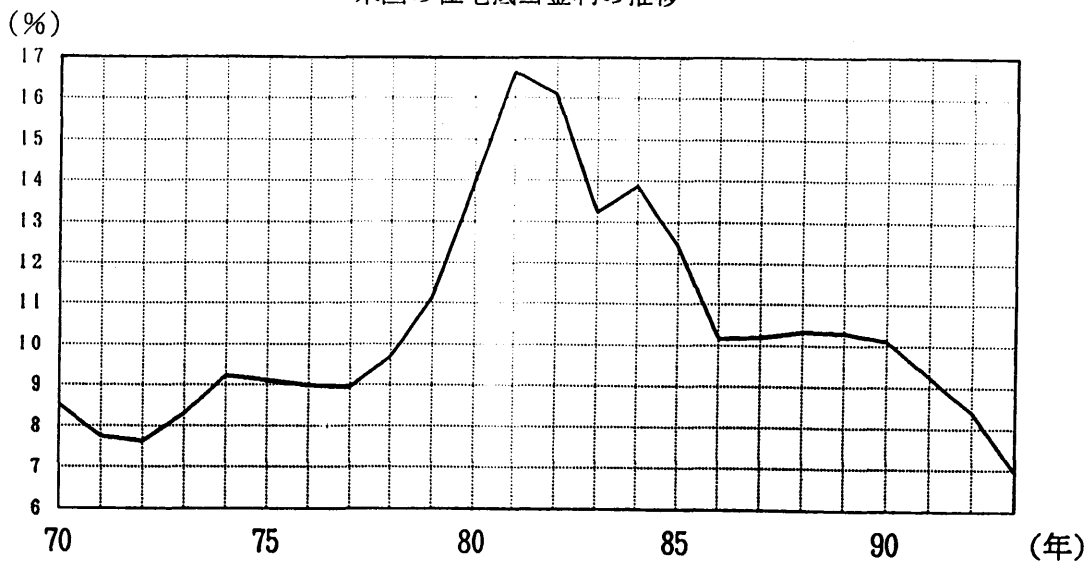
資料：商務省

米国の住宅着工件数の推移



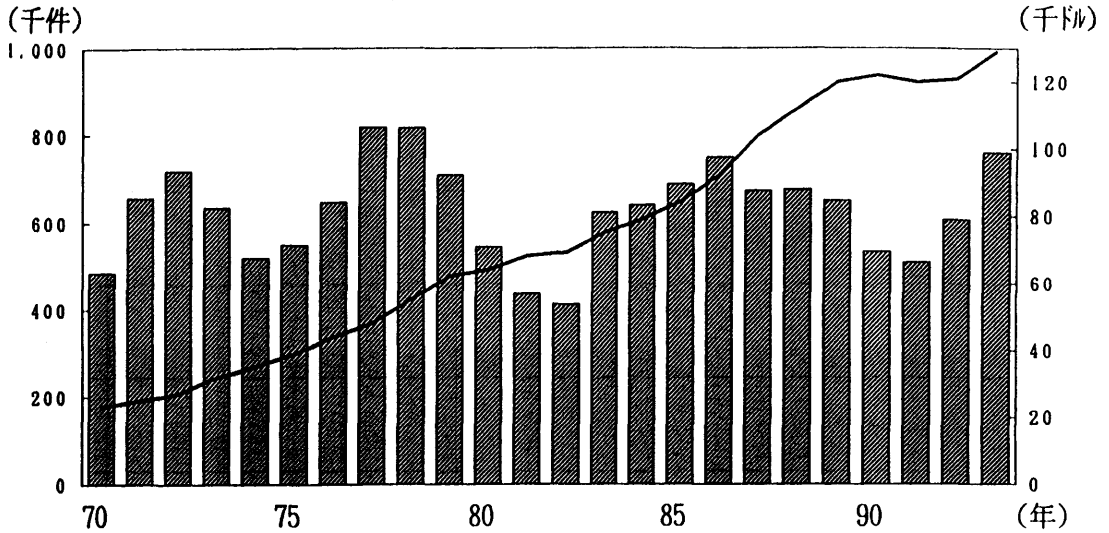
資料：商務省

米国の住宅抵当金利の推移



資料：FRB

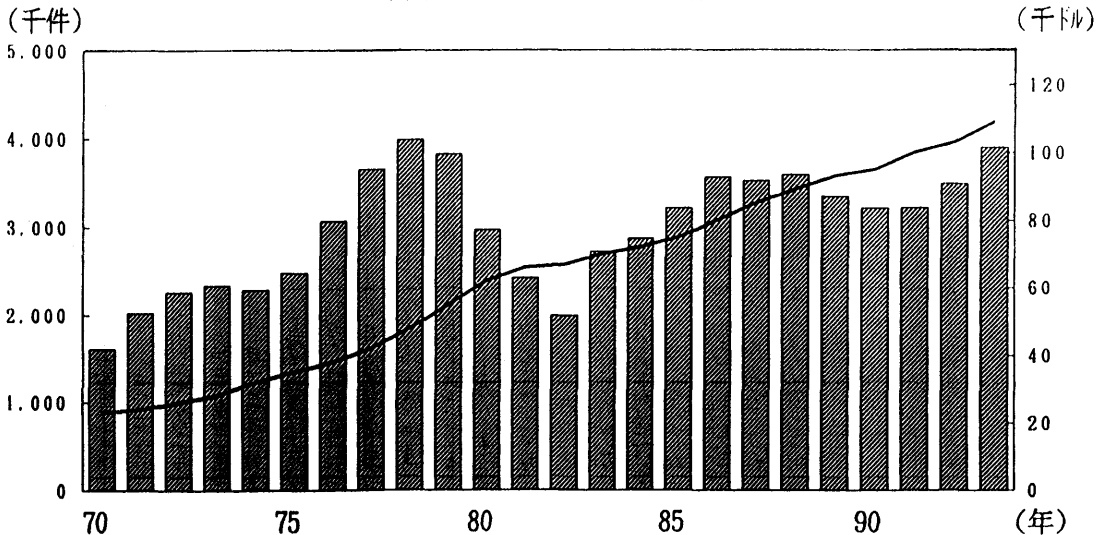
米国の住宅販売の推移（新築）



注) 〰・・・一戸建て新築住宅販売件数
 一・・・販売価格中位値
 93年は9月期データ

資料：商務省

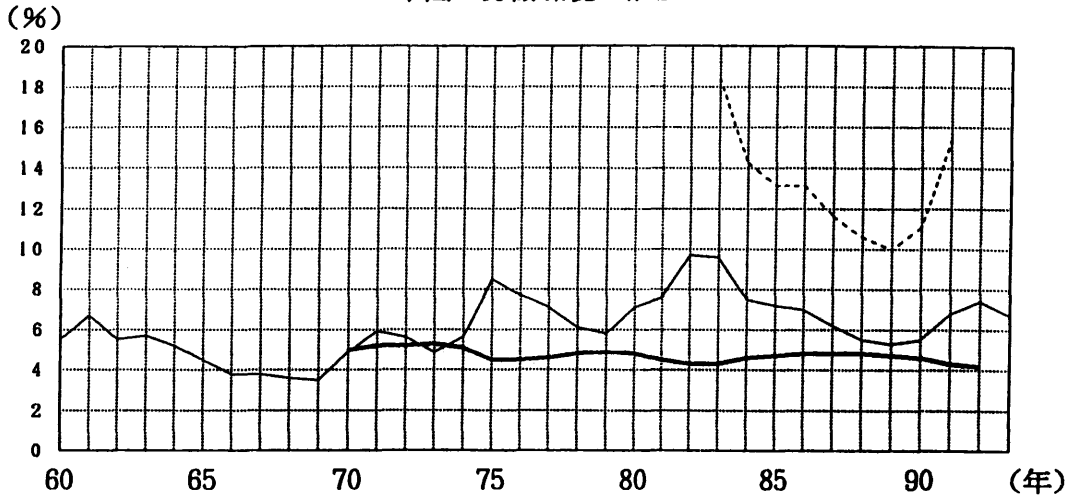
米国の住宅販売の推移（既存）



注) 〰・・・一戸建て既存住宅販売件数
 一・・・販売価格中位値
 93年は9月期データ

資料：商務省

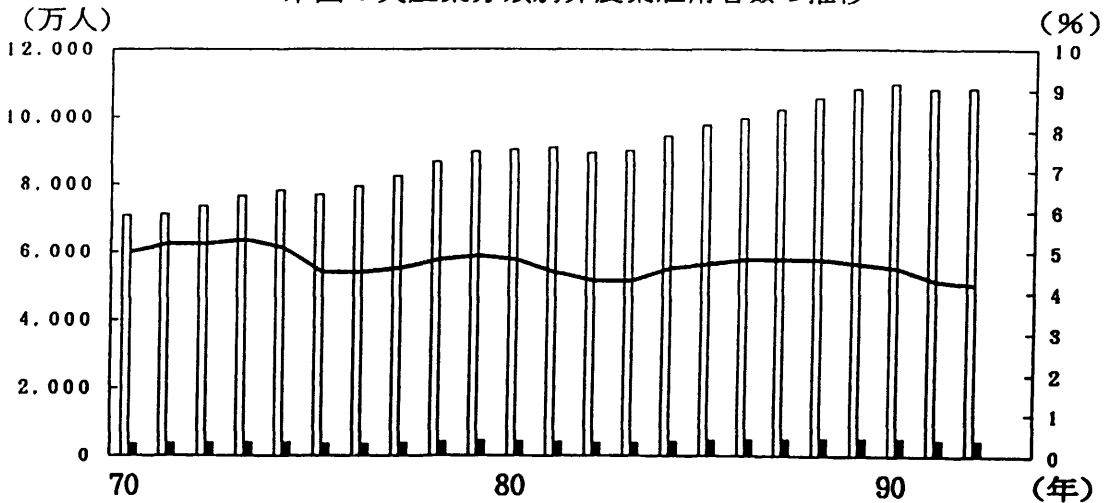
米国の労働環境の推移



注) — — — 構成比 (建設業雇用者/全雇用者)
 - - - 失業率 (全産業・軍人除)
 " (建設業)
 93年は8月期データ

資料：商務省、労働省

米国の大産業分類別非農業雇用者数の推移



注) □ 全産業
 ■ 建設業
 — 構成比 (建設業/全産業)
 ・ 農業従事者、自己雇用者、非給与の家族労働者、家庭計労働者、その他の賃金・棒給労働者、また労働争議、悪天候などで労働しなかったもの、休職中で給与支払を受けていないものはいずれも含まない。

資料：労働省

米国の建設関連指標の推移

(単位: 億ドル、千件、%)

月		92.10	11	12	93.1	2	3	4	5	6	7	8	9
名目GDP		61,944			62,616			63,276			63,963		
建設支出額	総計	4,328	4,418	4,364	4,379	4,384	4,462	4,514	4,546	4,605	4,613	4,674	4,713
	公共	1,184	1,222	1,199	1,135	1,143	1,159	1,202	1,212	1,263	1,286	1,274	1,296
	民合計	3,144	3,196	3,165	3,244	3,241	3,303	3,312	3,334	3,342	3,327	3,400	3,417
	住宅	1,908	1,935	1,948	2,012	2,007	2,050	2,005	1,988	1,984	2,004	2,062	2,081
	非住宅	846	872	822	825	840	843	880	907	917	890	916	907
	間その他	390	389	395	407	394	410	427	439	441	433	422	429
建設投資対GDP比率		7.0	7.1	7.0	7.0	7.0	7.1	7.1	7.2	7.3	7.2	7.3	7.4
新規建設契約額	総計	2,690	2,384	2,342	2,626	2,505	2,430	2,442	2,375	2,685	2,539	2,605	2,626
	住宅	1,241	1,128	1,228	1,228	1,179	1,085	1,131	1,087	1,121	1,150	1,236	1,241
	非住宅	896	759	685	744	795	787	786	735	915	850	825	804
	その他	553	497	429	654	606	558	524	553	648	539	544	580
住宅着工件数		1,226	1,226	1,286	1,171	1,180	1,124	1,206	1,248	1,248	1,232	1,314	1,351
建築許可件数		1,141	1,136	1,196	1,157	1,141	1,034	1,101	1,121	1,115	1,162	1,242	1,252
新築住宅販売件数		600	565	656	569	595	612	751	571	662	636	616	762
既存住宅販売件数		3,600	3,850	4,000	3,800	3,460	3,370	3,460	3,620	3,690	3,860	3,810	3,910
住宅抵当金利		8.09	8.31	8.22	8.02	7.68	7.50	7.47	7.47	7.42	7.21	7.11	6.92
建設業景況調査(指数)	受当月	-20	-12	-9	-27	-13	-19	-20	-8	-11	-6	1	2
	注以降3ヶ月	5	-2	14	27	47	51	57	51	40	32	18	15
	雇当月	-12	-20	-23	-23	-19	-19	-23	-11	-14	-12	-9	-4
	注以降3ヶ月	-1	-1	10	18	37	31	39	31	21	18	13	1
	価当月	1	8	-2	3	10	17	7	15	11	9	24	7
	格以降3ヶ月	7	7	15	16	25	20	25	23	12	14	11	8

注1) データは初回発表分を含んでおり、その後の修正により変動することもある。

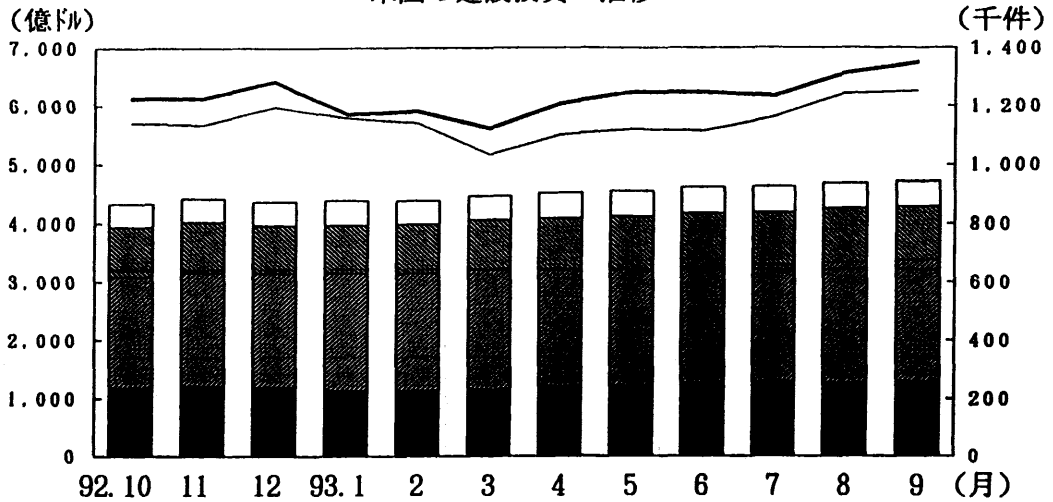
2) 各データは季節調整値・年率換算

3) 建設投資対GDP比率=建設支出額÷名目GDP×100

4) 建設業景況調査の指数は、受注、雇用、価格について、「当該月の状況」「当該月以降3ヶ月の見通し」を全米2000の建設業経営者に訊ね、増加(上昇)するとしたものの割合から減少(下降)するとしたものの割合を減じたものである。

資料: 商務省、F. W. Dodge (新規建設契約額)、全国不動産協会 (既存住宅販売件数)、FRB (住宅抵当金利)
Dun & Bradstreet (建設業景況調査)

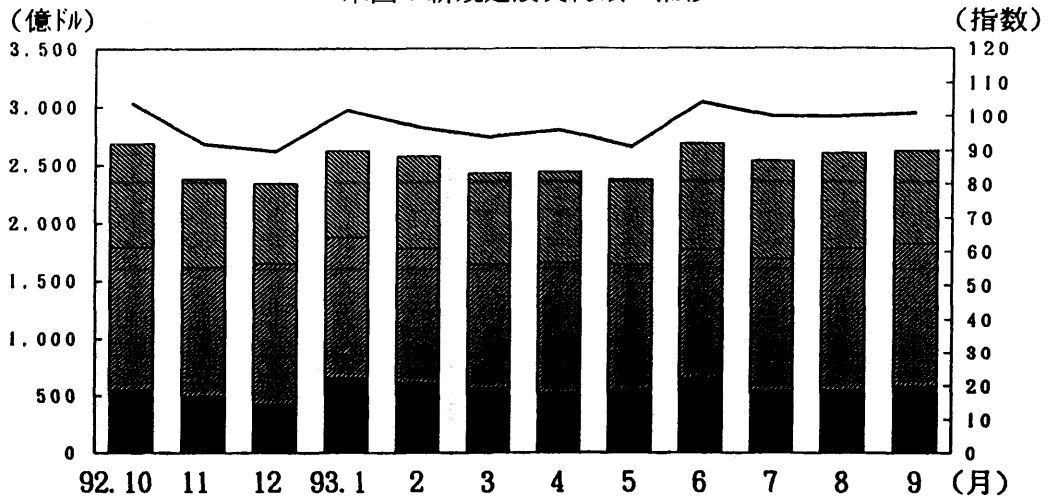
米国の建設投資の推移



注) ■は公共、▨は民間（住宅）、▩は民間（非住宅）
 □は民間（その他）
 —は住宅着工件数、- -は建築許可件数
 各データは季節調整値・年率換算

資料：商務省

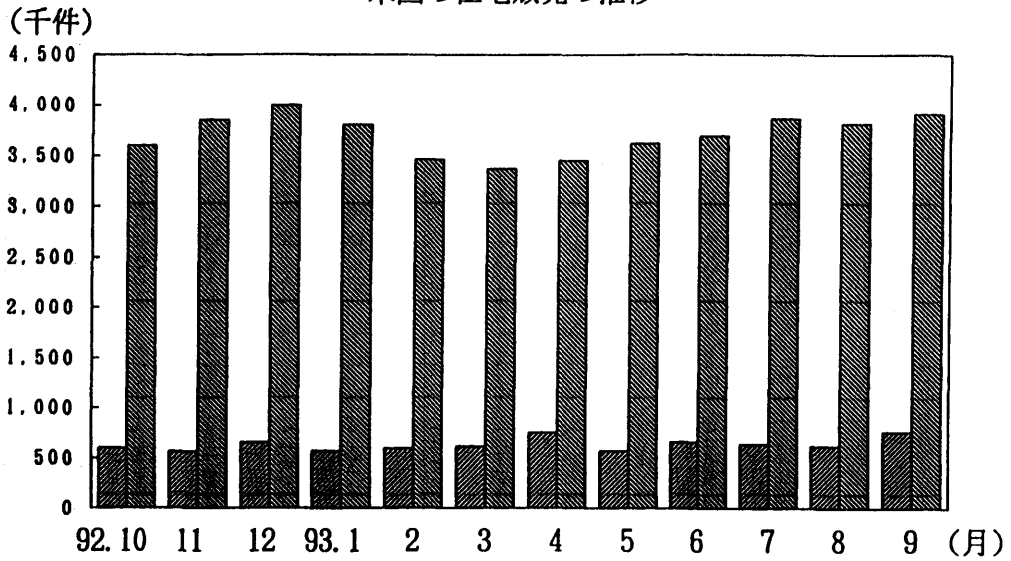
米国の新規建設契約額の推移



注) ■は非建築、▨は住宅、▩は非住宅
 —はDodge指数（87年を100としたもの）
 各データは季節調整値・年率換算

資料：F. W. Dodge

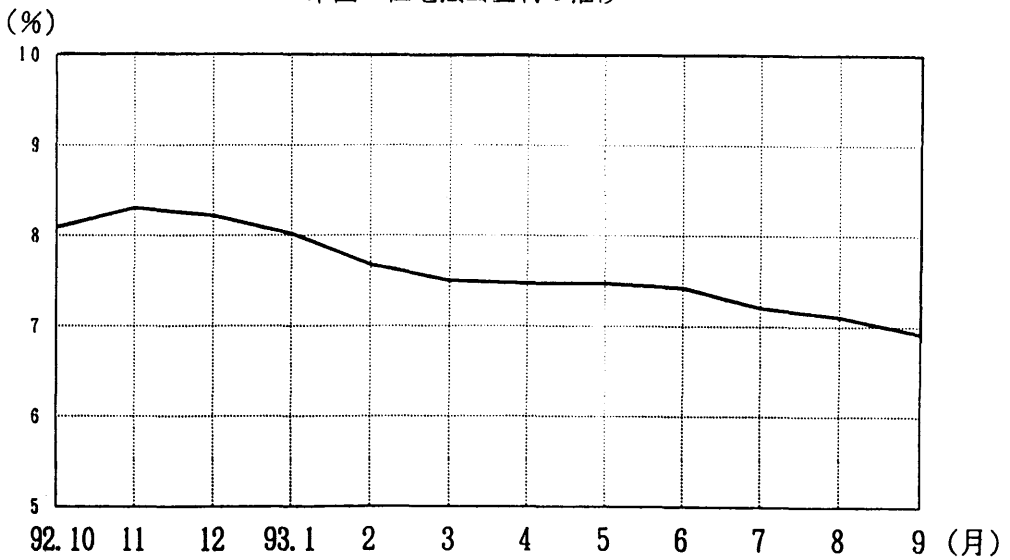
米国の住宅販売の推移



注) 〰は一戸建て新築住宅販売件数
 〰は一戸建て既存住宅販売件数
 各データは季節調整値・年率換算

資料：商務省

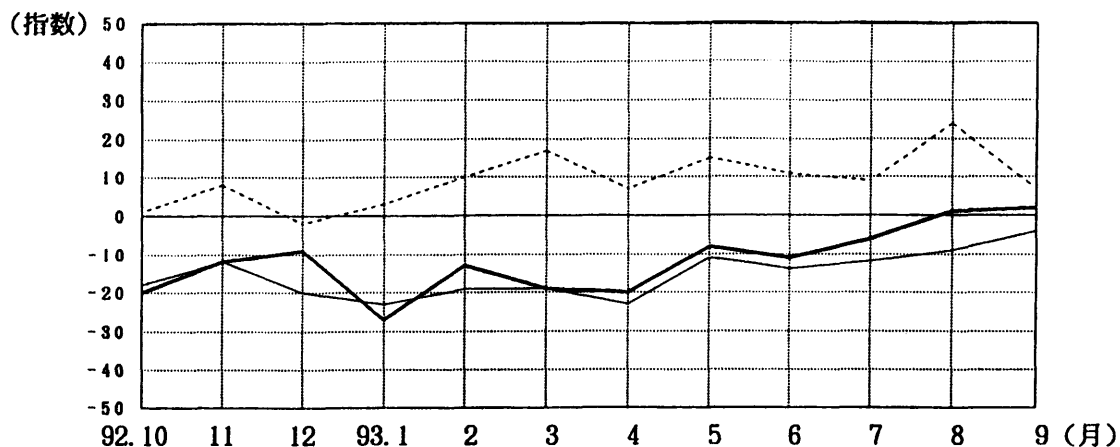
米国の住宅抵当金利の推移



注) ——— 住宅抵当金利

資料：FRB

米国の建設業景気動向指数の推移
(該当月の景気について)

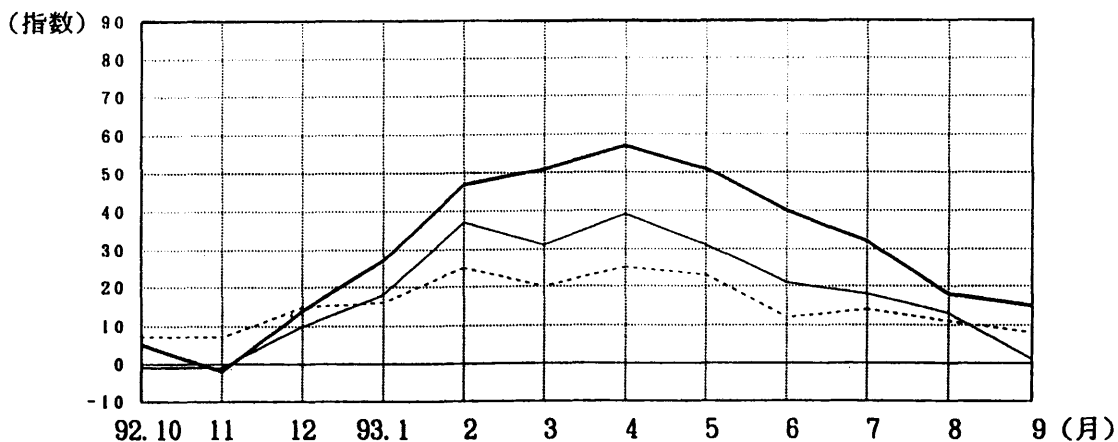


注) —・・・受注
—・・・雇用
・・・価格

・この調査は、D & B社が毎月全米2百社の建設企業経営者を対象に受注、雇用、価格について行ったものであり、指標は、増加するとしたものから減少するとしたものの割合を減じて計算したものである。

資料：Dun&Bradstreet

米国の建設業景気動向指数の推移
(該当月以降3ヶ月間の景気について)



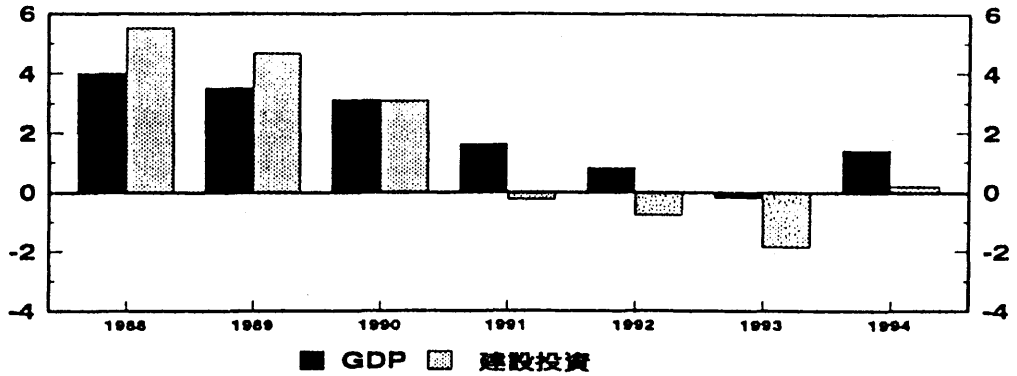
注) —・・・受注
—・・・雇用
・・・価格

・この調査は、D & B社が毎月全米2百社の建設企業経営者を対象に受注、雇用、価格について行ったものであり、指標は、増加するとしたものから減少するとしたものの割合を減じて計算したものである。

資料：Dun&Bradstreet

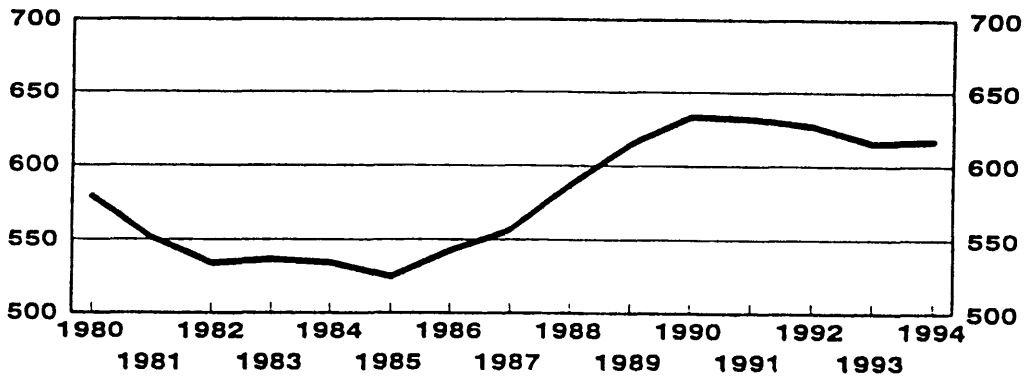
E C 諸国建設市場の動向

図1 GDPと建設投資の実質伸び率 (%)



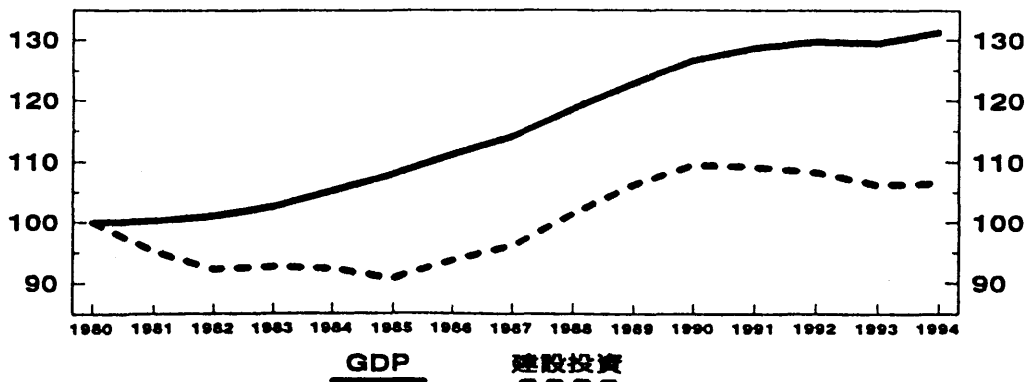
(注) ユーロコンストラクト加盟国

図2 建設投資の推移



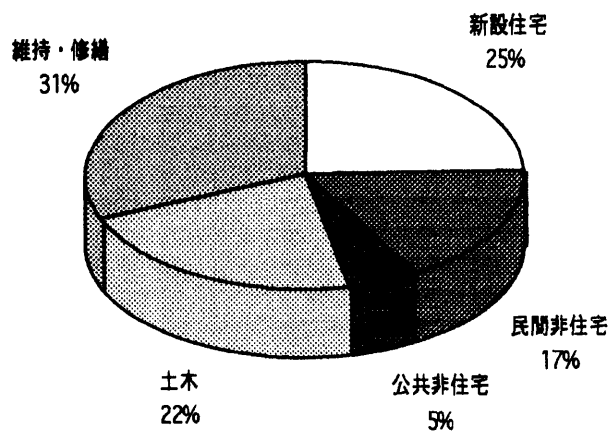
(注) 1992年価格 (10億ECU) / ユーロコンストラクト加盟国

図3 GDPと建設投資の推移



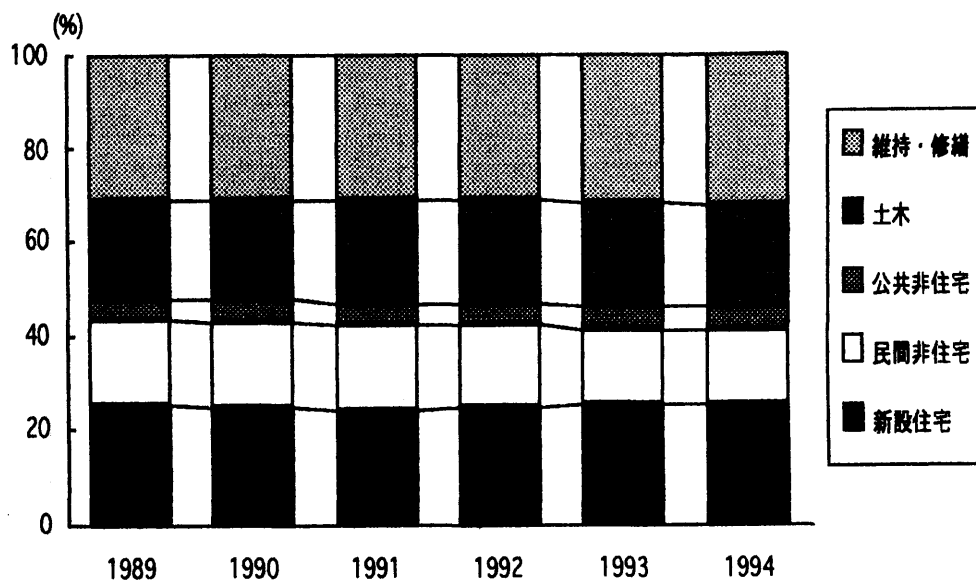
(注) 1980=100 / ユーロコンストラクト加盟国

図4a 建設投資の部門別内訳
— 1992年 —



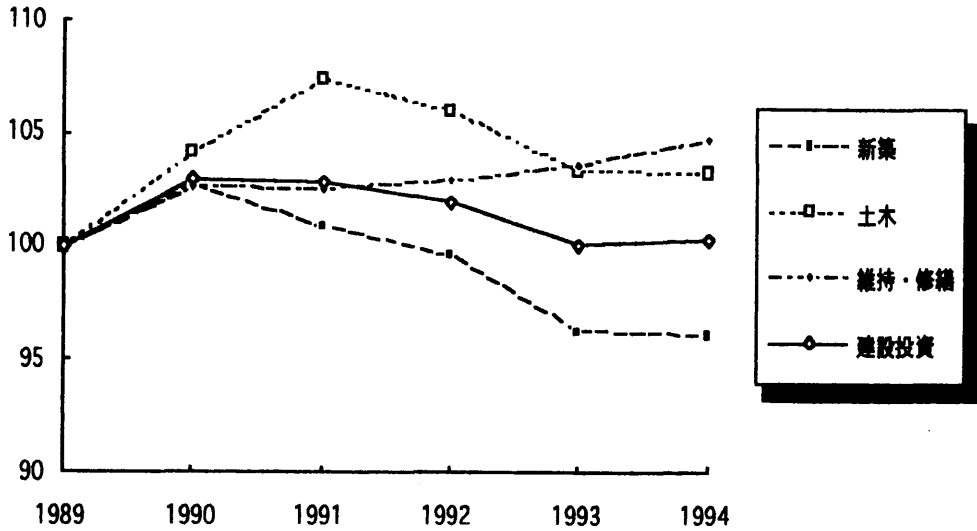
(注) ユーロコンストラクト加盟国

図4b 建設投資に占める部門別シェアの推移



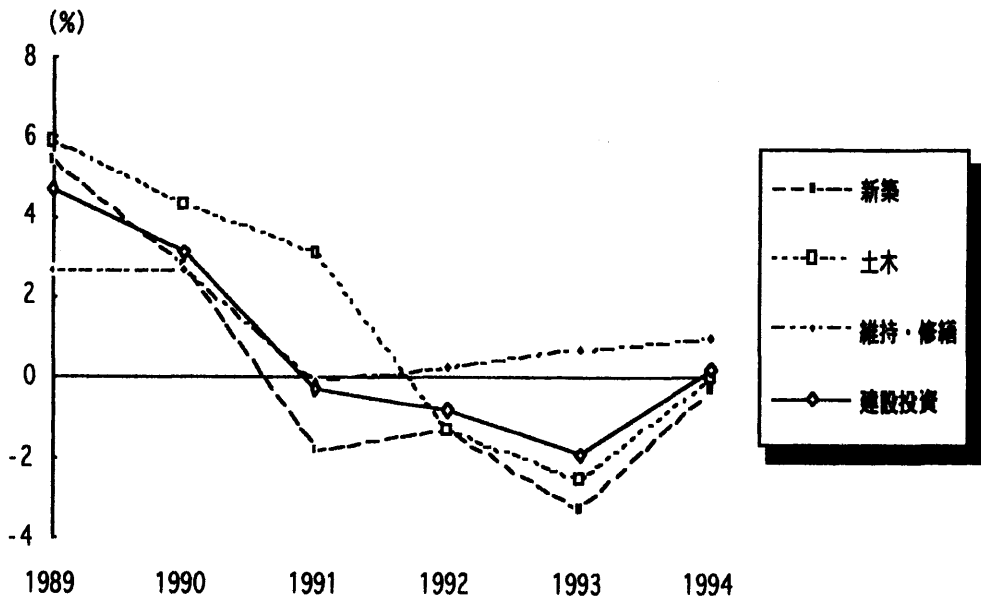
(注) ユーロコンストラクト加盟国

図5a 建設投資の部門別推移
— 1989-1994—



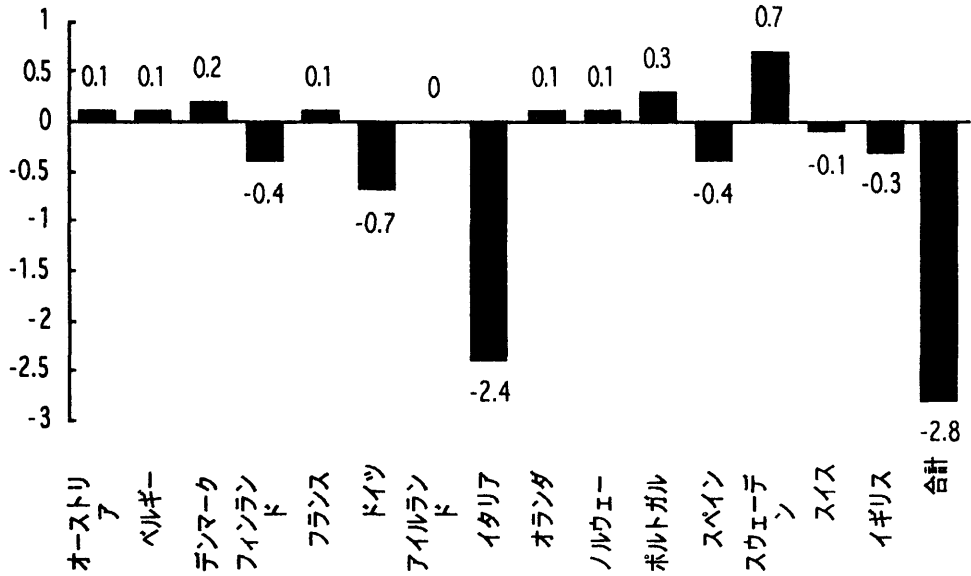
(注) 1980=100
ユーロコンストラクト加盟国

図5b 建設投資の部門別伸び率（実質）
— 1989-94年—



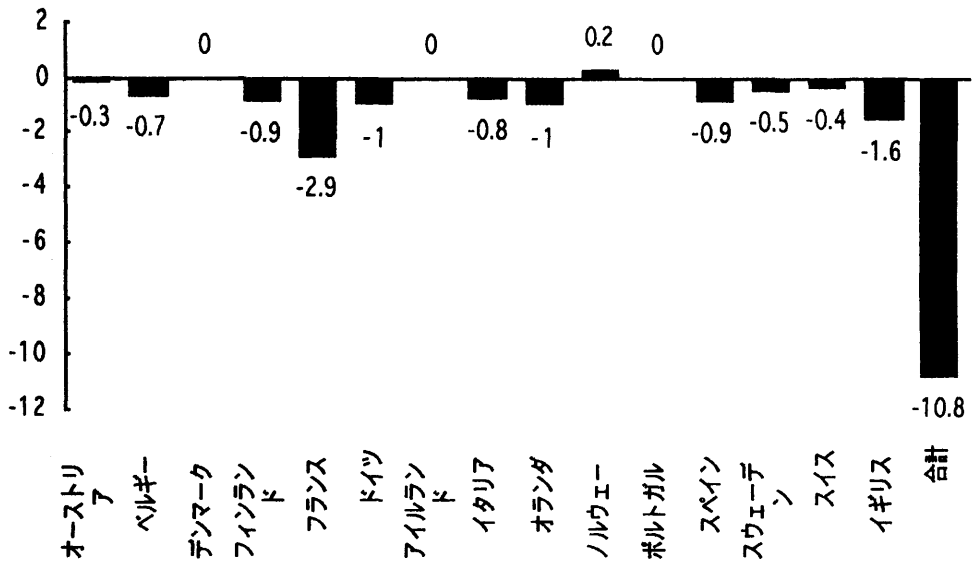
(注) ユーロコンストラクト加盟国

図6a 土木部門の伸び率に対する各国の寄与度



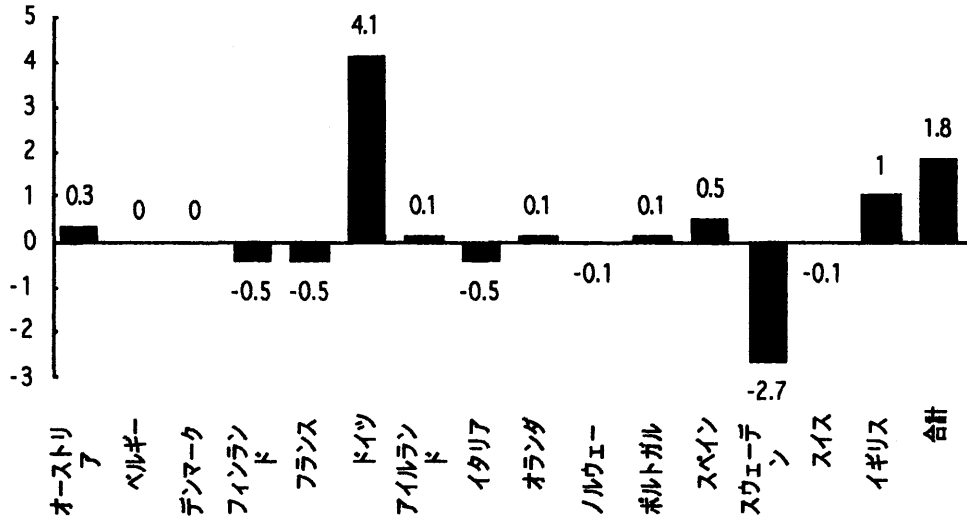
(注) 1992-94年 (2年間)

図6b 民間非住宅の伸び率に対する各国の寄与度



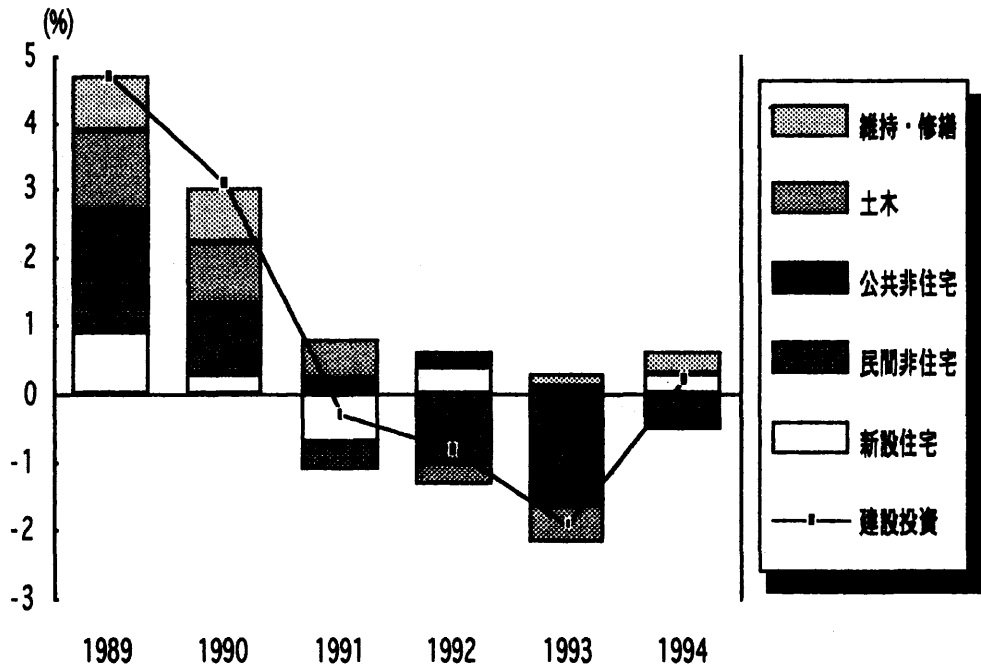
(注) 1992-94年 (2年間)

図6c 住宅部門の伸び率に対する各国の寄与度



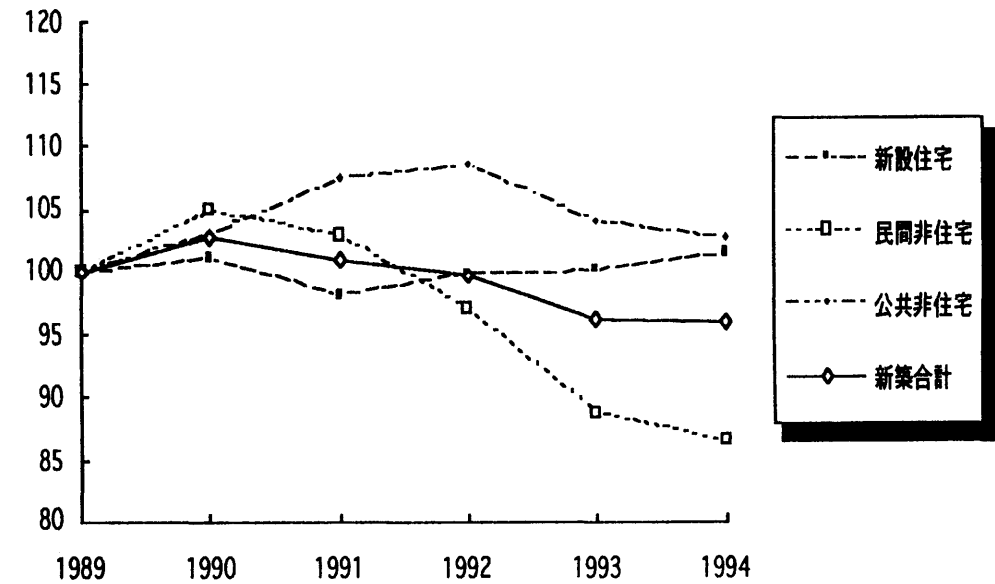
(注) 1992-94年 (2年間)

図6d 建設投資の伸び率に対する部門別寄与度



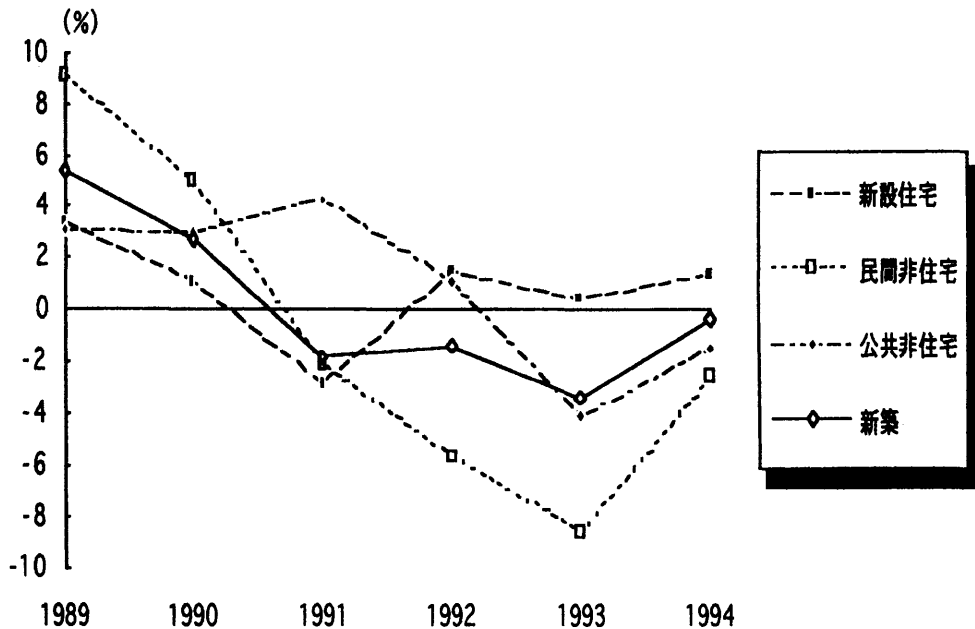
(注) ユーロコンストラクト加盟国

図7a 新築部門の推移（実質）
— 1989-1994—



(注) 1980=100/ユーロコンストラクト加盟国

図7b 新築部門の伸び率（実質）
— 1989-94年—



(注) ユーロコンストラクト加盟国

図8a ドイツの建設投資の伸び率（実質）
－1992-94－

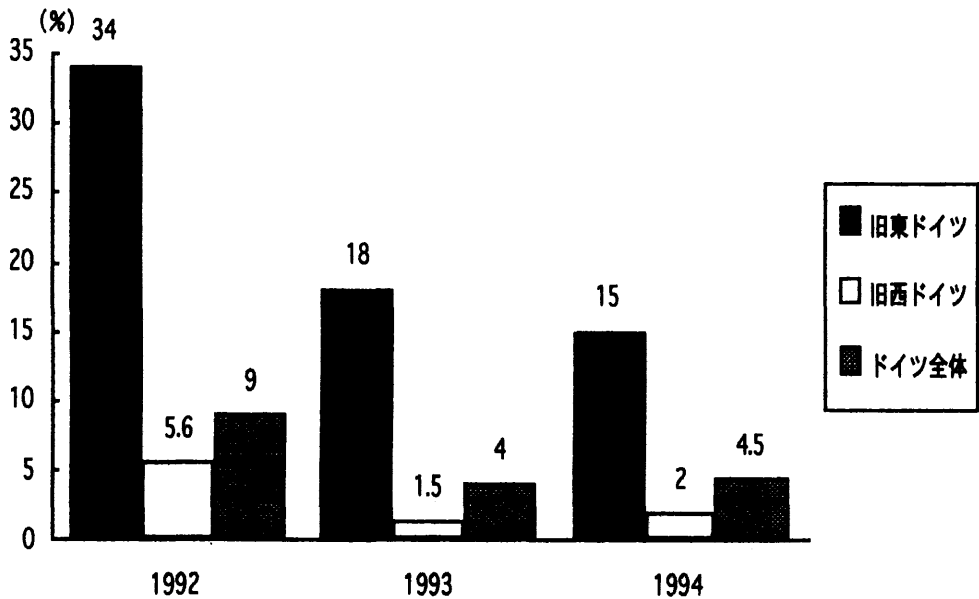
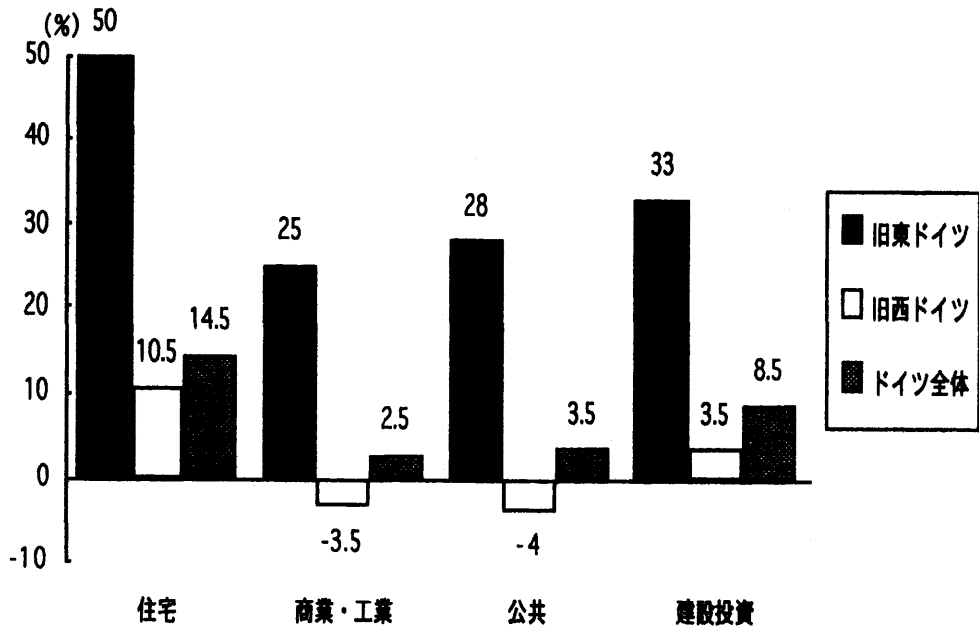
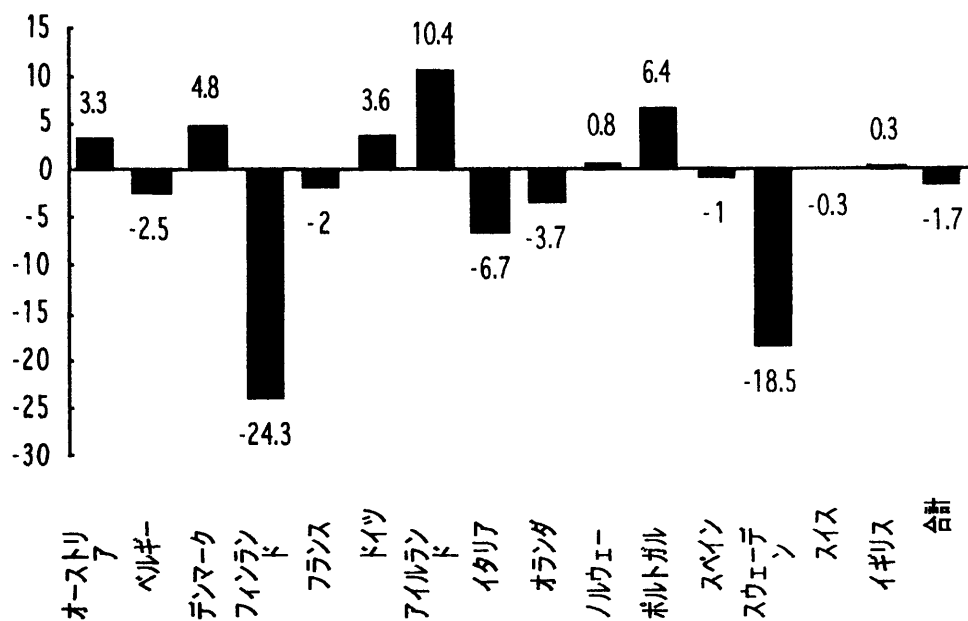


図8b ドイツの部門別伸び率（実質）



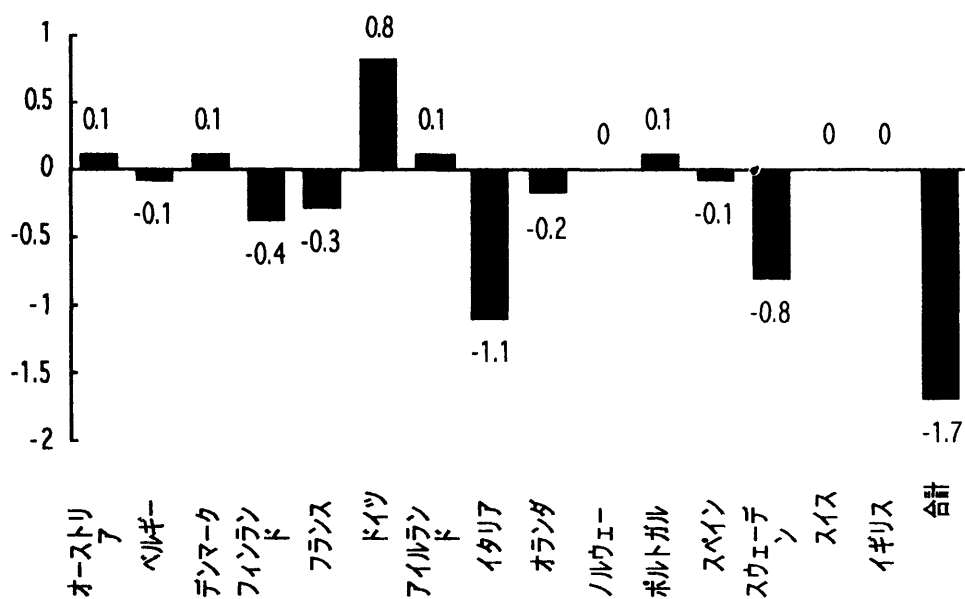
(注) 1992-94年 (2年間)

図9 各国の建設投資の伸び率（実質）



（注）1992-94年（2年間）

図10 建設投資の伸び率に対する各国の寄与度



（注）1992-94年（2年間）

建設投資額の推移

(1992年価格：10億ECU)

	1989	1990	1991	1992	1993	1994
新設住宅	155.2	157	152.6	154.9	155.6	157.7
民間非住宅	110.2	115.8	113.4	107	97.9	95.4
公共非住宅	29.1	30	31.3	31.6	30.3	29.9
小計	294.6	302.8	297.3	293.5	283.8	283.1
土木	128.9	134.4	138.5	136.7	133.3	133.2
維持・修繕	191.2	196.4	196.2	196.8	198.2	200.3
建設投資	614.6	633.5	631.9	627	615.3	616.6

建設投資に占める部門別シェア

(%)

	1989	1990	1991	1992	1993	1994
新設住宅	25.3	24.8	24.2	24.7	25.3	25.6
民間非住宅	17.9	18.3	17.9	17.1	15.9	15.5
公共非住宅	4.7	4.7	5	5	4.9	4.9
小計	47.9	47.8	47	46.8	46.1	45.9
土木	21	21.2	21.9	21.8	21.7	21.6
維持・修繕	31.1	31	31	31.4	32.2	32.5
合計	100	100	100	100	100	100

建設投資の増減率

(実質：%)

	1989	1990	1991	1992	1993	1994
新設住宅	3.4	1.1	-2.8	1.5	0.5	1.4
民間非住宅	9.1	5	-2.1	-5.6	-8.5	-2.5
公共非住宅	3.1	3	4.3	1.1	-4.1	-1.4
小計	5.4	2.8	-1.8	-1.3	-3.3	-0.3
土木	5.9	4.3	3.1	-1.3	-2.5	0
維持・修繕	2.7	2.7	-0.1	0.3	0.7	1
合計	4.7	3.1	-0.3	-0.8	-1.9	0.2

建設投資の増減率に対する部門別寄与度

(%)

	1989	1990	1991	1992	1993	1994
新設住宅	0.9	0.3	-0.7	0.4	0.1	0.3
民間非住宅	1.6	0.9	-0.4	-1	-1.4	-0.4
公共非住宅	0.2	0.1	0.2	0.1	-0.2	-0.1
小計	2.6	1.3	-0.9	-0.6	-1.5	-0.1
土木	1.2	0.9	0.6	-0.3	-0.6	0
維持・修繕	0.8	0.8	0	0.1	0.2	0.3
合計	4.7	3.1	-0.3	-0.8	-1.9	0.2

韓国経済と建設市場の動向

韓国経済と建設市場の動向

1. 新経済五ヵ年計画の概略

五ヵ年計画は、財政金融政策・政府の規制・国民の意識における経済改革に関心の重点を置くと同時に、経済成長や国民生活の質の向上への潜在力の拡充もまた強調している。計画においては、韓国経済は今年から97年にかけて年率平均で 6.9%の成長を見込んでおり、一人当たりのGDPは1998年に約1万4,000ドルに達する。貿易収支は昨年46億ドルの経常赤字だったが、98年には53億ドルの黒字に転換し、消費者物価の上昇は 2.9%に落ちつく見通しである。

表1 主要経済指標

「新経済五ヵ年計画」マクロ経済指標展望（見通し）

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1993~98 年平均
<成長率(%)>								
G N P	4.7	6.0	7.1	7.2	7.1	7.0	7.0	6.9
消費 費	6.8	6.1	6.5	6.5	6.4	6.4	6.4	6.4
総 固 定 資 本 形 成	Δ1.8	4.2	7.0	7.8	8.7	8.9	9.2	7.6
輸 出	9.8	9.2	8.1	8.3	8.1	8.0	7.8	8.2
(商 品)	(9.7)	(9.1)	(8.0)	(8.2)	(8.0)	(7.9)	(7.7)	(8.1)
輸 入	2.9	5.3	6.1	7.6	8.2	8.5	8.6	7.4
(商 品)	(1.9)	(4.4)	(6.0)	(7.5)	(8.1)	(8.4)	(8.5)	(7.1)
<国際収支(億ドル)>								
輸 出	751	823	901	993	1,101	1,226	1,363	-
(増 加 率 %)	(7.9)	(9.5)	(9.5)	(10.2)	(10.9)	(11.3)	(11.2)	(10.4)
輸 入	773	813	876	958	1,053	1,161	1,281	-
(増 加 率 %)	(1.0)	(5.1)	(7.8)	(9.3)	(9.9)	(10.2)	(10.3)	(8.8)
貿 易 収 支	Δ22	10	25	35	48	65	82	-
経 常 収 支	46	Δ14	Δ0	9	21	37	53	-
<物価上昇率(%)>								
生 産 者 物 価	2.2	1.8	1.8	1.7	1.6	1.5	1.4	1.6
消 費 者 物 価	6.2	4.9	4.3	3.7	3.6	3.2	2.9	3.7
G N P デ フ レ ー タ ー	6.3	5.3	5.3	4.8	4.5	4.1	3.8	4.6
GNP (名目、兆ウォン)	229.9	256.7	289.5	325.3	364.3	405.8	450.5	-
GNP (名目、億ドル)	2,945	3,219	3,643	4,189	4,849	5,618	6,480	-
1人当たりGNP (ドル)	6,749	7,306	8,196	9,339	10,716	12,305	14,076	-
貯 蓄 率 (%)	34.9	34.7	35.4	35.6	36.2	36.8	37.5	-
投 資 率 (%)	36.2	35.1	35.4	35.4	35.8	36.2	36.7	-

(出所) 経済企画院。

2. 新五カ年計画における公共投資とこの期間の建設投資

表2 社会資本への公的支出（93年～97年）

単位：10億ドル

	一 般 政 府 投 資		
	計	中央政府	地方政府
道 路	27.29	22.77	4.52
鉄 道	8.19	4.62	3.57
空 港	5.12	2.70	2.42
港 湾	3.91	2.75	1.16
地下鉄	15.48	4.13	11.35
下 水	5.95	2.22	3.73
上 水	2.83	2.83	
流 通	0.84	0.09	0.75
合 計	69.61	42.11	27.50

表3 建設投資の推移（1993－97）

単位：10億ドル

年	合 計	住 居	非 住 居	土 木
1993	60.22	21.66	15.75	22.81
1994	64.39	22.51	17.65	24.23
1995	68.83	23.44	19.83	25.56
1996	75.55	25.62	22.31	27.62
1997	77.96	25.06	24.10	28.81
計	346.95	118.28	99.64	129.03

この5年間で 3,469億 5 千万ドルに上る額が建設投資として使われる予定だ。2000年の建設需要は、その成長率とGDPへの寄与度がにぶるにもかかわらず、886.7 億ドルに上ると見られている。うち、354.7 億ドルが特殊建設工事によって占められるとみられる。

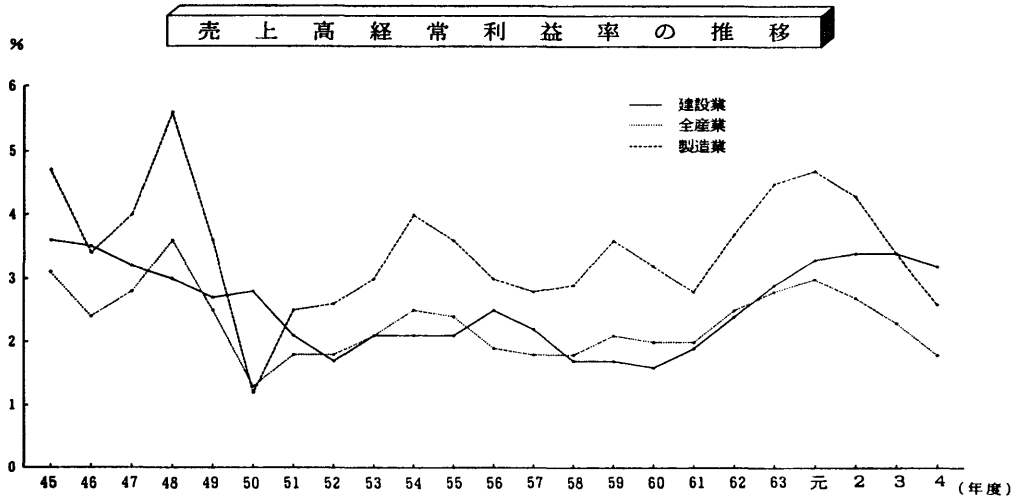
表4 建設業のGDPに占める割合と年平均成長率

年	建設業付加価値 総GDP				年 平 均 成 長 率		
	'85	'90	'95	2000	'85-'90	'90-'95	'95-2000
建 設	8.58	9.87	9.79	9.06	13.20	7.39	5.78

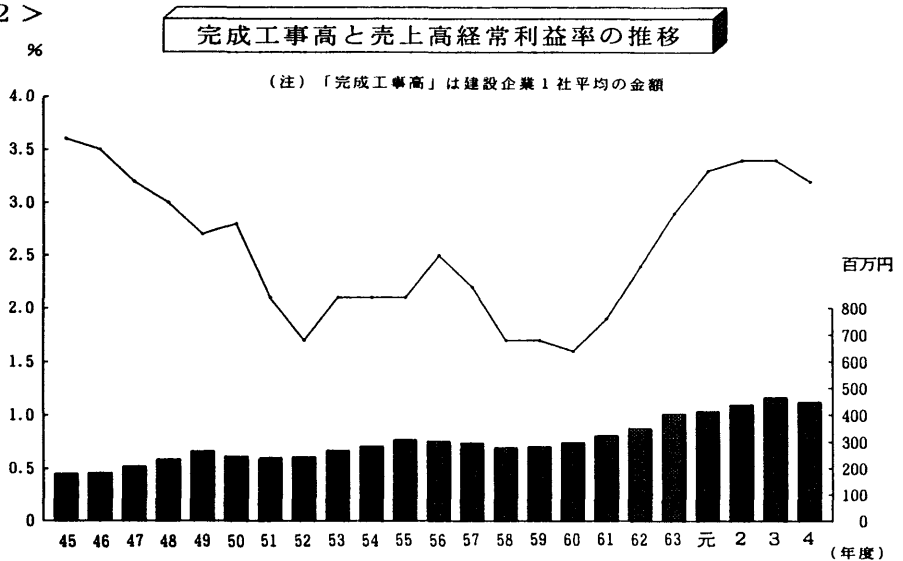
建設企業の経営分析

1. 企業財務の状況

<グラフ 1>



<グラフ 2>



<グラフ 1>は、昭和45年度以降の利益率の推移を製造業及び全産業の平均と比較したものである。

建設業の利益率は、第1次オイルショック後に低下してから長く低迷が続いたが、61年度に上昇に転じ、以後順調に推移してきた。バブル崩壊後、他産業の利益率が急速に悪化する中で、建設業は依然バブル当時の水準を保っている。しかしながら、平成4年度の利益率は小幅であるが7年振りに前年度を下回った。

過去の利益率の推移をみると、建設業は景気の変動に敏感な他産業と違った動きをしており、また建設業の利益率低下は他産業に遅れて現れる傾向がある。

<グラフ 2>は、建設企業 1 社平均の完成工事高と利益率の推移を対比したものである。

利益率と最も密接な関係にあるのは売上高であるが、4 年度の建設業の 1 社平均の完成工事高は民間投資低迷の影響から 9 年ぶりに減少となった。過去においては昭和 50 年度と 56 年度に 1 社平均の完成工事高が減少に転じているが、当該年度の利益率はともに前年度を上回り、翌年度から利益率が低下している。これに対して、4 年度は 1 社平均の完成工事高と利益率の低下が同時に現れており、この点が注目される。

<表 1>

自己資本比率および金額の推移

		61年度	62年度	63年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
自己資本比率 ＜％＞	全産業	18.3	17.7	18.3	19.0	19.1	19.2	19.2
	建設業	15.7	13.6	14.6	16.0	15.6	15.4	15.9
	製造業	27.1	28.2	29.1	30.3	30.6	31.2	31.6
1 社あたりの自己 資本 ＜百万円＞	全産業	73	78	89	104	108	110	107
	建設業	36	36	45	52	55	56	59
	製造業	165	178	198	245	254	265	262

「大蔵省：法人企業統計」

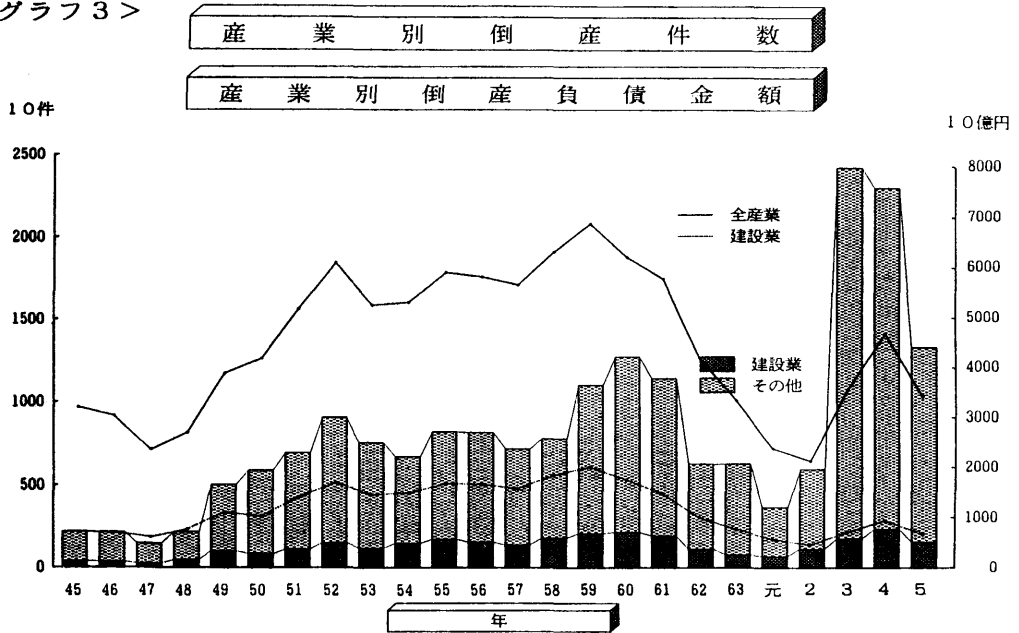
<表 1>は建設企業の自己資本比率および額の推移を製造業及び全産業の平均と比較したものである。

中小企業が圧倒的多数を占める建設業は財務基盤が脆弱といわれるが、自己資本についてみる限り、率・額とも他産業より低く、財務健全性が劣っていることがわかる。特に製造業との格差はますます開いている。

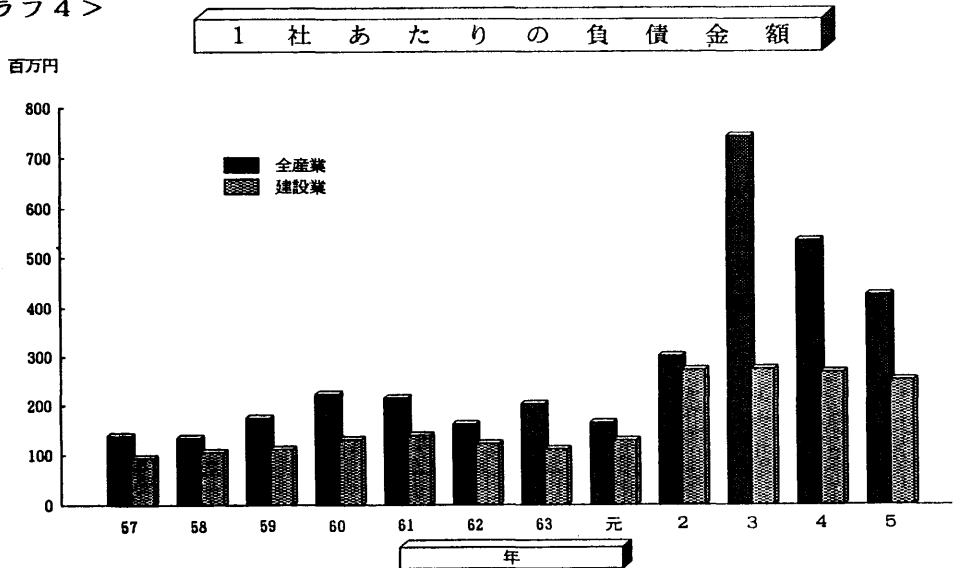
以上のように、長引く不況の影響が建設企業の財務にも現れてきており、受注環境が悪化し、競争が激化している状況が窺える。ここ 2～3 年、建設企業の利益率は急激に悪化すると考えられることから、財務健全性に劣り不況抵抗力の弱い建設業にとっては、厳しい時期となりそうである。

2. 企業倒産の動向

<グラフ3>



<グラフ4>



昭和60年以降減少傾向にあった企業倒産は、平成3年から産業を問わず増加に転じ、本年に入っても倒産の多発が続いている。建設業の本年の9月までの倒産累計は、件数で2,057件（前年同期比+1.9%）、負債金額で5,163億円（前年同期比▲4.0%）となっている。

<表 2>

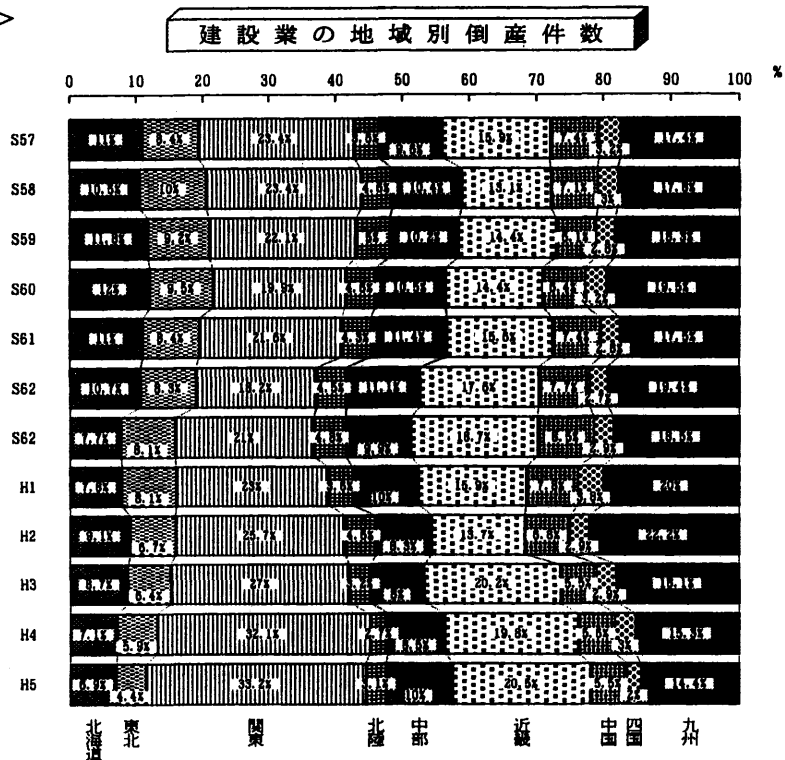
平成 3 年・4 年の倒産

	3 年			4 年		
	件数	負債金額 (百万円)	1 社当たり (百万円)	件数	負債金額 (百万円)	1 社当たり (百万円)
全体	10,723	7,960,009	742	14,167	7,563,028	534
バブル倒産	1,271	4,392,689	3,456	1,356	3,675,384	2,711
全体－バブル倒産	9,452	3,567,320	377	12,811	3,887,644	304
不動産業者の倒産	1,036	2,980,530	2,876	1,170	3,278,796	2,802
財テク倒産	247	1,791,389	7,252	204	1,177,738	5,773
有価証券	66	1,015,727	15,389	85	831,774	9,785
不動産	167	529,551	3,170	117	345,564	2,953
絵画等	14	246,111	17,579	2	400	200

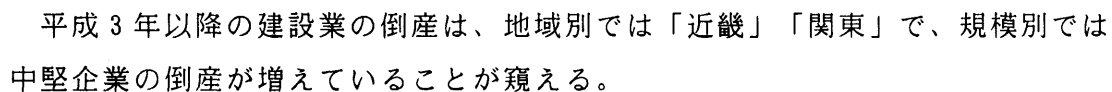
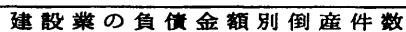
(注) バブル倒産とは、不動産業者の倒産と財テク倒産の合計から重複分を除いたもの。

近年の倒産の特色としては、件数の増加の他に大型化をあげることができる。バブルが他倒産の多発によるもので(表 2 参照)、1 社あたりの負債金額は平成 2 年より大きくなっている。建設業では平成 2 年以降 1 社あたりの負債金額はあまり変化していないが、全産業平均をみると、平成 3～4 年に大型倒産が集中し、本年に入ってやや小型化していることがわかる。

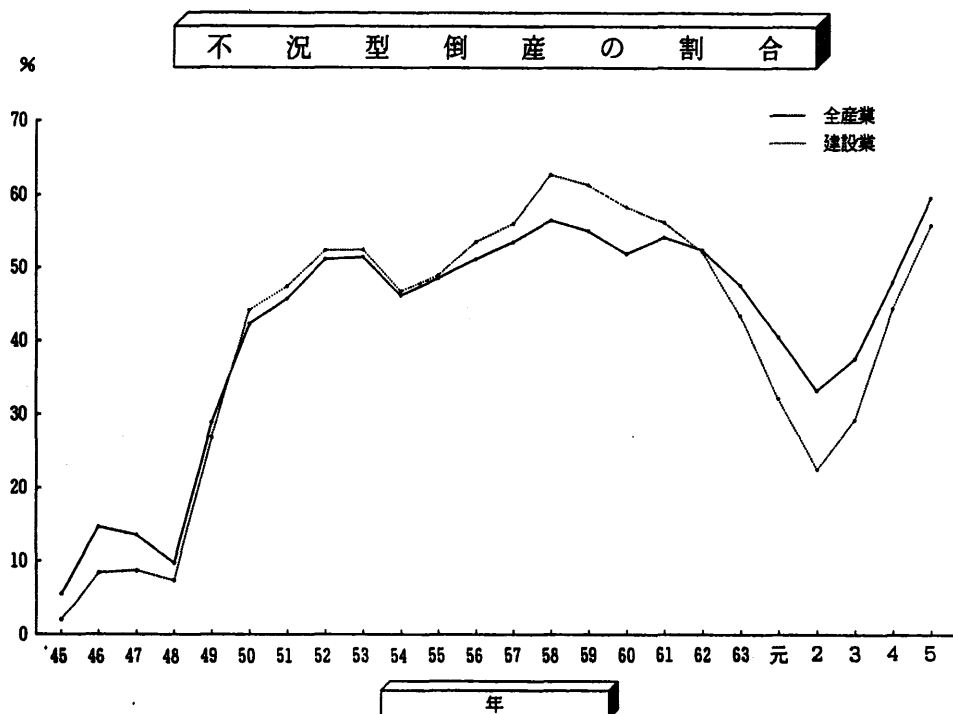
<グラフ 5>



建設業の資本金別倒産件数



<グラフ7>



景気低迷時には、販売不振、売掛金回収難といった「不況型倒産」が増加するが、バブル絶頂期の平成2年には建設業で22%、全産業で33%であった「不況型倒産」の割合が再び上昇している。建設業は全産業に比べると増加スピードは遅い。これは、建設業では手持工事等の関係で、不況の影響が現れるのが、通常他産業に比べて1～2年遅れることによるが、本年に入って9月までの累計では、

2,057 件中、1,151 件が不況型倒産で、その割合は56.0%を占めるに至っている。一方全産業の「不況型倒産」の割合は59.7%で、特に製造業では65.5%とかつてない高い率となっており、長引く不況を反映した結果となっている。

しかし、他産業の不振が今後の民間投資に影響を及ぼし、さらに建設業の圧倒的多数を占める中小建設業者には経営基盤の脆弱な企業が多く、また重層構造から同業者の倒産の影響を受け易いことを考えると、今後の「不況型倒産」の動向には注意する必要がある。

(注) 倒産に関するデータは「帝国データバンク」調べによる。

また平成5年のデータは9月末の数値である。

大手35社の経常利益等

大手35社の経常利益等

(受注額)

- ・ バブル経済の崩壊、建設市場の低迷の中で建設産業の経営はどう推移したのか、わが国の代表的な建設企業のうちゼネコンといわれる35社の企業について、その経営状況の推移をみる（図1、図2、図3、図4）。

建設企業35社の受注額は、1985年度に10.7兆円であり、全建設市場50.0兆円の21%を占めていたが、1991年度には22.8兆円と2.1倍に増加、全建設市場82.2兆円の28%と6年間で7%のシェアを拡大している。

- ・ しかし、1992年度にはバブルは弾け、民間建築工事が大幅に低下し、全体の受注額は19.3兆円に15%減少した。
- ・ 1993年度は、期首予測では20.8兆円と若干の増加をみていたものの、民間設備投資の冷え込みが厳しく、9月の中間予測では、17.5兆円、前年比▲9.3%の厳しい見方へ変わってきている。

(経常利益)

- ・ 大手35社の1985年度の経常利益は2,735億円であったものが、1991年度には8,512億円と3.1倍に急増する。1991年度の大手4社の売上高に対する経常利益率は5.4%に対し準大手31社は3.6%と利益においても大きく上回っている。バブルの時代、経常利益は増加し、経常利益率は上昇し続けたものの、1992年度は一転して大きく低下する。35社では経常利益は7,495億円と1,017億円、11.9%の減となり、経常利益率もそれぞれ低下した。
- ・ 1993年度は、経常利益では、35社で期首見込5,790億円で23%の大幅減をみていたが、中間予測では、5,927億円とわずかに上向き修正となっている。
- ・ 経常利益率も、期首予測に比べ、中間予測ではわずかに判断が良い方へ修正されている。

図1 大手4社と準大手31社の売上高の推移(%)

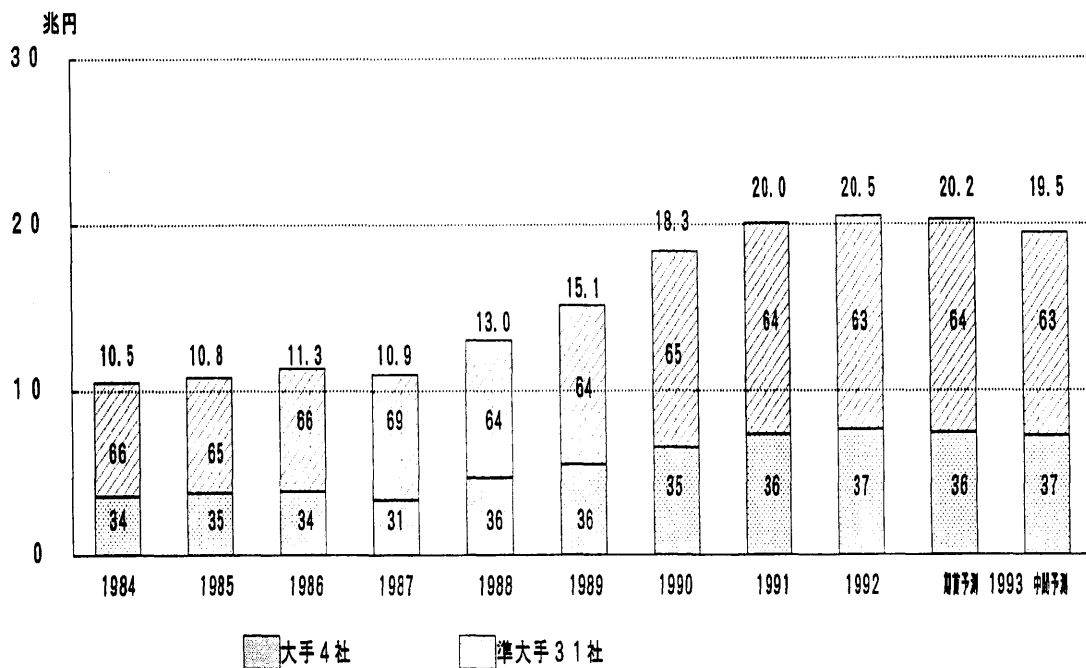


図2 大手4社と準大手31社の受注比率の推移(%)

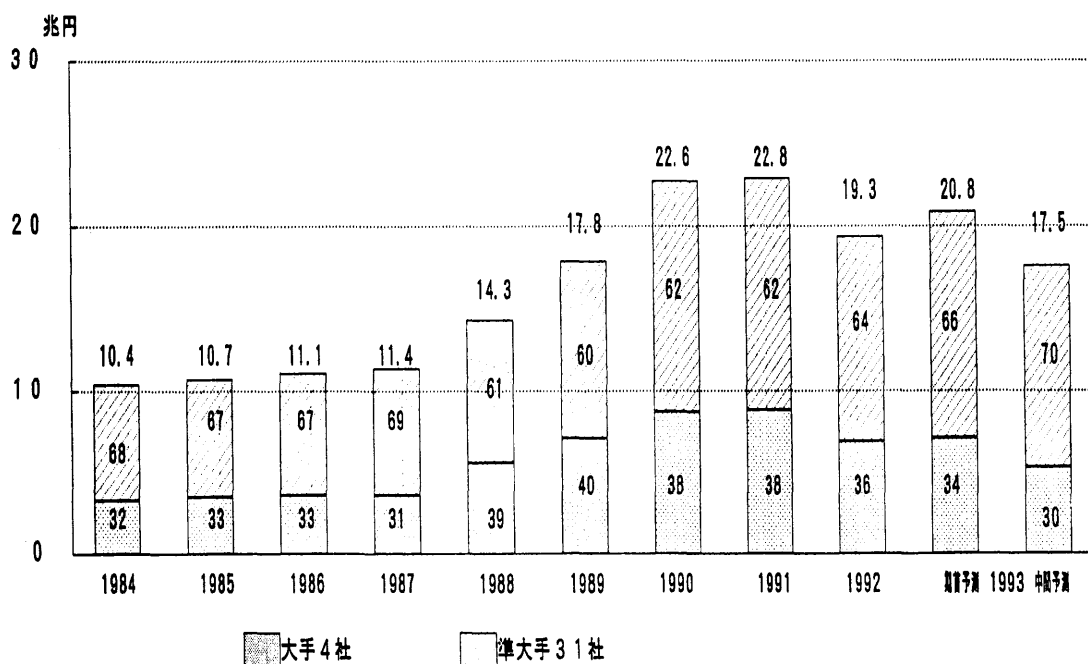


図3 大手4社と準大手31社の経常利益の推移(%)

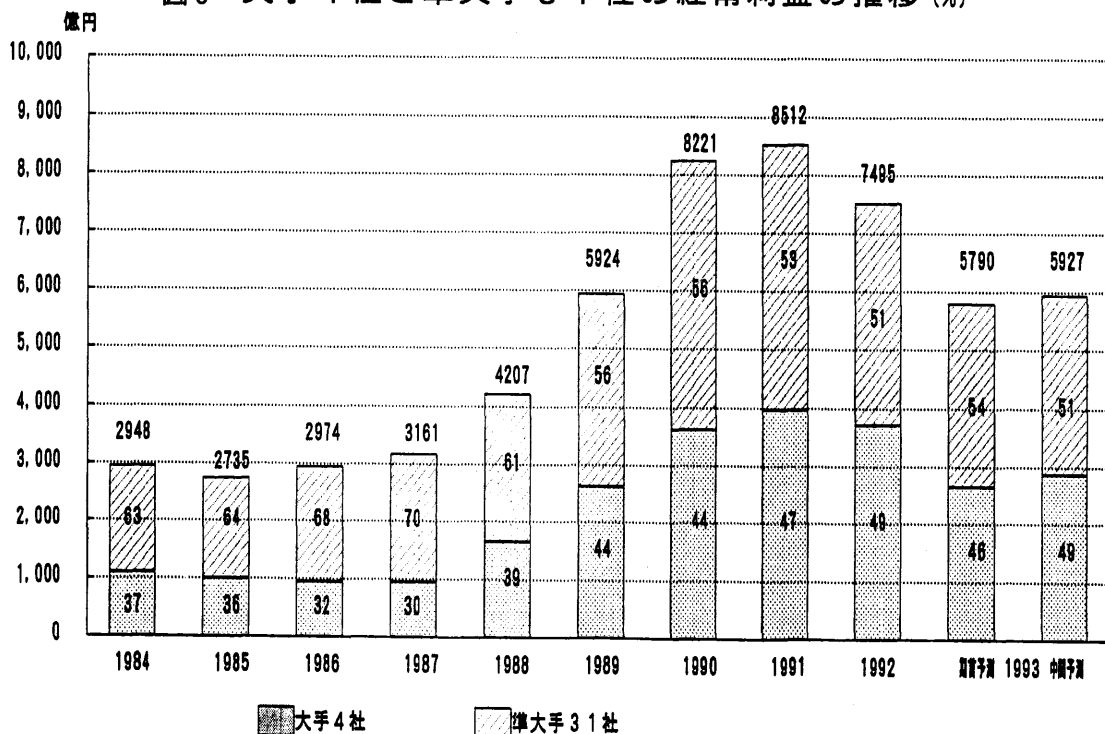
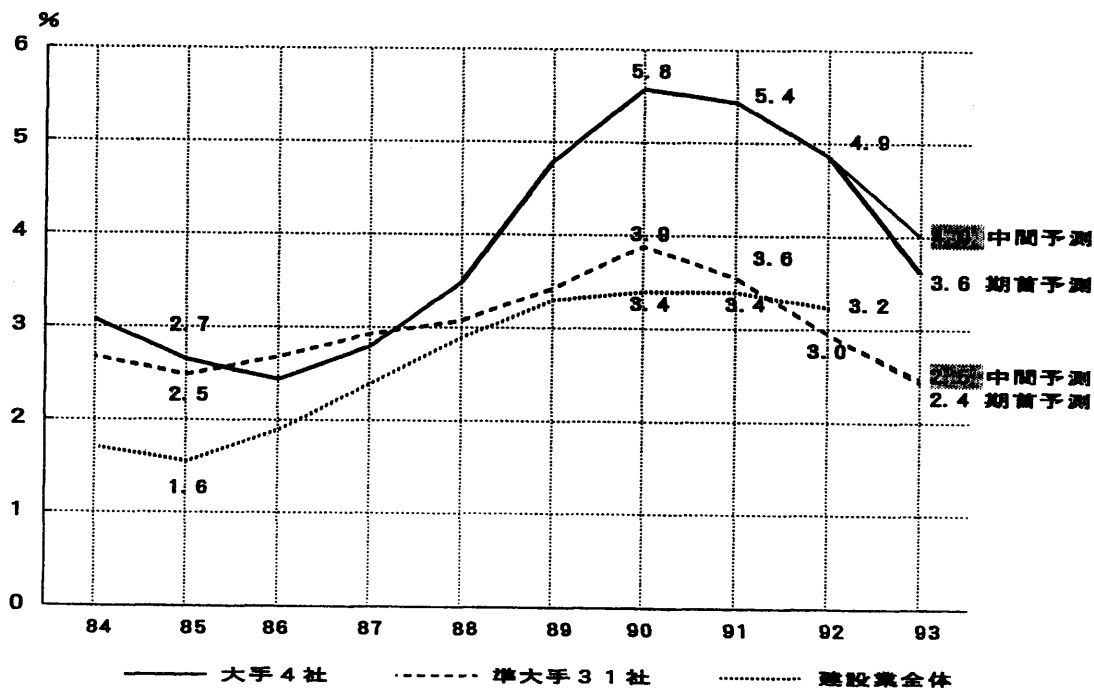


図4 対売上高の経常利益率の推移



対売上高の経常利益率の推移

1993.12 現在

		84	85	86	87	88	89	90	91	92	93(期首)	93(中間)	
大手 4 社	経常利益	1,105	990	944	948	1,646	2,610	3,604	3,976	3,706	2,650	2,880	
	売上高	35,902	37,423	38,664	33,962	47,140	54,544	64,659	73,074	76,233	73,400	72,000	
	比率%	3.07	2.65	2.44	2.79	3.49	4.79	5.57	5.44	4.86	3.61	4.00	
準 3 1 社	経常利益	1,843	1,745	2,003	2,213	2,561	3,314	4,617	4,536	3,789	3,140	3,047	
	売上高	68,678	70,111	74,632	75,409	83,024	96,789	118,714	127,675	128,617	128,555	122,798	
	比率%	2.68	2.49	2.68	2.93	3.08	3.42	3.89	3.55	2.95	2.44	2.48	
建設 全体	経常利益												
	売上高												
建設 全体	比率%	1.7	1.7	1.6	1.9	2.4	2.9	3.3	3.4	3.2			

受注高 (単位: 億円、%)

会 社 名	1979			1980			1981			1982			1983			1984			1985		
	受注計	内土木	比率	受注計	内土木	比率	受注計	内土木	比率	受注計	内土木	比率	受注計	内土木	比率	受注計	内土木	比率	受注計	内土木	比率
清水建設	7,984	1,859	24: 76	8,166	1,850	23: 77	9,217	1,944	21: 79	10,254	2,095	20: 80	9,497	1,913	20: 80	8,880	1,661	19: 81	9,453	1,915	20: 80
鹿島	7,095	3,174	45: 55	8,638	3,354	39: 61	9,700	3,581	37: 63	9,693	3,559	37: 63	8,803	3,275	37: 63	8,223	2,684	33: 67	8,933	2,724	30: 70
大成建設	7,961	2,437	31: 69	8,162	2,660	33: 67	9,707	2,839	29: 71	9,488	2,810	30: 70	9,113	2,674	29: 71	8,808	2,321	26: 74	9,327	2,336	25: 75
竹中工務店																					
大林組	5,945	2,153	36: 64	6,944	2,372	34: 66	7,265	2,436	34: 66	7,091	2,399	34: 66	7,106	1,972	28: 72	7,005	2,127	30: 70	7,482	2,201	29: 71
小計	28,985	9,623	33: 67	31,910	10,236	32: 68	35,889	10,880	30: 70	36,518	10,863	30: 70	34,519	9,834	28: 72	32,916	8,793	27: 73	35,195	9,176	26: 74
盛谷組	5,750	3,145	55: 45	6,196	3,055	49: 51	6,940	3,521	51: 49	6,940	3,521	51: 49	7,675	3,419	45: 55	9,401	2,343	25: 75	9,321	3,686	40: 60
戸田建設	3,168	820	26: 74	3,801	948	25: 75	3,325	838	25: 75	3,325	838	25: 75	3,628	964	27: 73	3,538	832	24: 76	3,789	1,093	29: 71
ハザマ	3,510	1,762	50: 50	3,669	1,831	50: 50	4,059	2,001	49: 51	4,059	2,001	49: 51	4,600	2,090	45: 55	4,919	2,417	49: 51	4,792	2,009	42: 58
フジタ	3,808	1,822	48: 52	3,812	1,407	37: 63	4,225	1,423	34: 66	4,048	1,531	38: 62	3,350	1,097	33: 67	3,970	1,339	34: 66	3,901	1,108	28: 72
西松建設	2,654	1,597	60: 40	3,013	1,688	56: 44	3,011	1,574	52: 48	3,211	1,928	60: 40	2,937	1,727	59: 41	2,999	1,595	53: 47	3,238	1,591	49: 51
東急建設	2,409	915	38: 62	2,806	970	35: 65	2,719	970	36: 64	2,719	970	36: 64	3,116	1,049	34: 66	2,653	1,014	38: 62	3,286	1,069	33: 67
三井建設	2,853	1,394	49: 51	3,014	1,446	48: 52	2,943	1,364	46: 54	2,943	1,364	46: 54	2,838	1,362	48: 52	3,080	1,453	47: 53	3,048	1,311	43: 57
佐藤工業	2,700	1,349	50: 50	3,052	1,507	49: 51	2,550	1,289	51: 49	2,550	1,289	51: 49	2,625	1,100	42: 58	2,826	1,544	55: 45	2,896	1,353	47: 53
前田建設	2,518	1,574	63: 37	3,184	2,005	63: 37	3,242	1,975	61: 39	3,100	1,795	58: 42	3,108	1,808	58: 42	3,152	1,707	54: 46	3,680	1,675	45: 55
清池組	2,090	821	39: 61	2,536	1,122	44: 56	2,664	1,251	47: 53	2,664	1,251	47: 53	2,467	1,225	50: 50	2,580	1,317	51: 49	2,320	1,001	43: 57
五洋建設	2,183	1,804	83: 17	2,464	1,920	78: 22	2,785	2,153	77: 23	2,713	2,174	80: 20	3,053	2,349	77: 23	2,386	1,779	75: 25	2,819	2,086	74: 26
飛島建設	3,128	1,826	58: 42	3,232	1,731	54: 46	3,363	1,940	58: 42	3,025	1,825	60: 40	3,034	1,889	62: 38	3,025	1,829	60: 40	2,830	1,384	49: 51
住友建設	1,828	962	53: 47	2,104	907	43: 57	2,130	986	46: 54	2,109	973	46: 54	1,810	874	48: 52	1,901	1,015	53: 47	1,960	970	49: 51
奥村組	2,260	1,395	62: 38	2,269	1,363	60: 40	2,431	1,350	56: 44	2,315	1,312	57: 43	2,444	1,485	61: 39	2,458	1,514	62: 38	2,398	1,357	57: 43
日本国土開発	1,201	799	67: 33	1,510	1,058	70: 30	1,649	1,027	62: 38	1,762	1,315	75: 25	1,830	1,023	56: 44	1,931	987	51: 49	2,004	1,077	54: 46
青木建設	1,703	1,168	68: 31	1,863	1,119	60: 40	2,012	1,485	74: 26	2,211	1,612	73: 27	2,460	1,452	59: 41	2,705	1,512	56: 44	2,432	1,488	61: 39
盛谷工コ-ポレーション	2,071	1	0: 100	2,361	0	0: 100	2,100	0	0: 100	2,100	0	0: 100	1,101	57	5: 95	1,304	81	6: 94	1,478	53	4: 96
読高組	1,741	687	39: 61	1,944	708	36: 64	1,853	743	40: 60	1,829	613	34: 66	1,853	769	42: 58	1,874	826	44: 56	640	390	61: 39
浅沼組	1,187	235	20: 80	1,507	320	21: 79	1,437	326	23: 77	1,546	435	28: 72	1,327	348	26: 74	1,393	314	23: 77	1,480	349	24: 76
大日本土木	960	532	55: 45	1,189	656	55: 45	1,250	802	64: 36	1,250	802	64: 36	1,211	676	56: 44	1,308	688	53: 47	1,453	804	55: 45
安藤建設	1,003	136	14: 86	1,019	135	13: 87	1,015	159	16: 84	906	161	18: 82	1,043	163	16: 84	1,015	172	17: 83	1,133	204	18: 82
東海興業																					
東洋建設	901	840	93: 7	951	889	93: 7	1,005	891	89: 11	1,072	913	85: 15	1,174	972	83: 17	1,219	917	75: 25	1,402	1,080	77: 23
鉄建	1,730	1,073	62: 38	1,909	1,024	54: 46	1,921	973	51: 49	1,917	948	49: 51	2,020	1,108	55: 45	1,713	1,001	58: 42	1,532	884	58: 42
不動産建設	1,300	669	51: 49	1,266	786	62: 38	1,328	733	55: 45	1,328	733	55: 45	1,496	851	57: 43	1,358	650	48: 52	1,258	675	54: 46
東亜建設工業	1,377	1,268	92: 8	1,293	1,188	92: 8	1,307	1,198	92: 8	1,320	1,216	92: 8	1,124	1,017	90: 10	1,285	1,133	88: 12	1,344	1,207	90: 10
松村組	1,100	208	18: 82	1,128	228	20: 80	1,106	200	18: 82	1,108	276	25: 75	1,003	203	20: 80	1,004	249	25: 75	992	162	16: 84
太平工業	632	140	22: 78	704	169	24: 76	725	174	24: 76	922	169	18: 82	921	161	17: 83	976	172	18: 82	1,011	181	18: 82
日産建設	767	388	51: 49	923	462	50: 50	1,018	518	51: 49	960	464	48: 52	807	366	45: 55	948	445	47: 53	904	419	46: 54
新井組																					
三菱建設	678	0	0: 100	670	283	42: 58	648	275	42: 58	592	234	40: 60	604	266	44: 56	652	239	37: 63	719	252	35: 65
大末建設	505	102	20: 80	518	106	20: 80	574	159	28: 72	533	104	20: 80	552	110	20: 80	652	147	23: 77	703	134	19: 81
若菜建設	638	638	100: 0	544	544	100: 0	649	649	100: 0	701	701	100: 0	647	647	100: 0	694	694	100: 0	788	788	100: 0
竹中土木																					
大本組																					
小計	60,345	30,062	50: 50	66,451	31,575	48: 52	67,984	32,947	48: 52	67,778	33,468	49: 51	67,858	32,619	48: 52	70,919	31,925	45: 55	71,561	31,840	44: 56
計	89,250	39,685	44: 56	98,361	41,811	43: 57	103,873	43,747	42: 58	104,296	44,331	43: 57	102,377	42,453	41: 59	103,835	40,718	39: 61	106,756	41,016	38: 62

1986			1987			1988			1989			1990			1991			1992			1993 見込み	
受注計	内土木	比率	受注計	内土木	比率	受注計	内土木	比率	受注計	内土木	比率	受注計	内土木	比率	受注計	内土木	比率	受注計	内土木	比率	前年予測	中間予測
9,686	1,923	20:80	11,380	2,167	19:81	15,526	2,689	17:83	19,460	3,407	18:82	23,616	3,837	16:84	24,564	4,109	17:83	19,552	3,904	20:80	20,000	14,000
9,888	2,679	29:71	3,397	843	25:75	15,146	3,776	25:75	18,140	3,968	22:78	22,007	5,004	23:77	22,268	4,802	22:78	17,141	5,132	30:70	17,000	13,000
9,719	2,346	24:76	11,177	2,675	24:76	13,923	3,278	24:76	18,003	3,873	22:78	22,016	4,399	20:80	22,207	4,432	20:80	17,355	4,071	23:77	19,000	13,000
7,846	2,118	27:73	9,502	2,465	26:74	11,407	2,786	24:76	14,956	3,244	22:78	19,275	4,062	21:79	18,578	4,447	24:76	15,001	4,447	30:70	14,600	13,000
36,339	9,066	25:75	35,456	8,150	23:77	56,002	12,529	22:78	70,559	14,492	21:79	86,914	17,302	20:80	87,617	17,790	20:80	69,049	17,554	25:75	70,600	53,000
8,121	3,153	39:61	9,126	3,178	35:65	4,499	1,213	27:73	11,490	3,387	29:71	11,757	3,192	27:73	12,187	3,658	30:70	8,512	3,267	38:62	11,000	9,500
4,247	1,045	25:75	5,115	1,261	25:75	3,207	676	21:79	6,890	1,547	22:78	8,709	1,940	22:78	9,263	2,003	22:78	7,422	1,647	22:78	8,300	7,000
4,796	1,875	39:61	5,206	2,102	40:60	5,554	2,407	43:57	2,878	1,031	36:64	6,404	2,292	36:64	7,304	2,779	38:62	6,575	2,851	43:57	6,900	5,100
3,690	993	27:73	1,242	320	26:74	4,987	1,222	25:75	6,227	1,312	21:79	7,874	1,745	22:78	8,894	2,124	24:76	7,152	2,187	31:69	9,400	7,900
3,583	1,602	45:55	4,027	1,641	41:59	4,880	2,008	41:59	5,975	2,529	42:58	7,006	2,953	42:58	7,308	3,268	45:55	8,125	4,208	52:48	8,000	7,100
3,714	1,174	32:68	4,293	1,251	29:71	4,937	1,345	27:73	2,788	665	24:76	7,004	1,496	21:79	7,125	1,870	26:74	5,297	1,605	30:70	6,560	6,100
3,072	1,176	38:62	2,966	1,107	37:63	4,110	1,416	34:66	5,405	1,730	32:68	6,730	1,885	28:72	6,980	2,002	29:71	5,662	2,010	35:65	6,200	4,800
3,359	1,472	44:56	4,142	1,610	39:61	4,948	1,859	38:62	2,617	722	28:72	6,504	2,088	32:68	6,857	2,211	32:68	6,450	2,536	39:61	6,750	6,000
3,534	1,813	51:49	1,120	535	48:52	4,217	1,600	38:62	5,208	1,749	34:66	6,086	2,099	34:66	5,806	2,083	36:64	5,550	2,224	40:60	5,600	5,300
2,814	1,092	39:61	3,345	1,233	37:63	3,775	1,099	29:71	4,761	1,270	27:73	4,862	1,395	29:71	4,775	1,666	35:65	4,700	1,645	35:65	4,700	3,897
2,909	2,004	69:31	3,097	2,070	67:33	3,604	2,124	59:41	4,691	2,658	57:43	5,203	2,630	51:49	6,068	3,206	53:47	5,640	3,217	57:43	5,800	5,600
2,905	1,384	48:52	3,583	1,498	42:58	3,938	1,996	51:49	4,169	1,897	46:54	5,100	2,280	45:55	4,508	2,126	47:53	4,126	2,122	51:49	4,300	3,900
2,062	970	47:53	2,520	1,551	62:38	2,885	1,245	43:57	3,792	1,620	43:57	4,345	1,629	37:63	3,271	1,468	45:55	2,903	1,302	45:55	3,200	3,200
2,014	1,112	55:45	2,590	1,296	50:50	3,155	1,259	40:60	3,689	1,413	38:62	4,329	1,606	37:63	3,845	1,790	47:53	3,566	1,847	52:48	3,570	3,100
2,119	1,009	48:52	2,118	1,182	56:44	2,513	1,082	43:57	3,137	1,399	45:55	4,113	1,900	46:54	4,357	2,204	51:49	3,952	2,312	59:41	4,100	3,600
2,792	1,399	50:50	3,141	1,532	49:51	4,035	1,941	48:52	4,038	1,957	48:52	4,838	2,453	51:49	4,223	1,890	45:55	3,576	2,225	62:38	4,000	3,600
1,530	54	4:96	1,515	53	3:97	2,003	51	3:97	2,770	156	6:94	4,126	209	5:95	2,745	127	5:95	2,954	172	6:94	3,320	3,100
2,076	829	40:60	2,055	1,034	50:50	2,496	805	32:68	2,951	896	30:70	3,867	1,076	28:72	3,700	947	26:74	3,188	1,175	37:63	3,450	3,350
1,544	401	26:74	1,698	388	23:77	750	175	23:77	2,807	574	20:80	3,332	615	18:82	3,498	616	18:82	2,793	759	27:73	2,760	2,700
1,533	823	54:46	1,734	886	51:49	2,190	991	45:55	1,984	863	43:57	3,046	1,263	41:59	3,302	1,346	41:59	3,162	1,454	46:54	3,350	3,100
1,211	226	19:81	1,703	292	17:83	1,863	326	17:83	2,278	371	16:84	2,798	434	16:84	3,055	446	15:85	2,403	420	17:83	2,800	2,600
1,410	1,049	74:26	1,762	1,302	74:26	1,963	1,272	65:35	2,429	1,411	58:42	2,741	1,569	57:43	2,992	1,844	62:38	2,606	1,774	68:32	3,200	2,900
1,567	968	62:38	1,634	854	52:48	1,914	937	49:51	2,188	988	45:55	2,695	1,081	40:60	2,640	1,168	44:56	2,597	1,319	51:49	2,800	2,600
1,444	811	56:44	1,602	930	58:42	732	320	44:56	1,906	934	49:51	2,618	1,193	46:54	2,248	1,173	52:48	2,412	1,401	58:42	2,600	2,450
1,366	1,224	90:10	1,784	1,531	86:14	1,814	1,491	82:18	2,091	1,660	79:21	2,504	1,865	74:26	2,671	2,106	79:21	2,461	1,986	81:19	3,000	2,800
1,026	172	17:83	1,241	189	15:85	559	43	8:92	2,024	215	11:89	2,518	344	14:86	2,528	417	16:84	2,352	399	17:83	2,700	2,500
992	179	18:82	1,136	198	17:83	1,302	253	19:81	1,465	241	16:84	1,779	323	18:82	1,832	308	17:83	1,767	345	20:80	1,850	1,800
965	426	44:56	1,094	456	42:58	1,204	478	40:60	1,474	533	36:64	2,016	741	37:63	2,132	695	33:67	1,811	701	39:61	2,200	2,200
701	250	36:64	825	275	33:67	970	276	28:72	1,086	358	33:67	1,588	448	28:72	1,649	367	22:78	1,761	444	25:75	1,840	1,665
743	149	20:80	215	27	13:87	980	234	24:76	1,301	268	21:79	1,536	288	19:81	1,413	370	26:74	1,446	291	20:80	1,700	1,500
787	787	100:0	1,004	1,004	100:0	926	818	88:12	1,255	1,051	84:16	1,262	981	78:22	1,311	1,086	83:17	1,394	1,259	90:10	1,400	1,400
74,626	31,621	42:58	78,633	32,786	42:58	86,910	32,962	38:62	107,764	37,405	35:65	139,290	46,013	33:67	140,487	49,364	35:65	124,315	51,104	41:59	137,350	122,362
10,965	40,687	37:63	114,089	40,936	36:64	142,912	45,491	32:68	178,323	51,897	29:71	226,204	63,315	28:72	228,104	67,154	29:71	193,364	68,658	36:64	207,950	175,362

経常利益 (単位: 億円)

1993

会社名	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	期首予測	中間予測
清水建設	217	257		365	367	319	284	196	269	398	816	1,158	1,245	1,326	1000	1,000
鹿島	269	280		412	386	277	271	284	133	495	722	1,032	1,239	880	480	620
大成建設	190	244		335	311	284	231	245	298	424	567	811	964	1,010	650	660
竹中工務店																
大林組	108	183		258	259	225	204	219	248	329	505	603	528	490	520	600
小計	784	964		1,370	1,323	1,105	990	944	948	1,646	2,610	3,604	3,976	3,706	2,650	2,880
熊谷組	245	308		344	301	326	284	241	288	136	411	505	380	296	90	90
戸田建設	95	124		146	85	87	78	125	132	96	275	426	483	412	340	340
ハザマ	81	104		107	116	59	43	105	122	149	130	412	328	186	190	150
フジタ	43	57		91	93	128	130	145	85	259	306	363	435	337	310	200
西松建設	85	96		139	119	120	106	101	109	127	159	205	265	282	290	285
東急建設	53	71		80	69	58	53	66	75	91	74	206	216	137	140	132
三井建設	39	47		75	52	58	46	33	59	62	81	108	120	106	75	70
佐藤工業	71	87		93	81	75	77	69	97	108	75	166	184	134	104	110
前田建設	134	130		207	195	190	156	104	43	125	136	152	151	126	130	130
鴻池組	42	53		77	68	67	48	78	79	98	69	121	121	85	89	120
五洋建設	53	44		72	29	9	59	78	97	84	104	121	140	144	130	130
飛鳥建設	48	44		73	79	79	80	84	86	103	129	110	14	49	40	80
住友建設	41	48		59	27	18	39	51	62	64	70	77	77	64	65	57
奥村組	99	120		117	99	97	81	93	108	162	152	200	207	174	131	148
日本国土開発	24	26		34	35	31	34	36	44	52	64	85	104	101	75	110
青木建設	37	43		52	66	76	76	101	116	131	147	155	126	97	100	80
長谷工コーポレーション	205	263		286	105	113	151	205	210	272	296	336	251	142	70	70
越前組	32	29		51	44	28	8	34	44	53	71	85	94	91	91	91
浅沼組	10	19		50	47	39	32	19	38	27	82	114	98	88	48	79
大日本土木	10	13		19	22	25	28	35	42	46	42	80	81	59	62	57
安藤建設	20	29		30	21	13	24	31	30	38	65	98	84	74	52	52
東海興業																
東洋建設	26	14		28	32	30	18	9	27	31	38	37	47	48	50	40
鉄建	62	79		75	59	39	29	32	40	37	43	54	50	58	50	50
不動建設	2	13		16	10	-36	-22	-3	4	4	8	25	49	53	55	55
東亜建設工業	55	-107		40	21	41	13	37	42	49	45	58	77	116	78	78
松村組	10	11		22	19	12	14	18	18	17	52	63	81	75	63	54
太平工業	20	26		18	14	18	18	25	41	38	56	70	84	73	60	50
日産建設	-3	0		8	8	8	6	11	17	19	33	55	61	54	46	30
新井組																
三菱建設	-13	0		3	8	11	3	8	15	22	37	60	59	54	52	44
大末建設	-13	4		3	8	4	6	6	3	33	33	39	39	39	35	35
若葉建設	19	21		24	20	20	27	26	40	28	31	31	30	35	29	30
竹中土木																
大本組																
小計	1,632	1,817		2,439	1,952	1,843	1,745	2,003	2,213	2,561	3,314	4,617	4,536	3,789	3,140	3,047
計	2,416	2,781		3,809	3,275	2,948	2,735	2,947	3,161	4,207	5,924	8,221	8,512	7,495	5,790	5,927

売上高 (単位: 億円)

1993

会社名	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	期首予測	中間予測
清水建設	6,022	6,503		8,719	9,641	9,235	10,523	10,192	11,017	12,546	14,766	18,835	21,302	21,683	21,000	21,000
鹿島	6,308	7,055		8,631	9,426	9,321	9,136	10,222	4,406	12,414	14,198	17,017	19,513	19,547	17,000	17,000
大成建設	6,527	7,877		8,455	9,077	9,683	9,786	9,772	10,336	12,733	14,060	15,489	17,173	19,803	19,000	18,000
竹中工務店																
大林組	5,434	6,494		6,447	6,899	7,663	7,978	8,478	8,203	9,447	11,520	13,318	15,086	15,200	16,400	16,000
小計	24,291	27,929		32,252	35,043	35,902	37,423	38,664	33,962	47,140	54,544	64,659	73,074	76,233	73,400	72,000
熊谷組	4,983	5,590		6,072	6,145	7,099	8,410	7,554	8,593	4,519	11,002	12,014	11,450	10,786	9,000	9,000
戸田建設	2,863	3,250		3,392	3,439	3,972	3,583	4,078	4,445	2,563	5,878	7,355	7,805	7,535	8,300	7,300
ハサマ	3,257	3,346		3,431	3,624	3,790	3,509	3,676	4,553	5,275	3,076	6,871	6,973	6,634	6,700	5,850
フジタ	3,140	3,777		3,843	4,274	4,374	4,560	4,779	1,813	5,385	6,644	7,447	8,204	8,498	8,900	7,900
西松建設	2,344	2,437		3,201	2,761	2,837	2,932	3,263	4,047	4,455	4,810	5,521	6,218	6,026	6,100	5,800
東急建設	2,226	2,460		2,644	2,704	3,360	3,148	3,375	3,707	4,337	2,486	5,210	5,911	6,188	6,750	6,460
三井建設	2,578	2,889		2,903	2,459	2,637	3,075	3,182	2,904	4,141	4,152	5,022	5,796	5,825	5,400	5,250
佐藤工業	2,535	2,795		2,463	2,696	2,937	2,921	3,019	3,273	3,589	2,129	5,029	5,426	6,155	6,400	6,290
前田建設	2,185	2,402		2,951	2,990	3,142	3,302	3,683	1,263	3,971	4,226	4,750	5,011	5,010	5,300	5,300
鴻池組	2,051	2,303		2,510	2,355	2,373	2,261	2,799	3,057	3,585	3,774	4,689	4,689	4,936	4,955	4,662
五洋建設	2,117	2,130		2,589	2,336	2,741	2,738	2,819	3,331	3,553	3,716	4,391	5,014	5,219	5,300	5,600
飛島建設	2,553	3,133		3,316	3,192	3,152	3,004	3,277	3,445	3,814	4,164	4,196	4,606	4,604	4,100	4,100
住友建設	1,666	1,802		2,141	1,974	1,935	2,115	2,159	2,483	2,712	3,162	3,647	3,601	3,030	3,200	3,000
奥村組	1,997	2,270		2,201	2,233	2,268	2,385	2,365	2,506	2,950	3,142	3,401	3,614	3,441	3,280	3,250
日本国土開発	1,134	1,326		1,429	1,603	1,641	1,658	1,958	2,215	2,517	3,120	3,436	3,519	3,531	3,400	3,300
青木建設	1,363	1,436		2,006	1,907	1,922	2,312	2,346	2,633	2,816	3,201	3,236	3,472	3,475	3,500	3,300
長谷工コーポレーション	1,611	2,043		2,276	1,934	2,129	2,485	3,082	2,679	4,337	4,890	5,210	5,288	5,198	4,500	4,300
銭高組	1,535	1,760		1,903	1,823	1,859	815	1,801	2,040	2,326	2,563	2,989	3,280	3,068	3,425	3,305
浅沼組	1,150	1,270		1,325	1,375	1,502	1,540	1,529	1,495	722	2,170	2,486	2,952	2,921	2,925	2,840
大日本土木	917	994		1,124	1,194	1,248	1,403	1,440	1,646	1,973	1,600	2,439	2,916	2,871	3,000	2,800
安藤建設	927	981		1,105	1,011	1,010	1,094	1,283	1,520	1,610	1,847	2,388	2,421	2,619	2,700	2,700
東海興業																
東洋建設	963	1,002		1,131	1,165	1,241	1,345	1,391	1,577	1,800	1,965	2,279	2,464	2,813	2,900	2,650
鉄建	1,568	1,725		1,803	1,809	1,859	1,724	1,910	1,887	1,830	2,070	2,180	2,538	2,467	2,520	2,520
不動建設	1,108	1,118		1,170	1,255	1,404	1,372	1,378	1,564	934	1,867	2,047	2,316	2,285	2,400	2,300
東亜建設工業	1,310	1,297		1,442	1,240	1,317	1,346	1,444	1,724	1,817	1,873	2,017	2,396	2,605	2,800	2,700
松村組	904	1,032		1,081	1,194	1,188	1,025	982	1,143	513	1,626	1,842	2,151	2,562	2,500	2,315
太平工業	810	910		920	907	939	1,038	961	1,005	1,227	1,462	1,627	1,770	1,857	1,830	1,800
日産建設	810	905		1,008	1,008	926	946	949	986	1,049	1,204	1,517	1,800	1,901	1,950	1,800
新井組																
三菱建設	730	721		624	638	642	712	700	722	851	925	1,219	1,497	1,725	1,780	1,666
大木建設	498	706		573	560	587	623	684	223	843	1,005	1,137	1,428	1,380	1,390	1,390
若築建設	640	551		634	673	647	730	766	930	1,010	1,040	1,122	1,149	1,452	1,350	1,350
竹中土木																
大本組																
小計	54,473	60,361		65,211	64,478	68,678	70,111	74,632	75,409	83,024	96,789	118,714	127,675	128,617	128,555	122,798
計	78,764	88,290		97,463	99,521	104,580	107,534	113,296	109,371	130,164	151,333	183,373	200,749	204,850	201,955	194,798

（財）建設経済研究所と「日本経済と公共投資」

（財）建設経済研究所

建設経済研究所は、昭和57年9月1日、建設大臣の許可により財団法人として発足しました。昭和57年は、東日本建設業保証株式会社、西日本建設業保証株式会社および北海道建設信用保証株式会社の建設保証事業3社が創立30周年を迎えた年であり、その記念事業の一環として研究所創立のための出捐がなされたものです。これには、安定経済成長への移行、人口の安定化などの社会情勢の変化に対応して、望ましい国土形成の推進と建設産業の発展に資するため、中立的立場から公共投資および建設産業のあり方の理論的かつ実証的な研究を推進することが、社会的に強く要請されているという背景がありました。

研究所の活動に対しては、経済学者を中心とする学識経験者の協力、建設省の支援が得られており、調和のとれた適切な国土基盤の形成と建設産業の振興に寄与すべく調査研究を進めております。

日本経済と公共投資

研究所では、57年から「日本経済と公共投資」を発表し、内外の経済動向を踏まえ、公共投資や建設産業のあり方について政策提言を行っています。

「日本経済と公共投資」の副題

昭和57年 5月 副題なし

58年12月 ～内需中心の経済成長を図るために～

59年 6月 ～内需中心の持続的成長をめざして～

59年12月 ～均衡ある経済社会の形成のための社会資本ストックの充実をめざして～

60年 7月 ～国際経済環境の変化の下で公共投資に関する政策の変革を求める～

60年12月 ～住宅・社会資本整備のため、今こそ財政出動のとき～

61年 7月 ～国際協調型経済運営をめざして～

61年12月 ～経済運営の転換期の今こそ、積極財政の展開を求める～

62年 7月 ～構造転換に向けて新たな公共投資の展開を～

62年12月 ～内需拡大に向けて、根本的課題への挑戦～

- 63年 7 月 ～国際協調のための変革への積極的対応～
- 63年12月 ～建設市場の拡大の中で魅力ある建設産業への脱皮～
- 平成元年 7 月 ～真の豊かさを目指した建設大国へ～
- 元年12月 ～真の豊かさに向けて経済政策の転換のとき～
- 2 年 7 月 ～再認識された公共投資、21世紀への道程～
- 2 年12月 ～430 兆円、活かして使うための努力と方策～
- 3 年 7 月 ～90年代の公共投資、21世紀へのかけ橋に～
- 3 年12月 ～ポストバブル、90年代の建設経済～
- 4 年 7 月 ～バブル崩壊後の建設経済、経済正常化へのシナリオ～
- 5 年 1 月 ～長びく建設経済の低迷、着実に実需の回復を～
- 5 年 7 月 ～公共投資、求められる改革へのみち～
- 5 年12月 ～制度改革をスプリングボードに、新たな展開を～

(財) 建設経済研究所

〒106 東京都港区麻布台二丁目4番5号 メソニック39森ビル9階

TEL 03-3433-5011

FAX 03-3433-5239

ニューヨーク事務所

Two World Financial Center, Building B

225 Liberty Street

17th Floor

New York, NY 10281-1195

TEL 212-667-9880